

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



左：帆船日本丸大規模改修 第1号ドック注水式（平成31年3月21日）
右上：客船クイーン・エリザベス寄港（平成31年4月19日、大黒ふ頭客船ターミナル）
右下：横浜ローズウィーク（令和元年5月3日～6月2日）

令和元年 6 月
横 浜 市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配をいただき、深く感謝申し上げます。

横浜市は、人口減少社会の到来や超高齢社会の進展など、これまで経験したことのない新たな局面を迎えています。こうした大きな転機を迎える中、直面する課題を乗り越え、持続的な成長を実現していくことを目指し、「横浜市中期4か年計画2018～2021」を策定しました。2030年を展望した中長期的な戦略と、2021年度までの4年間に重点的に推進すべき政策を掲げ、市民生活の向上や横浜経済の活性化につながる施策を、積極的に進めています。

そして、「第7回アフリカ開発会議」、「ラグビーワールドカップ2019™」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」といった、世界から注目の集まるイベントの開催を控え、横浜港はワールドクラスのクルーズポートへ飛躍し続けており、道路、鉄道、港湾などの都市インフラの整備も着実に進めています。

このたびの提案・要望におきましても、大都市としての力を最大限に発揮できる「特別自治市」の早期実現をはじめ、待機児童対策と保育・教育の安定的な基盤づくり、教育の環境と質の向上、認知症施策の推進、外国人材の受入れ・共生、プラスチック対策など、基礎自治体として、迅速かつ着実に取り組むべき施策を挙げています。また、文化芸術振興、国際園芸博覧会の招致、脱炭素社会の実現、都市の国際競争力強化など、次世代を見据えた、持続可能な成長に寄与する施策も挙げています。

国が掲げる「人づくり革命」、「生産性革命」や「一億総活躍社会の実現」には、国と地方が一体となって取り組む必要があります。横浜市は、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ都市として、日本の社会・経済の成長をけん引していく決意です。

関係府省におかれましては、この提案・要望に対し特段の御配慮をくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和元年6月

横浜市長 林 文子

提案・要望項目

1 力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

- (1) 文化芸術立国の推進及び劇場整備に向けた総合的支援の創設……………1
- (2) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備……………3
- (3) 海外インフラビジネスの一層の推進……………5
- (4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化……………7

2 花と緑にあふれる環境先進都市

- (1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進……………9
- (2) 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請……………11
- (3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援……………13
- (4) プラスチック対策の推進……………15

3 超高齢社会への挑戦

- (1) 認知症施策の推進……………17
- (2) 介護人材確保に向けた取組の推進……………19
- (3) 国民健康保険への財政支援の拡充……………23

4 人が、企業が集い躍動するまちづくり

- (1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進……………25
- (2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援……………27
- (3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援……………29

5 未来を創る多様な人づくり

- (1) 子どもの医療費助成の充実……………31
- (2) 待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり……………33
- (3) 放課後児童健全育成事業の充実……………37
- (4) 小学校高学年における「チーム学年経営」の推進……………39
- (5) 小学校高学年の外国語教科化に向けた指導體制の充実……………41
- (6) 外国籍等児童生徒に対する支援の充実……………43
- (7) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化……………45
- (8) 学校における働き方改革の取組の促進……………47
- (9) 女性活躍の取組の推進……………49
- (10) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進……………51
- (11) 児童虐待対策のための市町村の機能強化の推進……………53
- (12) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充……………55
- (13) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の見直し……………57

6 未来を創る強靱な都市づくり

(1) 国土強靱化の推進	59
(2) 国際競争力及び防災力強化に向けた高速道路等の整備推進	61
(3) 連続立体交差事業関連及び道路の防災・安全対策の推進	63
(4) 鉄道整備事業の推進	65
(5) ふ頭機能の再編などによる横浜港の国際競争力強化	67
(6) 公共施設の老朽化対策の推進	71
(7) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援	75
(8) 国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大	77

7 国の成長をけん引する大都市の自治強化

(1) 「特別自治市」の早期実現	79
(2) 地方分権改革の推進	81
(3) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進	83
【巻末】提案・要望項目 府省別一覧	85

文化芸術立国の推進及び 劇場整備に向けた総合的支援の創設

文部科学省、国土交通省

1 劇場整備に向けた総合的支援の創設 2 文化芸術立国による成長戦略の更なる推進

【提案の背景・必要性】

- ・ これからの少子化、超高齢化など厳しい社会情勢においても、安定的な経済のもと、**真の豊かさを実現できる社会**をつくるためには、**文化芸術が重要な役割**を果たします。国においても、文化芸術により都市再生、活力などにつなげていくよう、財政面を含め取組を一層強化する必要があります。
- ・ 我が国では、文化芸術活動を支えている実演団体の多くは、民間団体であり、資金面や環境など厳しい状況にあります。一方、欧米などの諸外国では、国や地方公共団体の劇場に実演団体が属し、人材育成や活性化支援は、公の取組として進んでおり、文化芸術活動の基盤となっています。
- ・ 横浜市では、オペラ、バレエ、歌舞伎など、**本格的な舞台芸術を上演できる劇場**の整備について、有識者による検討委員会を設置して検討を進めています。この劇場は、国が目指す文化芸術立国の実現に資する施設として、横浜だけではなく、我が国の将来の成長戦略にも貢献するものと考えています。
- ・ 次世代の育成、実演団体の活性化などによる文化芸術の創造・発展とともに、**まちづくり、インバウンドを含めた観光施策との連携**、さらに、経済成長への貢献など、劇場を中核とした新たな文化芸術創造都市として横浜の持続的な成長につなげます。

【提案内容の説明】

1 劇場整備に向けた総合的支援の創設

- ・ 現在、国においては、**劇場整備についての補助制度**がありません。劇場の公共性や幅広い整備効果を考慮し、補助制度などの**支援メニューの創設**を提案します。また、質の高い舞台芸術の継続的な実演が、効果拡大につながります。持続的な運営に向け、**積極的な自主事業の展開への支援制度の拡充**などを提案します。

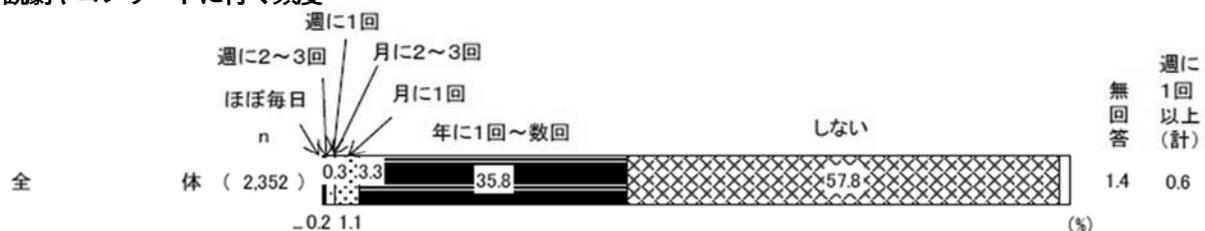
- ・ 舞台芸術活動のグローバル化が進む中、**欧米の劇場との連携が重要**です。国が主体となった**劇場間のグローバルネットワークづくり**を提案します。また、アジア諸国・諸都市では、文化芸術への取組強化が進んでおり、舞台芸術の交流も重要です。舞台芸術を通じた国際交流の促進を提案します。
- ・ また、横浜から本格的な舞台芸術を創造・発信することで、**訪日外国人の舞台芸術鑑賞機会の拡大など、国際競争力の強化**につなげます。**都市の「文化・交流」のレベルやブランド力を上げる劇場整備への支援**を提案します。

2 文化芸術立国による成長戦略の更なる推進

- ・ 文化芸術立国の実現に向けた取組は、**文化芸術とともに、観光、経済、まちづくり、教育など多分野にまたがる**ものです。文化芸術が未来投資戦略2018に位置づけられていることなどを踏まえ、国と地方が一体となって文化芸術を振興するために、**国の文化予算の更なる拡充**を提案します。
- ・ 文化芸術による子ども育成総合事業を拡充し、劇場での体験学習を教育に取り入れていくほか、若手芸術家育成のための**舞台芸術の演者への人材育成支援事業を拡充**することを提案します。また、実演団体は、我が国の舞台芸術を担う大切な財産です。**巡回公演事業への支援拡充**とともに、公共的視点から持続的な活動につなげられるよう取組の更なる拡充を提案します。

<平成30年度 横浜市民意識調査>

観劇やコンサートに行く頻度



観劇やコンサートのための外出先



外国人材の受入れ・共生のための環境整備

法務省

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた国と地方自治体の連携強化
- 2 地方自治体が行う共生に向けた取組に対する財政支援の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 国において、新たな在留資格「特定技能」の創設などを含む「改正出入国管理及び難民認定法」が成立（平成30年12月）し、改正法が施行される今年度からの5年間で最大約34万5千人の外国人の受入れが見込まれています。
- ・ 横浜市の外国人人口は、全国の市区町村で2番目に多く、4月末で10万人を突破（5年間で約3割増加）しましたが、一層の増加が見込まれます。
- ・ 外国人への生活支援は、総合的な情報提供・相談対応を行う拠点施設である「横浜市国際交流協会」と、市内10か所に設置している身近な相談窓口である「国際交流ラウンジ」において、NPOやボランティア団体等とも連携して、多言語での相談対応、日本語学習支援、地域とのつながりづくりに取り組んでいます。
- ・ こうした中、新たな国の交付金が創設されましたが、地方自治体によって外国人人口が大きく異なることや、これまで各地方自治体が独自の体制や内容で外国人への生活支援を進めてきたことから、地方自治体の取組への支援策を地域の実情を踏まえた制度へと拡充する必要があります。

【提案内容の説明】

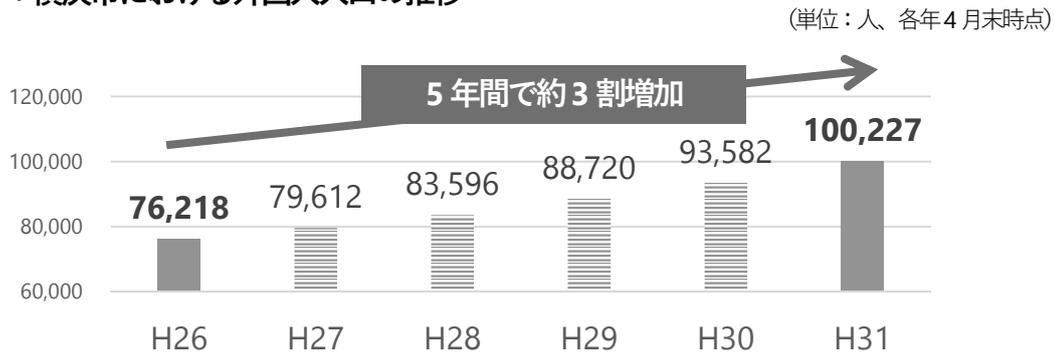
1 外国人との共生社会の実現に向けた国と地方自治体の連携強化

- ・ 外国人との共生社会の実現に向けて、国と地方が一体となって継続的に取り組むため、外国人との共生に係る基本法を新たに制定し、国と地方の責務を法律に位置付けることについて検討することを提案します。
- ・ 共生社会の実現に向けた歩みを着実に進めていくためには、地域に根差したNPOやボランティア団体等による活動が不可欠です。外国人への生活支援や地域社会とのつながりづくりなどに取り組むNPOやボランティア団体の活動を、国と地方が連携して支援する仕組みづくりを提案します。

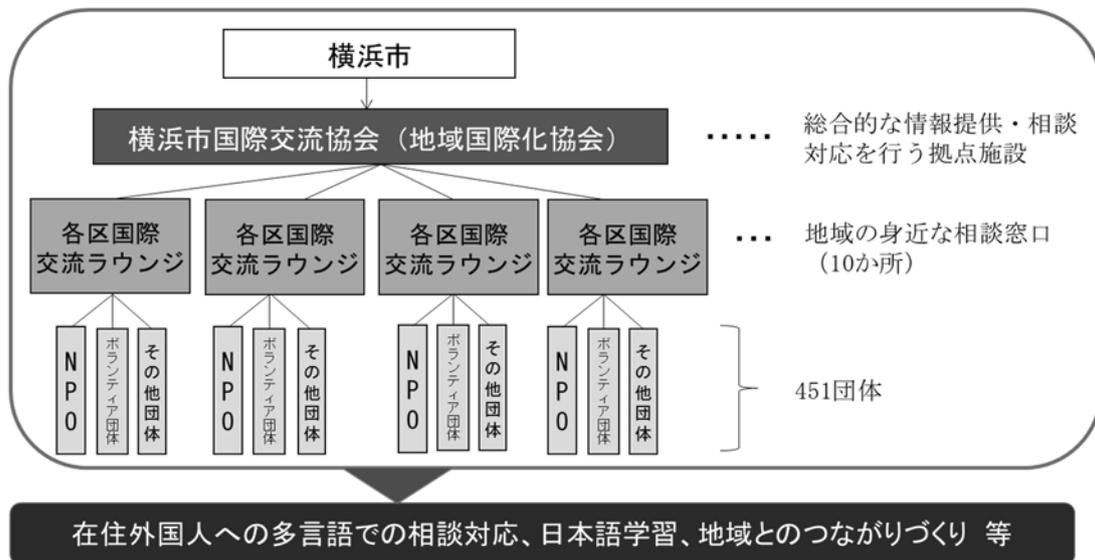
2 地方自治体が行う共生に向けた取組に対する財政支援の拡充

- ・ 外国人への情報提供及び相談に係る交付金（外国人受入環境整備交付金）は、上限額が一律に1千万円と定められています。地方自治体が居住する外国人人口に見合う支援拠点数を運営できるよう、上限額の複層化を提案します。

参考1：横浜市における外国人人口の推移



参考2：横浜市における外国人支援の体制



参考3：横浜市における外国人支援の主な取組例

○行政情報等の提供の多言語化

- 外国人向け広報の充実（防災・ごみの出し方等）

○行政手続・生活相談の多言語対応

- 国際交流ラウンジ等の設置（生活情報提供、相談、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを実施／H30年度相談件数：22,407件）

○日本語学習支援

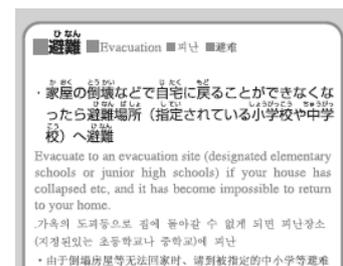
- 市民団体等による比較的小規模な地域日本語教室（約130教室）
- 国際交流協会による日本語教室の運営支援、日本語ボランティア研修会

○防災・医療など緊急時の多言語対応

- 横浜市外国人震災時情報センターの設置（災害発生時）
- 神奈川県やNPO等との協力による医療通訳派遣事業

○地域社会とのつながりづくり

- 外国人急増地域へのコーディネーター配置
- 来日初期の方のための多言語冊子の作成



多言語防災リーフレット



国際交流ラウンジでの相談

海外インフラビジネスの一層の推進

内閣官房、内閣府、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省

- 1 海外インフラビジネスの推進のための体制の構築・強化
- 2 スマートシティの海外発信に対する支援強化

【提案の背景・必要性】

- ・ 国の「**インフラシステム輸出戦略**」では、地方自治体の海外展開、特に地元企業の海外展開支援と国際貢献への取組に対して支援を行うと位置付けられています。一方、競合する各国でも、案件発掘・計画段階から公民が密接に連携するとともに、金融支援を行うための法改正等を行うなど、支援を強化しており、我が国も**海外展開を担う事業主体に対する支援策**を早急に作成する必要があります。
- ・ 横浜市では、平成 23 年 1 月から、新興国の都市課題解決と市内企業の海外インフラビジネス展開を支援する **Y-PORT 事業**を推進しています。平成 29 年 7 月に、都市開発に関する技術を有する市内企業を中心に、**一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA)** が設立され、**公民連携による包括的な都市開発の海外展開が可能**となりました。平成 30 年 1 月には、東南アジアで工業団地を広く展開するタイ企業から、YUSA がコンサルティング契約を受注するなどの成果を挙げています。
- ・ また、横浜市では、**アジア・スマートシティ会議**を毎年開催しています。この会議は、「スマートシティ」の議論を深める場として、近年は企業の参加が増加しており、包括的な都市開発への民間部門の関心の高まりを示しています。

【提案内容の説明】

1 海外インフラビジネスの推進のための体制の構築・強化

- ・ 地方自治体が進める包括的な都市開発の海外展開を担う事業主体に対して、その経営基盤を安定させ、継続的に海外展開を行うための助成制度や税制面での支援制度など**新たな支援制度の創設**を提案します。

2 スマートシティの海外発信に対する支援強化

- ・ 包括的な都市開発について議論を進める**地方自治体主催の国際会議**が、海外への発信の場として定着するよう、**国内外のハイレベルな参加者の招聘に国の持つネットワークを活用することや財政面での支援**など、継続的な支援を提案します。
- ・ 地方自治体を持つ都市づくりの経験と企業の持つ高い技術に関する情報を一堂に集め、**海外に対して発信**することで、質の高い都市関連インフラの輸出やパッケージでの展開が促進され、都市力の強化と持続的成長の実現につながります。こうした**情報発信強化のための支援**を提案します。

【参考1】 公民連携による国際技術協力（Y-PORT 事業）について

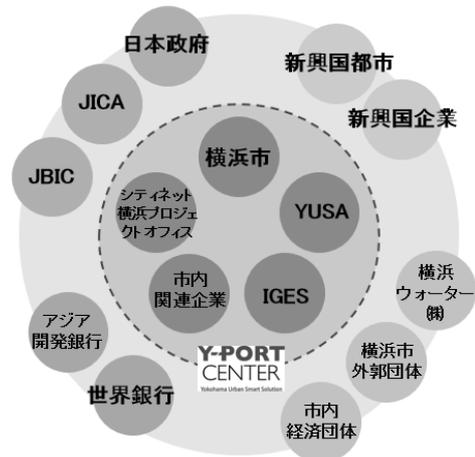
<Y-PORT 事業の取組概要>

都市課題の解決と、市内企業の海外インフラビジネス展開支援に向けて、次の取組を進めています。

- ・ 新興国での制度づくり支援を通じた環境技術のマーケット形成
- ・ 新興国都市・企業との共創による都市ソリューションの創出
- ・ 新興国都市ニーズの把握と企業への情報提供
- ・ 市内企業の技術を新興国都市へ紹介
- ・ 横浜ブランドの価値向上と国際的ネットワークの構築

<一般社団法人 YOKOHAMA URBAN SOLUTION ALLIANCE (YUSA) について>

- ・ 海外インフラビジネス機会の拡大と新興国の都市課題解決に貢献するため、市内企業が中心となって設立（平成29年7月）
- ・ 横浜市と連携協定を締結（平成29年8月）
- ・ 会員数28社（令和元年5月時点）



【参考2】 Y-PORT 事業の成果について

これまでに8件が事業化しています。また、新興国の諸都市・企業との連携に加えて、国や国際機関等とも連携しながら、次のような先進的な取組に積極的に関わっています。

<取組事例：質の高いインフラの海外展開支援に向けた事業実施可能性調査事業>

- ・ アマタ社（タイ）工業団地の玄関口となるエリアをゲートウェイエリアと位置づけ、「Yokohama-AMATA Smart SABAI District」というコンセプトの下、スマートシティイメージの構築をYUSAとアマタ社が連携して取り組んでいる事業です。
- ・ SABAI は、「Smart Atmosphere for Business, Art and Intelligence」の頭文字をとったものであると同時に、タイ語で「ゆったり」や「心地の良い」などを意味する言葉でもあり、働くこと、学ぶこと、そして交流できる快適な地区を提供することを目指すものです。
- ・ この事業は、日本の知見、特に横浜をモデルとして活用したスマートシティのショーケースを実現化することで、アマタ社が今後ASEAN地域で工業団地を展開していくうえで1つのビジネスモデルとなることを目指すものです。
- ・ 魅力ある都市機能の導入や将来を見据えた地区の発展を確実に実現していくため、具体的な開発の知見や行政側の助言等、横浜市が協力して進めています。
- ・ この取組は、昨年10月に北京で開催された「日中第三国市場協力フォーラム」において、日中間及び各国企業間で締結された覚書の代表的な協力事例として、安倍首相、世耕経済産業大臣のスピーチにおいても、取り上げられました。



「日中第三国市場協力フォーラム」の様子
（2列目右から4人目：YUSA 大谷会長）

アジアにおける MICE 分野の国際競争力強化

国土交通省

「グローバル MICE 都市」として海外競合都市との国際競争を勝ち抜くため、MICE 誘致・開催支援制度等の創設

- 1 誘致活動に利用できる誘致助成金制度や一定規模以上の国際会議を開催する際の会場使用料への助成制度の創設
- 2 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度の創設

【提案の背景・必要性】

- ・ 国においては、「日本再興戦略アクションプラン」（平成 25 年 6 月閣議決定）で、「2030 年にはアジア NO.1 の国際会議開催国として不動の地位を築く」という政府目標が掲げられ、都市の MICE 誘致力向上のために、横浜市は「グローバル MICE 戦略都市」（現「グローバル MICE 都市」）に選定されました。
- ・ また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月策定）では、観光先進国の実現に向けて政府一丸、官民一体となって取り組み、政府レベルでの MICE 誘致支援体制を構築することが掲げられたほか、「観光立国推進基本計画」（平成 29 年 3 月閣議決定）でも、国際会議の開催に関する目標が設定されるなど、MICE 誘致における国際競争力の強化は、政府全体で取り組むべき課題として位置付けられています。
- ・ さらに、平成 31 年 1 月からは「国際観光旅客税」が創設され、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源が確保されました。
- ・ こうした中、国として MICE 誘致・開催支援に必要な制度を創設し、これまで以上に「グローバル MICE 都市」への支援を拡充することにより、日本の MICE をけん引するための国際競争力を確保することが必要です。

1 誘致活動に利用できる誘致助成金制度や一定規模以上の国際会議を開催する際の会場使用料への助成制度の創設

- ・ アジア諸国の競合都市では、誘致助成金や施設使用料減免等を国策として実施し、国際競争力を強化しています。韓国では、誘致段階での会場視察のための宿泊・飛行機費用負担、会議参加者の宿泊料全額補助、文化・芸術プログラムの提供など、国が主導となって年々支援を拡大しています。

2 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度の創設

- ・ 海外では、大学において国際会議の開催に伴う事務を支援する「カンファレンス・サービス」が提供されるなど、大学教員や研究者等による国際会議の誘致・開催を容易にするための環境整備が進んでいます。

- 一方、日本では、観光庁の MICE 国際競争力強化委員会提言（平成 30 年 7 月）において、**大学教員等が、研究活動が多忙であることなどから、国際会議の地元主催者として立候補する意欲を持つことが難しい環境にあることが課題**として指摘されています。今後、国際会議に立候補した際のサポートを強化し、国際会議開催件数を増やすことで、日本のプレゼンス向上につながります。

【提案内容の説明】

1 誘致活動に利用できる誘致助成金制度や一定規模以上の国際会議を開催する際の会場使用料への助成制度の創設

- 国際会議の主催者へのインセンティブとなり、誘致に直接つながる支援策として、**海外キーパーソンの視察受入費用や事前 PR 等、誘致活動段階から活用することのできる助成金制度**や、一定規模以上の国際会議を開催する際に**固定費として必須となる会場使用料に対する助成制度を創設**することを提案します。

2 大学における「カンファレンス・サービス」設置助成制度の創設

- 大学等と連携して MICE 誘致・開催の促進を図るため、**国際会議開催のポテンシャルの高い大学に向けて、誘致・開催事務を専門に行う「カンファレンス・サービス」設置のための助成制度を創設**することを提案します。

■参考 1：世界における MICE 開催件数の推移

順位	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
1 位	アメリカ	アメリカ	韓国	韓国
2 位	ベルギー	韓国	ベルギー	シンガポール
3 位	シンガポール	ベルギー	シンガポール	ベルギー
4 位	韓国	シンガポール	アメリカ	オーストリア
5 位	日本	日本	日本/フランス	アメリカ
6 位	フランス	フランス	スペイン	日本

(出典) UIA 国際会議統計

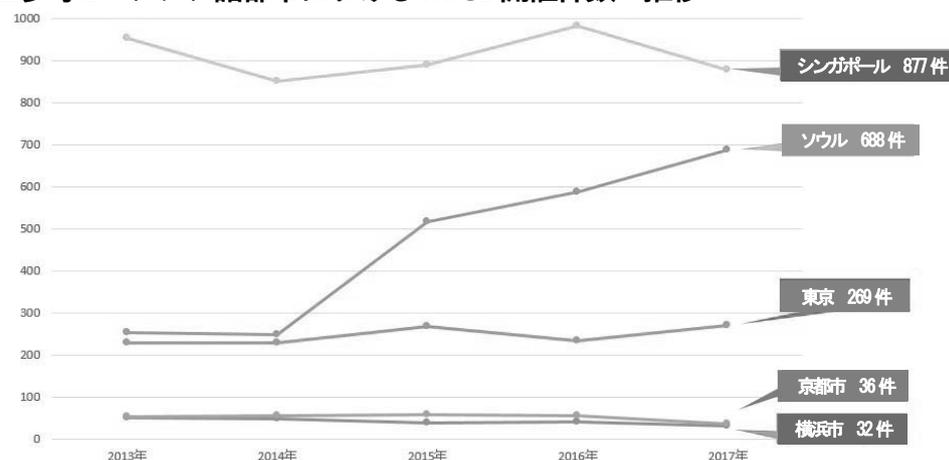
【UIA 国際会議の基準】

- 国際機関・国際団体 (UIA に登録されている機関・団体) の本部が主催又は後援した会議で
 - 参加者数 50 人以上
 - 参加国数 開催国を含む 3 か国以上
 - 開催期間 1 日以上

又は

- 国内団体もしくは国際団体支部等が主催した会議で
 - 参加者数 300 人以上 (うち 40%以上が主催国以外の参加者)
 - 参加国数 開催国を含む 5 か国以上
 - 開催期間 3 日以上

■参考 2：アジア諸都市における MICE 開催件数の推移



(出典) UIA 国際会議統計

花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進

国土交通省、財務省

- 1 花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組の拡充
- 2 都市部のまとまった緑の確実な保全に向けた取組の拡充
- 3 グリーンインフラの整備・機能向上を推進するための支援の拡充

【提案の背景・必要性】

1 花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組の拡充

- ・ 国においては、ガーデンツーリズムによる観光誘客の強化など地域の活性化を図るため、各地の庭園等を広域的にネットワーク化する取組を進めており、今年4月には**ガーデンツーリズム登録制度**が創設されました。
- ・ 横浜市では、「花と緑にあふれる環境先進都市」の実現に向けて、平成29年の全国都市緑化フェアの成果を継承し、市民・企業参加によるまちづくり、賑わい創出、観光・MICEの振興等に取り組む「ガーデンシティ横浜」を推進しています。そのリーディングプロジェクトである「**ガーデンネックレス横浜**」では、**多様な主体と連携し、花と緑を生かした都市の魅力づくりや登録制度（第1回登録）**に選ばれたガーデンツーリズムによる観光誘客の強化に取り組んでいます。

2 都市部のまとまった緑の確実な保全に向けた取組の拡充

- ・ 横浜市では、市民税の超過課税として「**横浜みどり税**」により財源を確保し、緑を次世代に継承することを目的に「**横浜みどりアップ計画**」を推進しています。
- ・ **市内に残る緑の多くは民有地**であり、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や条例に基づく市民の森などの緑地保全制度を通じて、**指定地の拡大による固定資産税・都市計画税等の軽減や維持管理の支援、所有者の不測の事態等による買入れ申し出への対応**などに取り組んでいます。
- ・ 都市部の緑が、相続を契機に開発用地に転用・売却される中、**相続税の基礎控除額は平成27年に大幅に縮小**されました。横浜市の所有者意識調査でも、**樹林地の所有者の4割以上が「将来の遺産相続時の対応」**を課題に挙げており、**所有者の負担軽減に取り組むことが喫緊の課題**です。

3 グリーンインフラの整備・機能向上を推進するための支援の拡充

- ・ 国においては、「国土形成計画（全国計画）」（平成27年閣議決定）で、**社会資本整備等において自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進**することが掲げられています。
- ・ 横浜市では、公園整備や歩道・植樹ますの改良等に合わせて雨水の浸透機能向上等を進めていますが、保水・遊水、延焼防止、気温上昇抑制、生物の生息・生育の場の提供、景観形成等、**緑が持つ多様な機能を積極的に活用して都市基盤整備を進めるためには、従来の施策の枠組みを越えて総合的に対応を進めることが必要**です。

【提案内容の説明】

1 花と緑を生かして都市の魅力や賑わいを高める取組の拡充

- ・ 安らぎや交流を生む花と緑を生かして、都市の魅力や賑わい、国内外への発信力を高めるため、花と緑による名所づくり・プロモーション等に取り組む地方自治体への財政支援の拡充、地方自治体間の広域的な連携への支援、国による国内外への情報発信の強化を提案します。

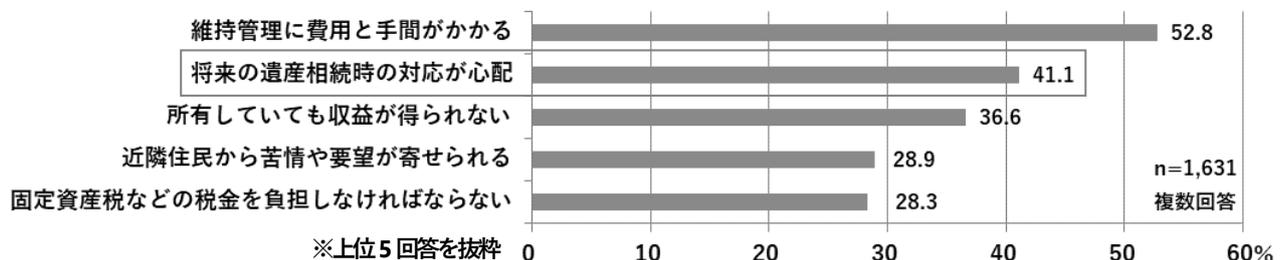
2 都市部のまとまった緑の確実な保全に向けた取組の拡充

- ・ 都市部における民有地の緑が相続時に確実に保全されるよう、
 - (1) 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区に指定された緑地について、
 - 農地と同様の相続税の納税猶予制度の創設
 - 公有地化に伴う譲渡所得に対する所得税の特別控除額の引き上げ
 - (2) 都市公園の用地として貸し付けた土地（借地公園）について、都市部の緑の保全のために緑地等と同様の役割を果たしていることを踏まえ、
 - 緑地並みに相続税の評価の控除割合の引き上げ
 - 農地と同様の相続税の納税猶予制度の創設
 など、税制上の負担軽減措置の拡充を要望します。
- ・ 地方自治体が行う公園緑地事業による緑地保全を促進するため、国有財産の買取を希望する地方自治体に対して、国有財産の1/3を無償貸付する優遇措置を適用することを提案します。

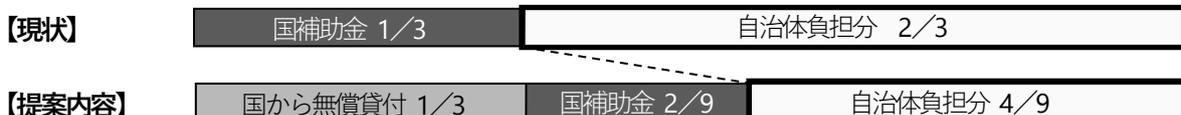
3 グリーンインフラの整備・機能向上を推進するための支援の拡充

- ・ 公園事業と連携した浸透基盤整備など、浸水被害軽減等のためのグリーンインフラの整備に対する財政支援を創設するとともに、国において、グリーンインフラに関する整備・維持管理の技術開発や効果検証手法の構築を推進することを提案します。

■樹林地を所有する上での課題：横浜市による所有者意識調査（平成29年7月実施）



■国有財産の買取を希望する地方自治体への優遇措置



旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請

農林水産省、国土交通省

国際園芸博覧会の開催要請

【提案の背景・必要性】

- ・ 国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に開催されています。
- ・ 横浜市では、国連 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、観光立国や地方創生・経済活性化の推進、旧上瀬谷通信施設の活性化による圏域振興等を図るため、国際園芸博覧会（A1 クラス）の招致を推進しています。

【提案内容の説明】

- ・ 「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」における審議とともに、地権者の皆様をはじめ市民・企業等の皆様から御意見をいただき、平成 30 年 3 月に横浜市としての基本構想案を取りまとめました。
- ・ 地元の地方自治体、経済界などが連携し、国際園芸博覧会の誘致活動や地域の協力体制の構築、機運醸成などを行うため、令和元年 5 月に「国際園芸博覧会横浜誘致推進協議会」を設立しました。
- ・ **引き続き、旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催に向けた検討をお願いします。**

【参考】基本構想案（抜粋）

- (1) 開催場所：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
- (2) 開催年：2026～29 年において開催することとし、最速で 2026 年を想定
- (3) 会場規模：国有地を中心に会場面積 80～100ha での開催が可能
- (4) 入場者規模：1,500 万人以上を想定

(5) テーマ・開催意義

テーマ



幸せを創る明日の風景

Scenery of The Future for Happiness

日本・横浜が創る 明日の豊かさを深める環境社会

○開催意義
 横浜・上瀬谷で花と緑等をシンボルに、地球環境の持続、経済成長、成熟社会等を展望した未来志向の国際園芸博覧会を開催

①国際的な視点
 地球環境を継承する具体的な取組を発信し、国連SDGsの課題解決に貢献

②花と緑・博覧会の視点
 園芸に関する最高水準の知識や文化を深め、新たな価値観やサービスを創出

③日本・横浜・上瀬谷での視点
 観光立国、地方創生等に貢献し、郊外部の活性化モデルとして圏域を振興

※旧上瀬谷通信施設について

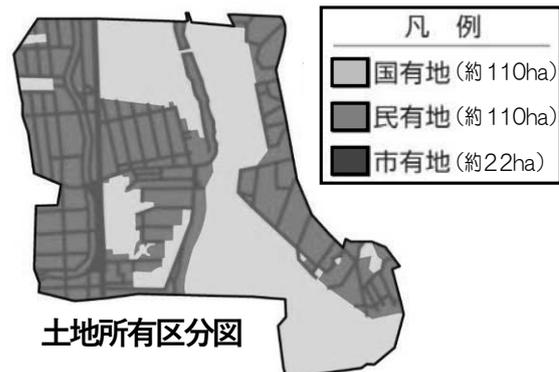
平成27年6月に米軍から返還された面積約242haの首都圏最大級の平坦な土地



開催場所 (旧上瀬谷通信施設)・交通アクセス



旧上瀬谷通信施設の航空写真



土地所有区分図

持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援

総務省、農林水産省、経済産業省、環境省

1 脱炭素経済への円滑な移行に向けた施策の推進

2 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充

- (1) 広域的な送電容量の拡充に向けた取組の推進
- (2) AI・IoT を活用した需給調整システムの構築に向けた支援
- (3) 地域決定型地方税制特例措置の認定要件の緩和

【提案の背景・必要性】

- ・横浜市は、パリ協定（温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組み）や SDGs（持続可能な開発目標）の採択後の世界の潮流等を踏まえ、昨年 10 月に改定した横浜市地球温暖化対策実行計画において、2050 年も見据えて「**今世紀後半のできるだけ早い時期における脱炭素化（温室効果ガス実質排出ゼロ）の実現**」を目指すこととしています。
- ・国でも、今年 6 月に取りまとめ予定のパリ協定に基づく長期戦略（案）で、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」の実現を目指すとされました。

1 脱炭素経済への円滑な移行に向けた施策の推進

- ・パリ協定等の採択後の流れを受けて、世界で脱炭素化が進み、産業構造が変化すると、国内経済も大きな影響を受けることが想定されます。
- ・横浜市では、脱炭素化に適合した経済への移行を見据えて、中小企業も含めた市内企業が円滑に対応し、市内の経済成長や生産性向上などにもつながるよう、課題や対策の方向性の検討を他都市に先駆けて進めています。
- ・一方で、市内経済は**国全体の産業構造や政策**の影響を大きく受けるため、この検討を進める上では、**国としての方向性が明らかにされていることが必要**です。
- ・また、脱炭素化に適合した経済への移行は、日本経済全体の共通課題であるため、**国と地方が一体となって、民間企業等の円滑な移行を支援**し、技術革新、新しい産業分野の開拓、投資拡大など、脱炭素化と経済・社会的課題の同時解決を目指すイノベーションを促進することが必要です。

2 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充

- ・脱炭素化の実現には、徹底した省エネルギーによる電力使用量の大幅削減に加え、全ての電力の再生可能エネルギーへの転換が必要ですが、現状、**電力の大量消費地である横浜市内では、エネルギー使用量に対する再生可能エネルギー生産量のポテンシャルは 10%程度にとどまっています**。
- ・そこで、横浜市では、今年 2 月に再生可能エネルギー資源を豊富に有する**東北地方の 12 市町村と「再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定」**を締結し、国の掲げる、地域の活力を最大限に発揮する「**地域循環共生圏**」の実現に向けて取り組むこととしました。

- ・しかし、**広域連携による再生可能エネルギー電力の活用**に向けては、広域的な送電網での空き容量の不足や、発電の最適地での送電設備の不足など、**送電容量の制約が課題**となっています。
- ・また、広域連携による再生可能エネルギー電力を確実に無駄なく届けるためには、使用者が再生可能エネルギー由来の電力を調達していることを把握できる仕組み（トラッキング）の構築や、気象条件に発電量が左右される電力の導入が進む中での適切な需給バランスの調整など、**需給調整の高度化も課題**です。
- ・さらに、**市内における再生可能エネルギー発電の普及**に向けては、国の税制上の特例措置、補助金、固定価格買取制度（FIT）などが発電設備の導入拡大に寄与してきました。しかし、平成28年度から、固定資産税に関する特例措置が地域決定型地方税制特例措置（地方自治体が一定の範囲内で自主的に課税割合を設定できる「わがまち特例」）に変更され、適用対象が限定されたため、**横浜市の「わがまち特例」では、地方税法上の最低の課税割合を設定しているにも関わらず、適用実績がありません。**

【提案内容の説明】

1 脱炭素経済への円滑な移行に向けた施策の推進

- ・脱炭素経済への円滑な移行に向けて、**国として、脱炭素化に適合した将来の産業構造の方向性を明らかにすること**、また、企業の業態転換や多角化の支援、新規企業の誘致、労働者の職業訓練や再就職支援など、**国と地方が一体となった民間企業等への支援策を検討すること**を提案します。

2 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた支援の拡充

- ・広域的な送電容量の拡充に向けて、**送電設備の増強**や、既存の送電設備を最大限に活用するための**運用方法の改善**を**迅速に進めること**を提案します。
- ・電力の需給調整の高度化に向けて、**AI や IoT を活用した需給調整システムの構築に取り組み事業者への財政支援**を行うことを提案します。
- ・市内における再生可能エネルギー発電の普及促進に向けて、**地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）の認定要件の緩和**を提案します。

■ 固定資産税に関する特例措置の適用対象

税目	対象資産	特例 (H24~27年度)	わがまち特例 (H28~29、H30~R元年度)	認定要件の緩和 を提案
固定資産税 (償却資産)	太陽光 発電設備	固定価格買取制度 (FIT) の 認定を受けた発電設備	固定価格買取制度 (FIT) の認定を受けていない 発電設備	「系統連系保護装置の 認証 ^{※2} を受けた設備を 取得したもの」等の一定 の要件を満たす設備を 適用対象に追加
			政府の補助 ^{※1} を受けて 取得した発電設備	
横浜市での 新規適用事業者数		約200件	0件	

※1：再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金（平成28年度まで）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（平成29年度から）等

※2：一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が行っている、発電設備が系統連系技術要件ガイドラインや電気用品安全法などの基準に合格していることを認証する制度。太陽光発電設備を設置する場合には、固定価格買取制度（FIT）の認定を受けたか、受けていない（自家消費型）かに関わらず、通常、この認証が必要となる。なお、系統連系保護装置の国内非住宅向け出荷台数は、平成29年度176,258台。FIT制度上の全国対横浜市の導入比率から、市内出荷台数は約550台程度と推測される。（一般社団法人日本電機工業会 PVパワコン統計委員会）

提案の担当 / 温暖化対策統括本部企画調整部調整課企画担当課長 池上 武史 TEL 045-671-4108
環境創造局環境保全部環境エネルギー課長 大島 貴至 TEL 045-671-2666

プラスチック対策の推進

環境省、経済産業省

- 1 国を挙げてプラスチック対策を推進する仕組みの強化
- 2 プラスチック対策に取り組む地方自治体への財政支援の創設

【提案の背景・必要性】

- ・ プラスチックによる海洋汚染や、焼却に伴う温室効果ガスの排出による地球温暖化は、SDGs（持続可能な開発目標）達成などの観点から、世界的な課題となっています。
- ・ 国は、総合的なプラスチック対策として、3R（リデュース〔Reduce〕・リユース〔Reuse〕・リサイクル〔Recycle〕）の取組を基本とした「資源循環」、不法投棄やポイ捨て対策、清掃・回収などの「海洋プラスチック対策」、途上国への支援等の「国際展開」、産業振興や技術開発などによる「基盤整備」の4つを重点戦略とした「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- ・ SDGs 未来都市に選定された横浜市においても、国の重点戦略に沿い、「資源循環」（ワンウェイプラスチックの削減、プラスチックの分別・リサイクルの更なる推進）、「海洋流出対策」（プラスチックの飛散流出の防止）、「連携協働」（取組を加速させていくための市民・事業者との協働）の3つを重点戦略とした「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」の策定を進めています。
- ・ 今後、このプログラムに基づく取組を進めていきますが、**広報・啓発はあくまでも自主的な取組を促すものであり、その実践は市民に委ねられています。**また、分別を徹底しても、家庭から排出される一般廃棄物で容器包装リサイクル法の対象外となるプラスチックごみや、事業者から排出される産業廃棄物など、**法律に処理方法の指定がないことでリサイクルが行われずに焼却処理されるプラスチックごみが多く存在しています。**さらに、**街の美化や河川清掃では、清掃する地域が限定的になるなど、局所での対応にならざるを得ず、現状では、海洋流出の発生源を特定することも困難です。**
- ・ **プラスチック対策を実効性のあるものにしていくには、環境行政を担う単独の地方自治体の取組には限界があることから、天然資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、海洋プラスチックゼロエミッション等の幅広い視点から、製造事業者等によるプラスチックの使用抑制や素材転換などに、国を挙げて取り組むことが必要です。**
- ・ また、**行政が市民や事業者に対して自主的な取組を促すだけでなく、法律に基づく使用抑制・リサイクル等の推進や、地方自治体への財政支援など、各主体が継続的に取り組むための仕組みを強化することも必要**です。

【提案内容の説明】

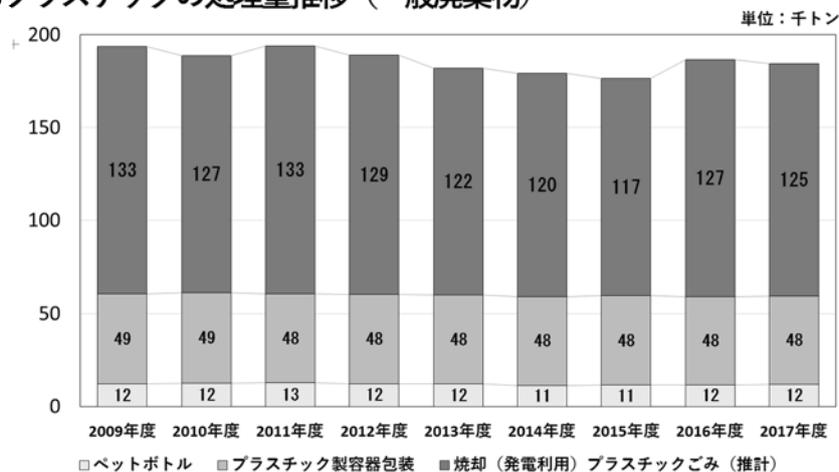
1 国を挙げてプラスチック対策を推進する仕組みの強化

- ・プラスチックの発生抑制に取り組むため、レジ袋に限らず、事業者等によるワンウェイプラスチックの使用抑制・素材転換などの取組が加速していくための、**新たな法律の制定**を行うことを提案します。
- ・また、発生したプラスチックのリサイクルに取り組むため、市民・事業者・行政の各主体が役割分担のもと、**リサイクルを更に推進するための新たな法律の制定**や**容器包装リサイクル法の改正**を提案します。

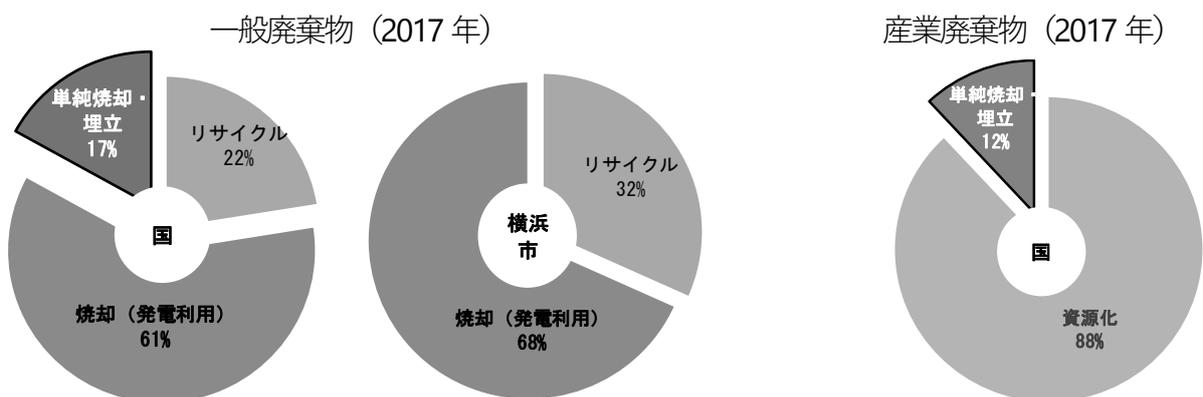
2 プラスチック対策に取り組む地方自治体への財政支援の創設

- ・地方自治体が、各自治体の財政状況によらずに地球規模の環境対策に一丸となって取り組んでいけるよう、**プラスチックの発生抑制・リサイクル等に向けた取組や啓発、分別収集・中間処理や、清掃活動等を行う地方自治体への財政支援を創設**することを提案します。
- ・また、リサイクルに要する費用は、リサイクル量や施設の設置状況など、地域毎に異なることから、地方自治体への財政支援は、一律ではなく、その状況に応じた支援額を設定することを提案します。

■横浜市におけるプラスチックの処理量推移（一般廃棄物）



■プラスチックの処理割合



※国の処理割合を算出した数値は、「マテリアルフロー図（2017年）」（一社 プラスチック循環利用協会）から引用

認知症施策の推進

厚生労働省

- 1 行方不明となる認知症の方の安全確保のための支援の拡充
- 2 認知症の早期発見のための認知症検診への支援の創設
- 3 認知症疾患医療センターの整備・運営に対する財政支援の拡充

【提案の背景・必要性】

1 行方不明となる認知症の方の安全確保のための支援の拡充

- ・ 近年、認知症により行方不明となる件数が増加しています。認知症による行方不明は、**予防や早期発見による安全確保が難しく、重大な事故に遭われる方や、身元不明のまま保護されている方が増加しており、介護者の精神的負担も大きくなっています。**
- ・ 現在、介護保険の福祉用具貸与品目として、認知症老人徘徊感知機器がありますが、玄関から出たことなどを感知するもので、外出先で行方不明になった場合の対応はできません。
- ・ また、横浜市では、独自の取組として、QRコードを使用した「見守りシール」の配布を行っていますが、身元不明で保護された際に身元を特定するためのものであり、行方不明になった場合は、本人の居場所を即時に把握することはできません。
- ・ **携帯しやすく位置情報を即時に把握できる GPS 機器は、既存の取組の不足を補うものとして、行方不明となる認知症の方の安全確保や介護者の精神的負担の軽減等に大きく寄与すると考えられます。**

2 認知症の早期発見のための認知症検診への支援の創設

- ・ 認知症は、早期に発見し、治療につなげることで、認知症の進行や重症化を予防できるほか、本人・家族ともに今後の生活に備える時間を確保し、症状の進行に応じた適切な支援を導入できるようになります。
- ・ 認知症検診は、認知症の早期診断・早期対応につながるものであり、今年6月に取りまとめ予定の認知症施策の大綱(素案)で掲げられている認知症の早期診断・早期対応のための体制整備に資するだけでなく、医療費や介護給付費の抑制も期待できます。
- ・ 一部の地方自治体では、認知症検診の受診費用を支援する事業を独自に行っていますが、モデル事業として取り組む横浜市を含め、**自治体ごとに検診内容や費用が異なっています。**

3 認知症疾患医療センターの整備・運営に対する財政支援の拡充

- ・ 認知症疾患医療センターは、認知症の鑑別診断と初期対応、専門医療相談、各種研修、認知症医療と介護の連携の推進など、地域における認知症医療の拠点としての役割を担っています。
- ・ 横浜市には4か所ありますが、国の指針では65歳以上人口6万人に1か所以上整備することを掲げており、認知症の方の増加を踏まえれば、整備を進める必要があります。
- ・ しかし、国の補助基準額は、実際に必要となる人件費や運営費等に対して不足しており、整備を進める上での支障となっています。

【提案内容の説明】

1 行方不明となる認知症の方の安全確保のための支援の拡充

- ・ 行方不明となる認知症の方の早期発見により、本人の安全確保と介護者の精神的負担の軽減を図るため、**GPS 機器を介護保険の福祉用具貸与品目に加えること**を提案します。

2 認知症の早期発見のための認知症検診への支援の創設

- ・ 認知症検診について、効果的な検診内容の標準化や受診費用の助成など、全国的に受診しやすい環境が整うよう、国として財政支援制度を創設することを提案します。

3 認知症疾患医療センターの整備・運営に対する財政支援の拡充

- ・ 認知症疾患医療センターについて、地方自治体が整備を進め、安定的に運営を継続していけるよう、財政支援を拡充することを提案します。

■横浜市 SOS ネットワークでの認知症による行方不明者数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
搜索件数	38	45	53
死亡発見	3	1	3
未発見	1	1	1

■横浜市 SOS ネットワークでの認知症による身元不明者数

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
搜索件数	4	3	3
未判明	1	0	1

■横浜市認知症疾患医療センター実績（4センター合計）

	H27 年度	H28 年度	H29 年度
専門医療相談件数	3,135	2,798	3,658
鑑別診断件数	2,138	2,132	2,215
急性期入院件数	478	525	529

■認知症疾患医療センター補助基準額（予算単価）（平成30年度）

類型	国の補助基準額	横浜市の委託料
地域型	3,621 千円	8,580 千円
連携型	1,464 千円	1,795 千円

■全国の認知症疾患医療センター設置数

（令和元年5月現在）

設置目標	設置数
500 か所	449 か所

※補助率：国 1/2、指定都市 1/2

介護人材確保に向けた取組の推進

厚生労働省

- 1 介護分野における特定技能試験の実施拡大
- 2 介護福祉士の国家資格取得に関する試験制度の見直し
- 3 介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し
- 4 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

【提案の背景・必要性】

1 介護分野における特定技能試験の実施拡大

- ・ 生産性の向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続のために外国人が必要と認められる分野において、深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れることを目的とした、新たな在留資格「特定技能」が平成31年4月に創設されました。
- ・ 介護分野において在留資格「特定技能」で入国するには、技能試験と日本語試験に合格する必要がありますが、現時点では、フィリピンでしか、試験が実施されていません。

2 介護福祉士の国家資格取得に関する試験制度の見直し

- ・ 在留期限が設定されている「特定技能」による外国人材を増やすと同時に、外国人が、日本で永続的に就労可能な在留資格を得て、介護職員として定着を図ることが重要ですが、そのためには介護福祉士の国家試験に合格することが必要です。
- ・ しかし、**介護福祉士の国家試験は、外国人（EPAに基づく外国人介護福祉候補者）の5割が不合格（日本人を含む全体では3割が不合格）です。EPA介護福祉士候補者については、一定の要件を満たせば「特定技能1号」への移行が認められるようになりましたが、試験実施回数が年1回のみ（同じく人材不足の保育士は年2回実施）となっているなど、限られた年数で国家試験に合格できなければ帰国しなければならない外国人にとって非常に厳しい仕組みとなっています。**
- ・ また、介護福祉士養成校の卒業者は、平成29年度から介護福祉士の国家試験への合格が必須となりました。令和3年度の卒業者までは、国家試験に合格できなくても、介護の職場で5年間従事すれば国家資格が取得できるという、経過措置がありますが、この措置が終了すれば、留学生等による介護福祉士の資格取得は現在よりも困難になることが想定されます。

3 介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し

- ・ 日本の介護福祉士養成校に通い、在留資格「介護」の取得を目指す留学生の多くは、**介護福祉士修学資金等貸付制度**を利用していますが、この貸付制度は、**実際に必要な学費に対して貸付額が少ないため、厳しい経済事情の中で来日を目指す留学生にとって、差額分の自費負担が留学の支障**となっています。

- ・また、介護福祉士として5年間従事すれば返済が免除されますが、介護福祉士の国家試験への合格が前提となるため、不合格となって「特定技能」に移行して従事しても返済が免除されません。

4 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

- ・国においては、2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療と介護を総合的に確保するため、県に地域医療介護総合確保基金を設置しています。
- ・基金は、消費税財源を基に国が2/3、県が1/3を負担し、介護人材の確保にも活用されていますが、現状は、県が事業計画を策定して市町村等に交付しており、国が設定した支援メニューを県が実施していない場合があるなど、横浜市が取り組む人材確保策に基金が活用されていません。

【提案内容の説明】

1 介護分野における特定技能試験の実施拡大

- ・介護分野における在留資格「特定技能」の試験について、海外での試験の実施国を増やすこと、また、既に来日している留学生などを対象にした国内での試験を複数の都市で複数回実施することを提案します。

2 介護福祉士の国家資格取得に関する試験制度の見直し

- ・介護福祉士を目指して来日する留学生等が着実に国家資格を取得できるよう、保育士試験と同様に介護福祉士の国家試験を複数回実施することを提案します。
- ・また、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人に対しても、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者と同様に、試験時間を延長（一般受験者の1.5倍の時間数）するなど、試験上の配慮を行うことを提案します。

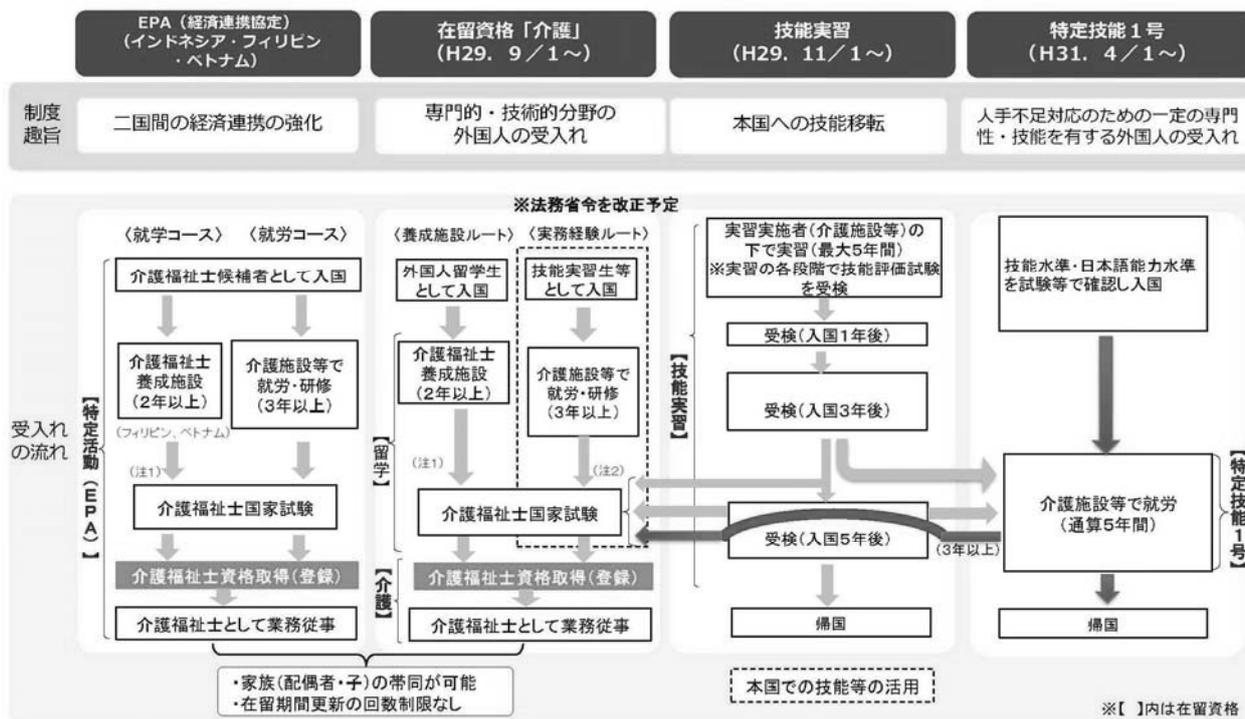
3 介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し

- ・介護福祉士修学資金等貸付制度について、介護福祉士養成校に通う留学生が学費全額に貸付で対応できるよう、貸付額の増額を提案します。
- ・また、返済免除の要件を「介護福祉士として5年間従事」から「介護福祉士として2年間従事又は介護分野で5年間従事」に見直すことを提案します。

4 地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築

- ・横浜市は、県内の介護事業所の4割が集中しており、県からの権限移譲を受けて介護事業者への指導を行っている等の実績があります。大都市自治体が地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分枠の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築することを提案します。

参考1：外国人介護人材受け入れの仕組み



(注1)平成29年度より、養成施設卒業生も国家試験合格が必要となった。ただし、平成33年度までの卒業生には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2)「新しい経済対策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護分野における技能実習や留学中の資格外活動による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格を認めること」とされており、現在、法務省において法務省令の改正に向けて準備中。

(出典) 厚生労働省ホームページ

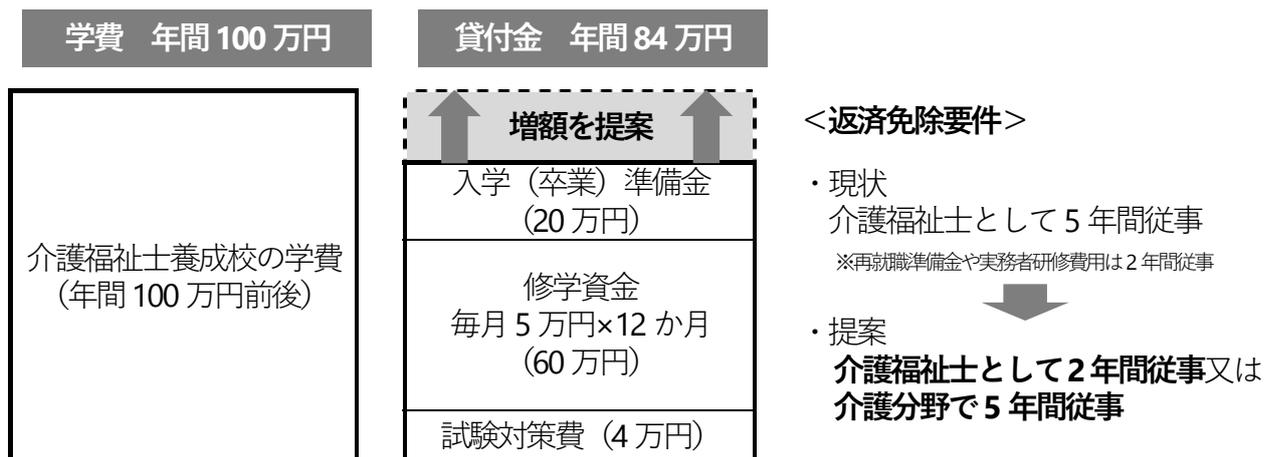
参考2：介護福祉士国家試験の合格率等 (平成30年度)

	全体	EPAに基づく 外国人介護福祉士候補者
受験者数	94,610人	578人
合格者数	69,736人	266人
合格率	73.7%	46.0%

参考3：EPAに基づく外国人介護福祉士候補者に対する介護福祉士の国家試験での配慮

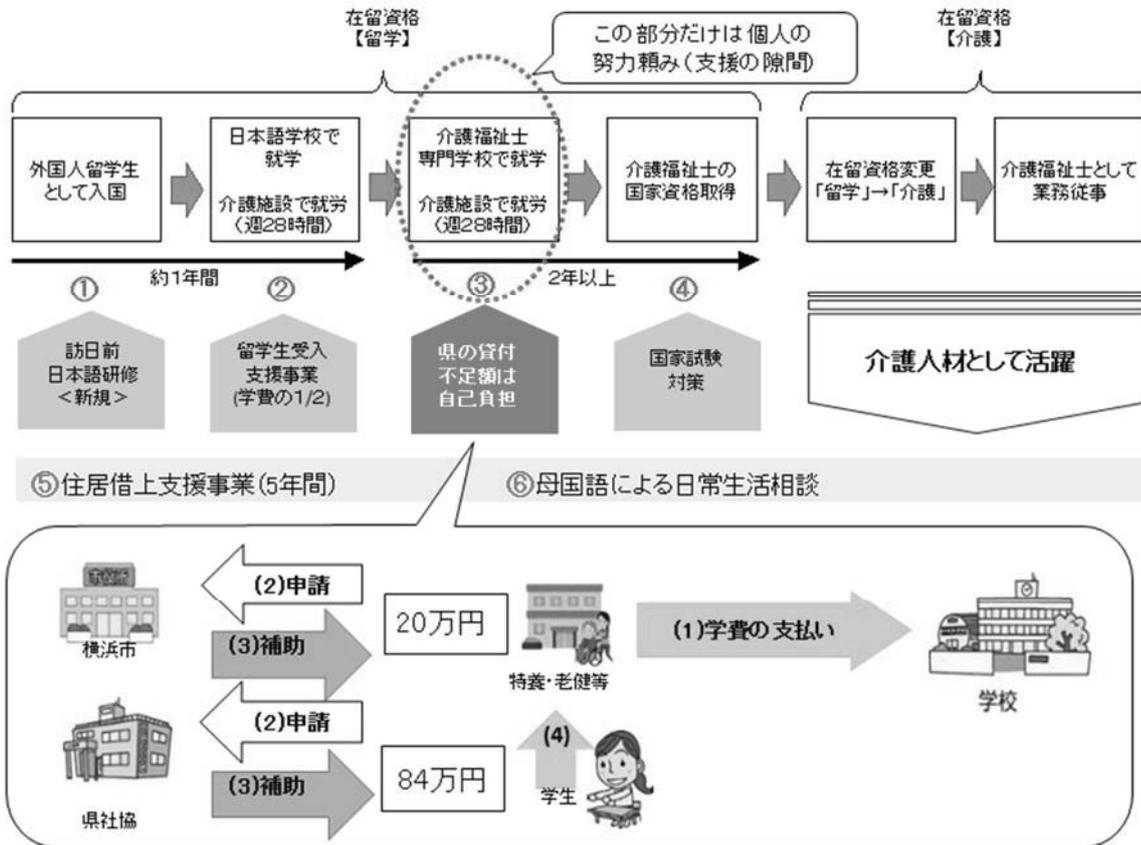
- ・試験時間 : 1.5倍に延長 (一般受験者210分、EPA候補者315分)
- ・全ての漢字 : ふりがなを付けた問題用紙を配付 (一般受験者用のものと両方配付)
- ・疾病名 : 英語名を併記

参考4：介護福祉士修学資金等貸付制度



参考5：横浜市の留学生受入支援事業

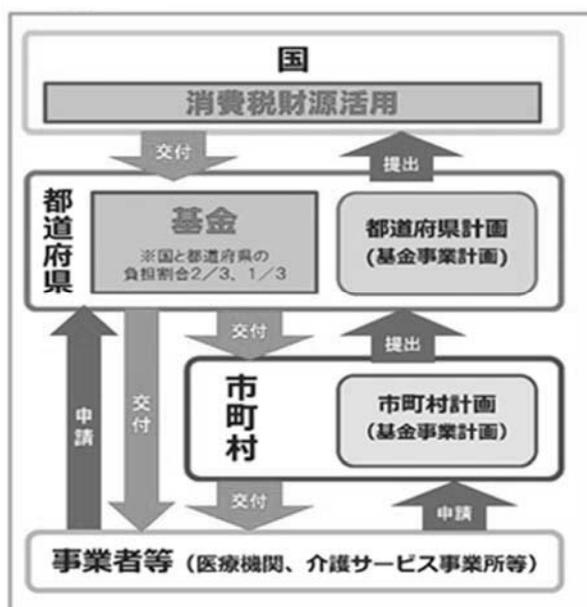
- ①～⑥までをパッケージで支援
- ③の介護福祉士修学資金等貸付制度の貸付金の不足額相当は、今年度から横浜市独自事業として補助事業を開始



○ 介護福祉士専門学校の学費を介護事業者が立て替えた際に、上限20万円/年を施設に補助

参考6：地域医療介護総合確保基金の概要

<現状>



<提案> 基金への指定都市枠の設定の例



国民健康保険への財政支援の拡充

厚生労働省

国民健康保険を安定的に運営していくための、更なる財政支援の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険制度の根幹をなすものであり、国民生活を支える重要な役割を担っています。
- ・ しかし、他の健康保険と比べて高齢者が多いことなどから、医療費水準が高く、低所得者の割合も高いなど、国民健康保険固有の構造的問題を抱えており、財政基盤は極めて脆弱です。
- ・ 国において、財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進などによる持続可能な医療保険制度の構築が進められる中、平成 30 年度からは国民健康保険の運営が都道府県単位化され、これに伴い、国による財政支援も拡大されましたが、国民健康保険が抱える構造的な課題を解決するためには、未だに十分とは言えません。
- ・ 横浜市では、「第 2 期 横浜市国民健康保険 保健事業実施計画」（平成 30～令和 5 年度）に基づき、自己負担額の無料化による特定健診受診率の向上、糖尿病性腎症重症化予防の拡充による人工透析への移行防止など、**医療費適正化の取組を進めています**が、今後も高齢化等に伴い、1 人当たり医療費の増加が見込まれています。
- ・ また、国が削減・解消すべきとしている、市町村による「**決算補填等のための法定外一般会計繰入金**」（横浜市では保険料負担緩和のために約 75.9 億円を繰入）について、国の追加の財政支援が行われない中で削減を進めれば、保険料の急上昇につながる恐れがあります。

【提案内容の説明】

- ・ 国民健康保険の財政基盤を強化するため、**将来の医療費の増加を見据えた更なる財政支援の拡充**を提案します。
- ・ とりわけ、「**決算補填等のための法定外一般会計繰入金**」について、保険料の上昇を最小限に抑えながら、段階的に解消できるよう、必要な財政支援の拡充を提案します。

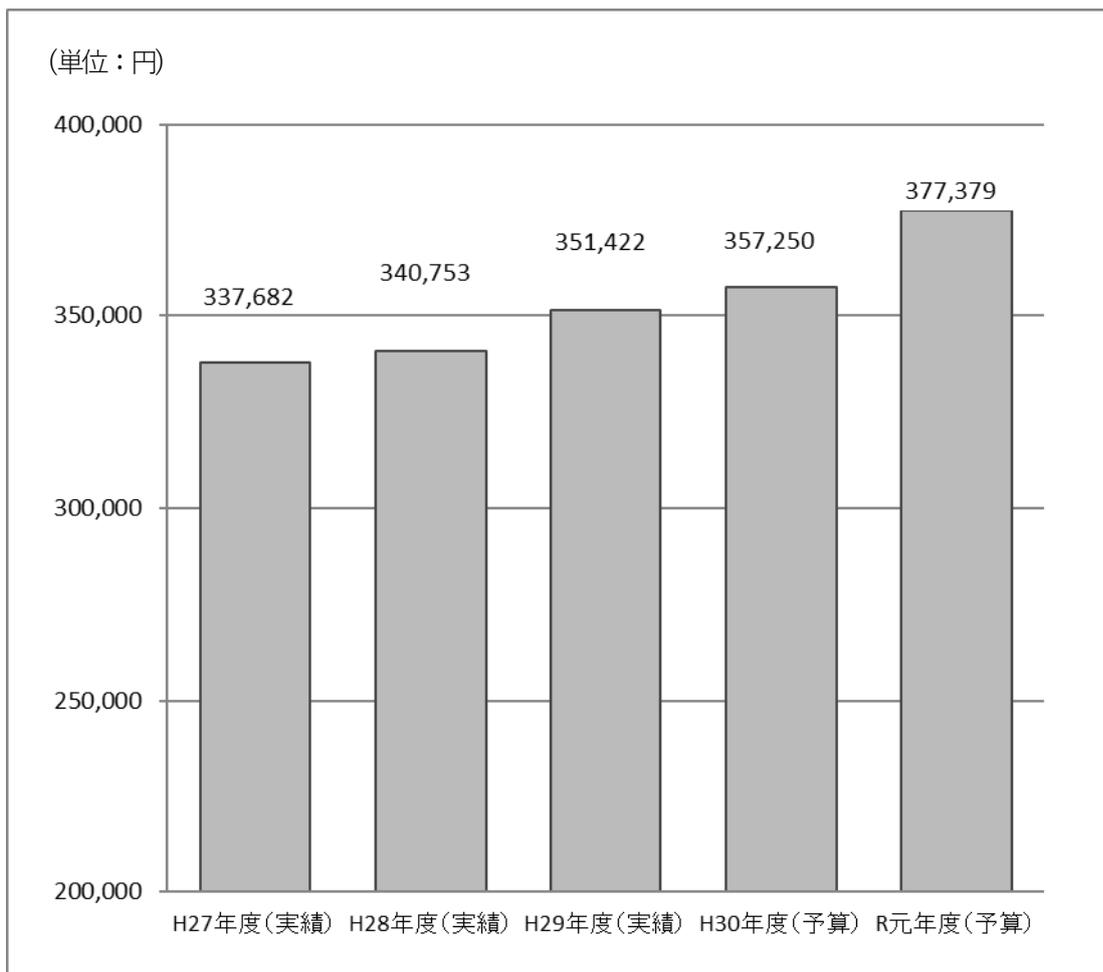
■横浜市における市費繰入額

(単位：億円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
一般会計繰入金	338.4	323.6	323.1	311.8	311.6
うち 保険料負担緩和市費	102.6	101.6	99.9	81.6	75.9

※1人当たりの保険料負担緩和市費：R元年度 10,913円

■横浜市国民健康保険における1人当たりの医療費



横浜都心・臨海地域における都市再生の推進

国土交通省

「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」におけるまちづくりに対する支援

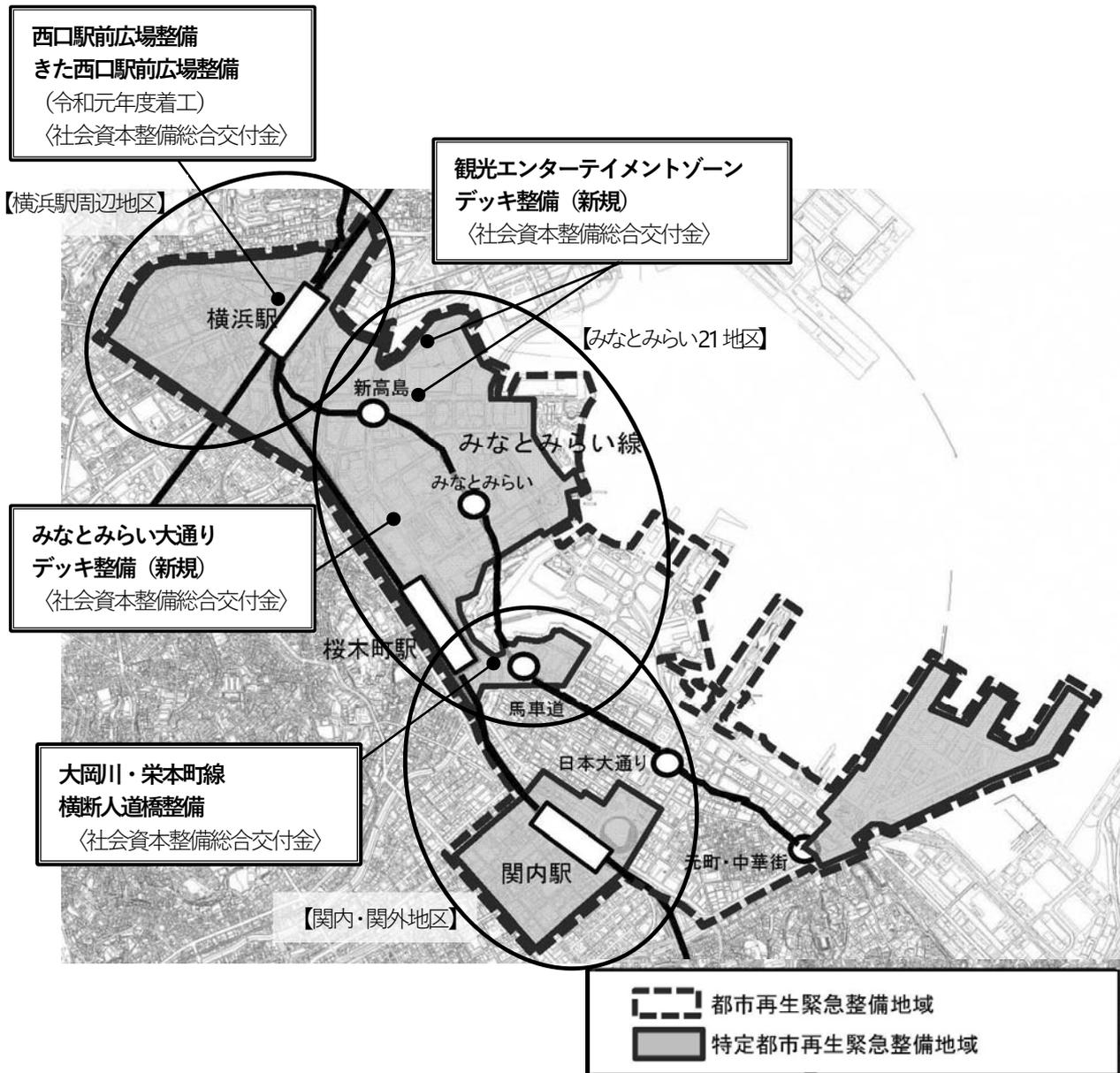
【提案の背景・必要性】

- ・ 国においては、公民が連携して都市の整備を強力に推進し、活力ある魅力的な拠点都市を形成するため、「都市再生緊急整備地域」を指定し、容積率等の規制緩和や税制・金融支援などを通じて、民間事業者による開発事業への支援を行っています。また、このうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を「特定都市再生緊急整備地域」に指定し、インフラ整備等への支援を強化しています。
- ・ 横浜市では、「横浜都心・臨海地域」について、平成14年度に、横浜駅周辺地区やみなとみらい21地区などを対象に指定を受け、昨年度には、関内・関外地区や山下ふ頭周辺地区での都市再生の取組の本格化に向けて、指定区域の拡大を受けました。
- ・ 業務・商業機能や行政機能が集積する当該地域が、横浜のみならず国全体の成長をけん引し、横浜市都心臨海部再生マスタープランに掲げる「世界が目し、横浜が目的地となる新しい都心」となるためには、税制・金融支援を通して、民間事業者の開発・投資意欲を更に高めていくことや、インフラ等の整備による魅力あるまちづくりが必要です。

【提案内容の説明】

- ・ 「都市再生緊急整備地域」「特定都市再生緊急整備地域」における、民間事業者による開発事業への継続的な税制・金融支援を要望します。
- ・ また、「横浜都心・臨海地域」におけるインフラの整備に対して、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）による重点的な財政支援を要望します。

■提案内容に関する具体的な整備事業



<参考>各地区における都市再生の取組 (令和2年度以降も継続して推進)

【横浜駅周辺地区】

エキサイトよこはま22の推進、民間開発事業への支援、横浜駅西口駅前広場などインフラの整備

【みなとみらい21地区】

企業誘致、大規模街区等の開発促進、民間開発事業への支援、大規模集客施設の立地に伴う歩行者デッキなどインフラの整備

【関内・関外地区】

現市庁舎街区の活用・再開発、民間開発事業者への支援、駅周辺や歩行者デッキなどインフラの整備

提案の担当	／ 都市整備局企画部企画課	松井 恵太	TEL 045-671-2005
	都市整備局都心再生部横浜駅周辺等担当課長	渡邊 伸郎	TEL 045-671-2672
	都市整備局都心再生部みなとみらい21推進課長	遠藤 拓也	TEL 045-671-3501
	都市整備局都心再生部都心再生課長	足立 哲郎	TEL 045-671-3972

市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援

内閣府、外務省、財務省、国土交通省、防衛省

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の早期返還
- (2) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化促進のための支援

- (1) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (2) 返還施設及び返還合意施設の地権者及び周辺住民等への適切な対応
- (3) 土壌汚染や残存工作物等への迅速かつ適切な対処
- (4) 跡地利用に必要な道路や公園整備など市事業への支援

3 根岸住宅地区の跡地利用への支援

- (1) 早期引き渡しに向けた原状回復作業の迅速な実施
- (2) 地権者等への国によるきめ細かな説明機会の確保
- (3) 国が整備した擁壁の恒久的な維持管理

4 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

- (1) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (2) 災害や事件・事故等への適切な対応と情報提供の徹底
- (3) 市民生活の安全に配慮した施設の維持管理及び警備等の徹底
- (4) 池子住宅地区の飛び地における広域避難場所機能の確保及び早期の利用開始

【提案内容の説明】

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- ・ 平成 16 年に日米で返還合意された 6 施設・区域のうち、深谷通信所や上瀬谷通信施設など 4 施設の返還が実現しましたが、**残る根岸住宅地区、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地についても早期の返還**が必要です。

2 跡地利用の具体化促進のための支援

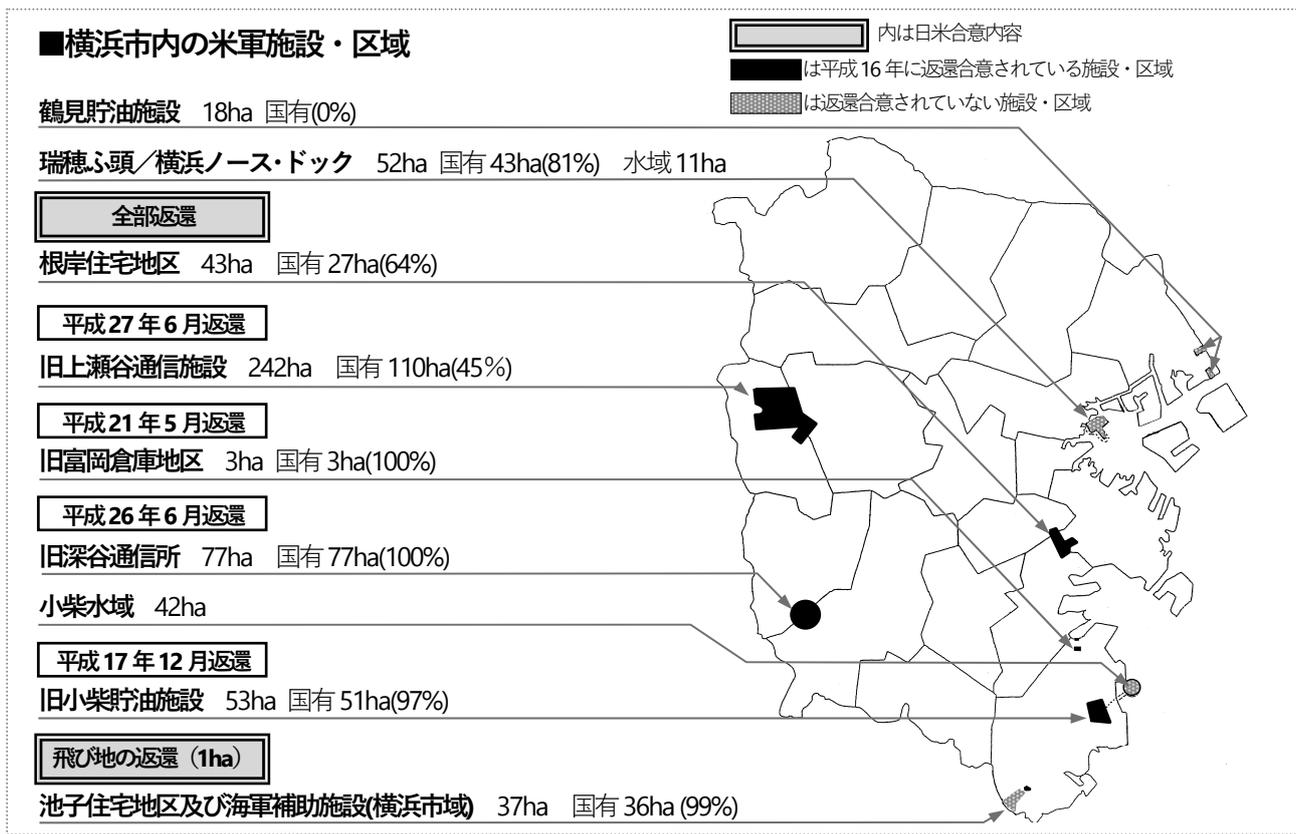
- ・ 戦後の接收以降、多大な負担を被ってきた経緯を踏まえ、地元の課題や横浜市の広域的な課題の解決に資するよう、**公共公益的な利用の促進**や**国有地の処分条件の特段の配慮**が必要です。
- ・ 跡地利用を円滑に進めるため、**地権者、周辺住民等への十分な説明と丁寧な対応**が必要です。
- ・ 返還された施設の**土壌汚染等**に対して適切に対処するほか、今後返還される施設についても、返還前から**土壌汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じる**ことが必要です。
- ・ 米軍施設跡地及びその周辺は、長年の施設提供により、他地区に比べ**道路、公園、下水道などの都市基盤が極めて立ち遅れているため、跡地利用が促進されるようこれらを早急に整備**する必要があり、費用負担等について国の支援が不可欠です。

3 根岸住宅地区の跡地利用への支援

- ・ 根岸住宅地区の跡地利用を円滑に進めるため、**土壌汚染や埋蔵文化財の調査、国有財産の処理、官民境界の確定等、原状回復作業の早期終了**が必要です。
- ・ 地権者への説明はもとより、**中区・磯子区・南区への情報提供や、原状回復作業で影響が及ぶ周辺住民等へのきめ細かな説明**をお願いします。

4 米軍施設及び返還施設周辺の生活環境の維持向上

- ・ 根岸住宅地区に囲まれた土地に日本人世帯が居住し、日常生活上の様々な制約を受けており、**国の責任ある対応**が必要です。
- ・ 池子住宅地区の飛び地については、**大規模震災発生時の確実な出入り**など、広域避難場所としての機能を実現することが必要です。



郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援

内閣府、財務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

- 1 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施に向けた規制緩和と財政支援
- 2 道路・新たな交通・公園・農業基盤・防災機能等の整備への財政支援
- 3 国有地の処分条件の特段の配慮と早期処分に向けた対応

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、旧上瀬谷通信施設について、首都圏において貴重な広い空間であること、市内でも有数のまとまった農地が広がっていること、東名高速道路等に近接していることなどの特徴を踏まえ、農業振興と都市的土地利用の両立による、郊外部の新たな活性化拠点としていくことを目指しています。
- ・ 一方で、米軍施設として約 70 年間にわたって土地利用が制限され、農業基盤や都市基盤が未整備のため、今後、将来の土地利用に必要な基盤整備等を進める必要があります。併せて、約 250 名に及ぶ地権者の意向を踏まえた土地利用や、民有地・国有地・市有地が混在している土地の整序を一体的に進めていくには、横浜市が主体となって迅速かつ計画的に土地区画整理事業を行う必要があります。
- ・ また、長年にわたる地元負担を踏まえ、返還された国有地の処分にあたっては、有効利用の早期実現や、市の財政負担の軽減を図ることが必要です。

【提案内容の説明】

- 1 市街化調整区域内での市施行による土地区画整理事業の実施に向けた規制緩和と財政支援
 - ・ 農業振興と都市的土地利用を両立したまちづくりを、横浜市が主体となって迅速かつ計画的に行えるよう、市施行による土地区画整理事業を市街化調整区域内で実施可能とする規制緩和の早期実現と、着実な事業推進に向けた財政支援を要望します。
- 2 道路・新たな交通・公園・農業基盤・防災機能等の整備への財政支援
 - ・ 新たな活性化拠点の形成に向けて、横浜市が旧上瀬谷通信施設への招致を推進している国際園芸博覧会も視野に入れ、迅速にまちづくりを進めていけるよう、将来の土地利用に必要な道路・新たな交通・公園・農業基盤・防災機能等の整備に対して財政支援を行うことを要望します。
- 3 国有地の処分条件の特段の配慮と早期処分に向けた対応
 - ・ 返還された国有地の処分にあたっては、横浜市が市民の意見等を踏まえて策定する土地利用基本計画を尊重するとともに、市の財政負担の軽減を図るため、国有地の処分条件の特段の配慮を要望します。また、早期処分の実現に向けて、敷地境界や権利関係等の整理を迅速かつ適切に進めることを要望します。

■旧上瀬谷通信施設の概要

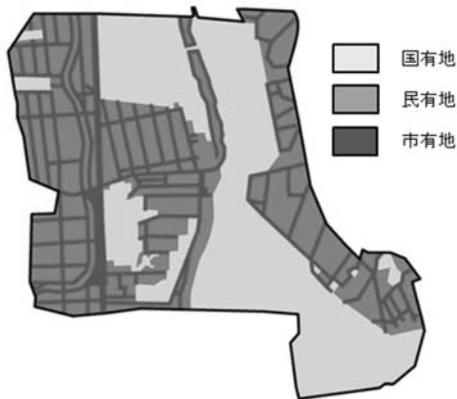
1 旧上瀬谷通信施設地区の特徴

平成27年6月に返還された米軍施設跡地で、民有地、国有地、市有地を合わせて、ほぼ全域が市街化調整区域の約242haという首都圏においても貴重な広大な空間。

■総面積 242.2ha

- ・民有地 110.0ha (45.4%)
- ・国有地 109.5ha (45.2%)
- ・市有地 22.7ha (9.4%)

■地権者数 約250名

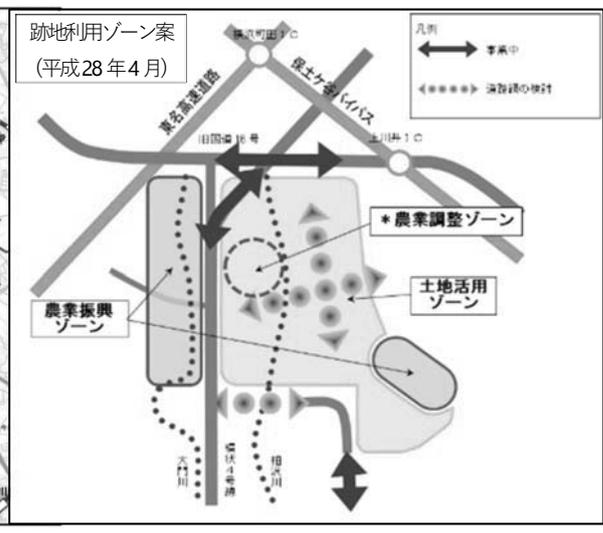


■接收以降の経緯

- ・昭和26年3月 米軍が接收
- ・平成24年7月 「九都県市首脳会議における首脳提案に基づく国要望書」において基幹的広域防災拠点の整備について提案（以降毎年提案）
- ・平成27年6月 上瀬谷通信施設の全域が返還
- ・平成29年11月 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」設立
- ・平成30年5月 市と協議会による「旧上瀬谷通信施設 土地利用基本計画（素案）」公表
- ・平成30年12月 市施行による土地区画整理事業の実現に向けて構造改革特区を提案

2 まちづくりの背景等

- ・市内でも有数のまとまった農地が広がり、東名高速道路や保土ヶ谷バイパスに近接する、非常にポテンシャルの高い地域であることから、次世代に向けた「都市農業の振興」と、広域交通ネットワークを生かした「都市的土地利用」を基本に、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点を目指したまちづくりを進めていく。
- ・最速で2026（令和8）年の開催を想定する国際園芸博覧会の会場として、招致活動を進めている。



子どもの医療費助成の充実

厚生労働省

子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度の構築とそれまでの間の市区町村への財政支援の実施

【提案の背景・必要性】

- ・ 子どもの医療費の自己負担は、医療保険制度の下で、義務教育就学前は 2 割、就学後は 3 割とされていますが、**全ての市区町村において自己負担に対する独自の助成が行われています。**
- ・ 一方、対象年齢、所得制限、自己負担額等の助成内容は、各市区町村によって異なっており、同じ医療を受けていても、**住む場所によって自己負担に差があるため、不公平感が生じています。**
- ・ 横浜市では、これまで段階的に助成対象を広げており、平成 31 年 4 月からは通院助成の対象を中学校 3 年生まで拡大しています。また、国においても、平成 30 年度から義務教育就学前の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置が廃止されるなど、市区町村による取組への支援に進展があったところです。
- ・ **国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関に受診しやすい環境を築くための重要な施策**です。そのため、本来は、ナショナル・ミニマムの保障として、国の責任において**全国一律で行われるべきもの**です。

【提案内容の説明】

- ・ 全ての子どもが、全国どこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるよう、**子どもの医療費に関する全国一律の負担軽減制度を構築すること**を提案します。
- ・ また、**全国一律の負担軽減制度が構築されるまでの間**、各市区町村が厳しい財政状況の中にあっても子どもの医療費助成を安定的に実施できるよう、**子どもの医療費助成を行う市区町村に対して財政支援を行うこと**を提案します。

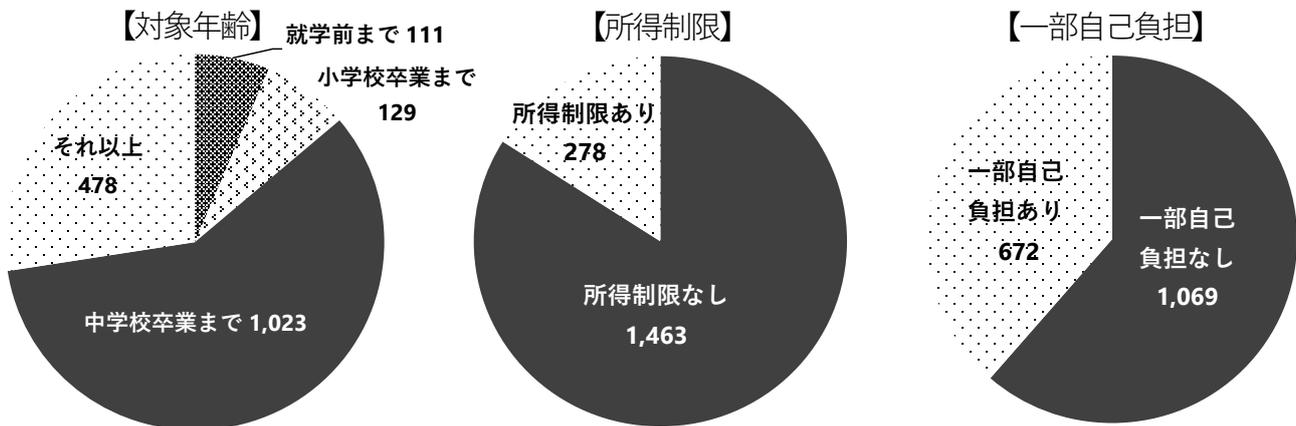
■横浜市の小児医療費助成制度（平成31年4月時点）

年齢	対象診療	所得制限	一部自己負担
0歳	通院・入院	なし	なし（全額助成）
1歳～小学3年生		あり	
小学4～6年生			あり（通院1回500円まで）
中学生			

■自己負担分への助成の実施状況

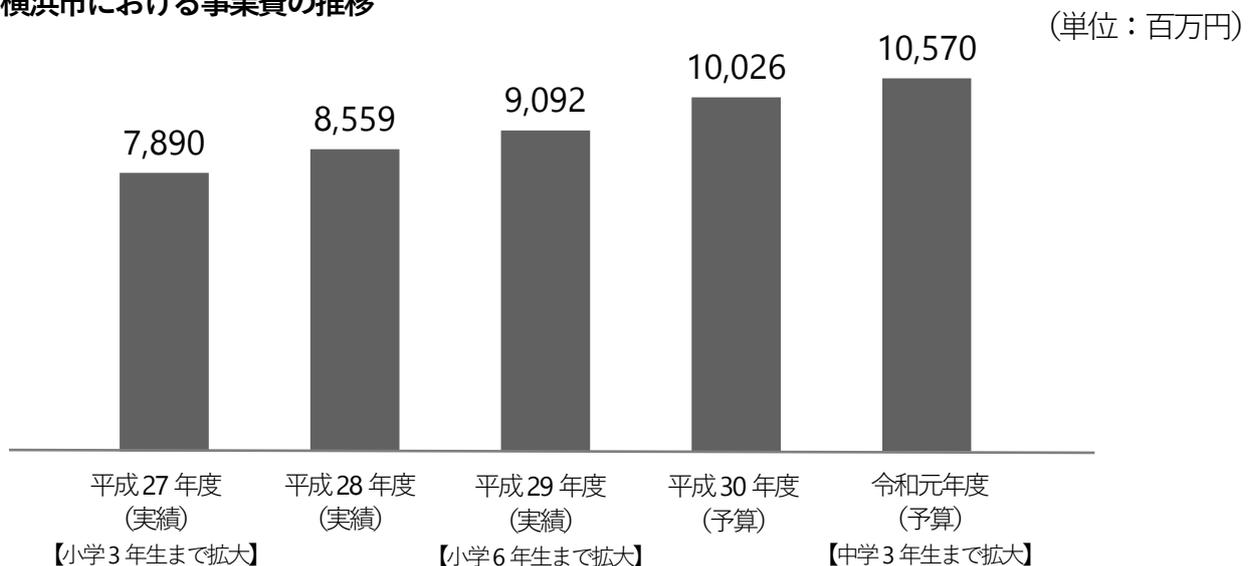
全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

<通院に対する助成の実施状況>



（出典）厚生労働省「平成29年度 乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」

■横浜市における事業費の推移



待機児童対策の推進と 保育・教育の安定的な基盤づくり

内閣府、厚生労働省、文部科学省

- 1 幼児教育・保育の無償化の実施を契機とした認可外保育施設の質の確保・向上
- 2 保育士確保に向けた更なる取組の推進
- 3 多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた育児休業制度の改善
- 4 多様な保育サービスの充実にに向けた補助制度の拡充

【提案の背景・必要性】

1 幼児教育・保育の無償化の実施を契機とした認可外保育施設の質の確保・向上

- ・ 認可外保育施設については、今年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施の際に、指導監督基準を満たすことを条件に無償化の対象とすることとされ、併せて、基準を満たしていない認可外保育施設も、経過措置として、5年間の猶予期間を設けて無償化の対象に含めることとされました。**無償化の実施を契機として、質の確保・向上を図ることが必要**です。
- ・ 認可外居宅訪問型保育事業については、認可外保育施設の指導監督基準で想定されている施設での保育とは異なり、ベビーシッターなど、居宅で個別に保育を行うものであり、その**事業特性に応じた質の確保・向上への取組が必要**です。
- ・ 企業主導型保育事業については、国の「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」（平成31年3月）において、指導監査結果の情報共有や休廃止時等の対応などについて、設置審査や指導監査等の実務を担う実施機関（公益財団法人児童育成協会）等と地方自治体との連携を図ることの重要性が示されました。**地方自治体との連携策の具体化に向けては、効果的に質の確保・向上につながるよう検討を進めることが重要**です。

2 保育士確保に向けた更なる取組の推進

- ・ 待機児童対策を前進させるとともに、質の高い保育・教育を提供するため、子どもの育ちと学びを支える重要な役割を担う保育士・保育教諭の確保が求められています。

- ・一方で、首都圏では、保育士需要が高い傾向にあるものの、横浜市では、市内の保育士養成校の入学者が減少傾向にあり、また、保育士が確保できないために受入制限を行わざるを得ない保育施設が増加するなど、**保育士の確保・定着は一段と厳しい状況**にあります。

3 多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた育児休業制度の改善

- ・育児休業の取得にあたって、育児・介護休業法では、**子どもが1歳と1歳6か月に達した各時点で保育所に入所できなかった場合に限り、例外的に、2歳まで育児休業を延長し、育児休業給付金を受け取ることができると**されています。
- ・一方で、横浜市のニーズ調査では、育児休業中の方の約52%が2歳までの育児休業の取得を希望しており、**仕事を継続しながら、子どもが小さい時期はできるだけ自分で子育てしたいという希望を叶える上での支障**となっています。
- ・また、国の「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月閣議決定）では、**育児休業等の延長制度の在り方について、保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずると**されています。

4 多様な保育サービスの充実にに向けた補助制度の拡充

- ・**一時預かり事業**については、短時間の就労など、保護者の多様な働き方に対応するとともに、子育てへの不安感・負担感の軽減を図るものとして、多様な保育ニーズの受け皿となっています。
- ・横浜市では、認可保育所や認可外保育施設などの既存資源を活用して、多様な形で一時預かり事業の充実に努めてきましたが、**国の補助単価での想定よりも多くの利用児童を受け入れている施設があることや、国の補助体系が一時預かりの事業特性に十分に対応していないことが、事業者の安定的な運営や新規参入の支障**となっています。
- ・**幼稚園での2歳児受入れ**については、国においても、平成30年度から、保育を必要とする2歳児を幼稚園で定期的に預かる仕組みが設けられました。
- ・幼稚園の魅力ある資源を活用して、保育を必要とする2歳児の受入れが行え、多様な保育ニーズへの対応や、待機児童対策を後押しするものですが、**運営費補助が保育給付費相当額を下回っていることや、開設準備のための補助がないことから、幼稚園での新たな取組を促すものとしては不十分**です。

【提案内容の説明】

1 幼児教育・保育の無償化の実施を契機とした認可外保育施設の質の確保・向上

- ・ 幼児教育・保育の無償化の実施を契機として、認可外保育施設の安全性向上など、質の確保・向上のための取組を支援する補助制度の拡充を提案します。
- ・ 認可外居宅訪問型保育事業について、事業特性に応じた指導監督基準を定め、地方自治体間で解釈の相違がないように運用の明確化を図ること、また、基準を満たした施設の情報開示により、自律的な質の確保・向上を誘導する仕組みづくりを提案します。
- ・ 企業主導型保育事業について、地方自治体からの情報提供に基づく審査業務の効率化・適正化や、実施機関と地方自治体との指導監査結果等の情報共有など、地方自治体との連携策の具体化にあたって、地方自治体の意見を聞き、国と地方の役割分担を明確化するとともに、双方が効果的に取り組めるように制度設計を行うことを提案します。

2 保育士確保に向けた更なる取組の推進

- ・ 保育士養成校に通う学生の経済的負担を軽減する修学資金貸付事業について、新たな担い手の確保を着実に進めるため、安定的に実施することを提案します。
- ・ 保育士の給与のベースアップや、国での公定価格の水準見直しにあたり確実に保育士の人件費にあたるような制度の検討により、保育士の処遇改善を着実に実施することを提案します。
- ・ 保育士がやりがいをもって長く働き続けられる環境の実現に向けて、保育士の研修機会の確保等のためのローテーション保育士の雇用経費の充実や、宿舍借り上げ支援事業の補助対象期間の見直しなどを全国一律で進めることを提案します。

3 多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた育児休業制度の改善

- ・ 仕事と子育ての両立のために多様な働き方が選択できる社会の実現に向けて、父親と母親が交互に育児休業を取得することも含め、子どもが2歳になるまでは、自由に育児休業を取得し、育児休業給付金を受けられるよう、育児・介護休業法等を改正することを提案します。
- ・ また、最大2年間の育児休業を取得した後でも確実に保育を利用できるよう、保育事業者が、0歳枠の1~2歳枠への変更など、保育ニーズにマッチした定員構成の変更を実施しやすくするため、運営費の加算額等の制度変更を提案します。

4 多様な保育サービスの充実に向けた補助制度の拡充

- ・ 一時預かり事業について、受入規模の大きい施設を想定した補助基準額の区分の設定や、利用児童が日ごと・時間ごとに入れ替わるなどの一時預かり事業の特性を踏まえた補助基準額の見直しにより、事業者が安定して運営できるように補助制度を拡充することを提案します。
- ・ 幼稚園での2歳児受入れについて、利用対象が保育を必要とする児童であることを踏まえ、標準時間程度の保育を提供できるよう、運営費補助を保育給付費相当の水準に拡充することを提案します。また、2歳児の心身の発育・発達に合わせた保育環境を保障するため、開設準備経費補助の創設を行うことを提案します。

■参考1：横浜市における認可外保育施設等の状況

<認可外保育施設等の数>

(4月1日時点)

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
認可外保育施設	施設数	276	280	278	308
	利用児童数	4,950	5,153	4,649	4,756
認可外居宅訪問型保育事業	事業者数*	9	84	143	167

※認可外居宅訪問型保育事業の事業者数は、H29年度以前は3月31日時点

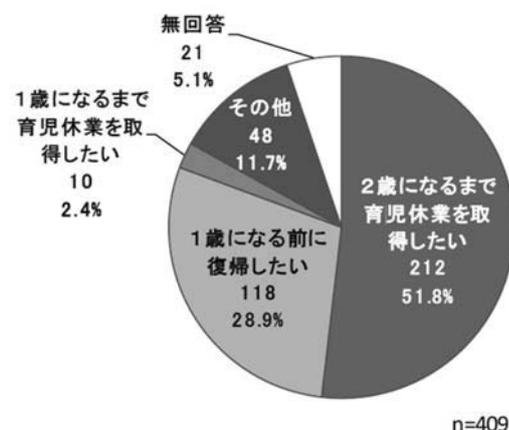
<認可外保育施設への立入調査の状況>

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
認可外保育施設	施設数(4月1日時点)【再掲】	276	280	278	308
立入調査の状況	実施施設数* (A)	273	269	295	(集計中)
	基準を満たさない施設の数 (B)	91	79	47	
	基準を満たさない施設の割合 (B/A)	33%	29%	16%	

※年度途中の新設・廃止があるため、施設数とは一致しません

■参考2：育児休業の取得希望

育児休業中の方が、1歳もしくは、2歳になったときに必ず預けられる事業がある場合に育児休業の取得を希望する期間



<出典>

横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査
(平成30年11月)

提案の担当/こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課幼児教育・保育無償化担当課長 古石 正史 TEL 045-671-3721
 こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課運営指導等担当課長 柿沼 千尋 TEL 045-671-2386
 こども青少年局子育て支援部保育対策課長 片山 久也 TEL 045-671-3955
 こども青少年局子育て支援部子育て支援課長 田口 香苗 TEL 045-671-2701

放課後児童健全育成事業の充実

厚生労働省

- 1 低所得世帯等への利用料減免制度の創設とそれまでの間の財政支援の実施
- 2 障害のある子どもを受け入れるための体制の充実
- 3 既存の放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の創設

【提案の背景・必要性】

- 1 低所得世帯等への利用料減免制度の創設とそれまでの間の財政支援の実施
 - ・ 国の「新しい経済政策パッケージ」等において、社会保障を全世代型に抜本的に変えることが掲げられ、**今年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施**されることとなりました。
 - ・ 一方で、放課後児童健全育成事業については、国としての利用料減免制度がないため、**横浜市では、共働き家庭等が直面する「小 1 の壁」の打破に向けて、経済的な理由で留守家庭児童の放課後の居場所がなくなることを防ぐよう、低所得世帯を対象に独自の利用料減免を実施**しています。また、**全国的にも 8 割超の事業所が独自の利用料減免を実施**しています。
 - ・ **国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現**に向けて取り組む中、放課後児童健全育成事業についても、国の少子化対策や社会保障制度の一環として**充実を図ることが必要**です。
- 2 障害のある子どもを受け入れるための体制の充実
 - ・ 障害のある子どもの対応として、国において、「放課後児童クラブ運営指針」で包容・参加（インクルージョン）の考え方が掲げられており、放課後児童支援員等の追加配置の必要経費を全額公費負担とする補助制度が設けられています。
 - ・ 国の定める補助基準額では、非常勤職員の配置が想定されていますが、**障害のある子どもの受入れには、障害の状況に応じた対応を検討し、事業所内の職員全体に研修を行うほか、受入れのない日でも、継続して保護者対応や放課後等デイサービス事業所等の関係機関との連絡・調整などが必要**です。
- 3 既存の放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の創設
 - ・ 横浜市では、学校施設を活用した公設民営の「放課後キッズクラブ」と、民間施設を活用した民設民営の「放課後児童クラブ」を展開しています。
 - ・ 市内の放課後児童クラブのうち 9 割は、民間施設を借り上げて活動していますが、**都市部では、高額な賃借料により人件費をはじめとした他の運営経費が圧迫されるため、安定的な運営を支援する目的で独自に賃借料補助**を行っています。

- ・ 国では、「待機児童が発生している又は発生する可能性がある市町村」で「平成27年度以降新規開設した放課後児童クラブ」を対象を限定した賃借料補助制度が設けられていますが、受け皿の拡大に直結しない施設は対象外とされています。
- ・ また、国の「新・放課後こども総合プラン」では、学校施設を徹底的に活用し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保することが掲げられています。
- ・ 一方で、横浜市では、学校施設を活用した放課後キッズクラブの全校展開を今年度末までに完了させることとしており、留守家庭児童の居場所の整備計画でも、既存の放課後児童クラブの受入枠を前提としているため、放課後児童クラブが今後も安定的に運営されることが不可欠です。

【提案内容の説明】

1 低所得世帯等への利用料減免制度の創設とそれまでの間の財政支援の実施

- ・ 国において、低所得世帯・ひとり親家庭・多子世帯等への全国一律の利用料減免制度を創設することを提案します。
- ・ また、全国一律の減免制度が構築されるまでの間、各市町村が厳しい財政状況の中にあっても利用料減免を安定的に実施できるよう、利用料減免を行う市町村に対して財政支援を行うことを要望します。

2 障害のある子どもを受け入れるための体制充実

- ・ 同一の放課後児童支援員等がコーディネーターとして障害のある子どもを継続的に支援できるよう、「障害児受入推進事業」及び「障害児受入強化推進事業」の補助基準額を、常勤職員の配置を前提としたものに拡充することを提案します。

3 既存の放課後児童クラブに対する賃借料補助制度の創設

- ・ 「新・放課後こども総合プラン」に掲げられた全ての児童の安全・安心な居場所の確保の実現に向けて、都市部の放課後児童クラブの安定的な運営を支援するため、既存の放課後児童クラブの賃借料に対する加算補助制度を創設することを提案します。

■横浜市の利用料減免制度（平成30年度）

市民税所得割非課税世帯、生活保護受給世帯等に対して利用料の減免を行っているクラブに、児童1人あたり月額2,500円を補助

※ 利用料（おやつ代は別途）は、放課後キッズクラブは月額5,000円、放課後児童クラブは月額17,400円（平均）

■横浜市の常勤職員の最低基準額（年額）（令和元年度）

・ 放課後キッズクラブ事業（一体型）：2,880千円

・ 放課後児童クラブ事業（民設民営）：2,509千円

※ 国の障害児受入（強化）推進事業における補助基準額：1,847千円

■横浜市における放課後児童クラブへの賃借料補助制度（令和元年度）

月額15万円（上限）

※ 分割・移転等により面積・耐震基準を満たした場合は、月額20万円（上限）

小学校高学年における「チーム学年経営」の推進

文部科学省

「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の負担軽減」をねらいとした、組織的な学年経営の充実のための人員確保

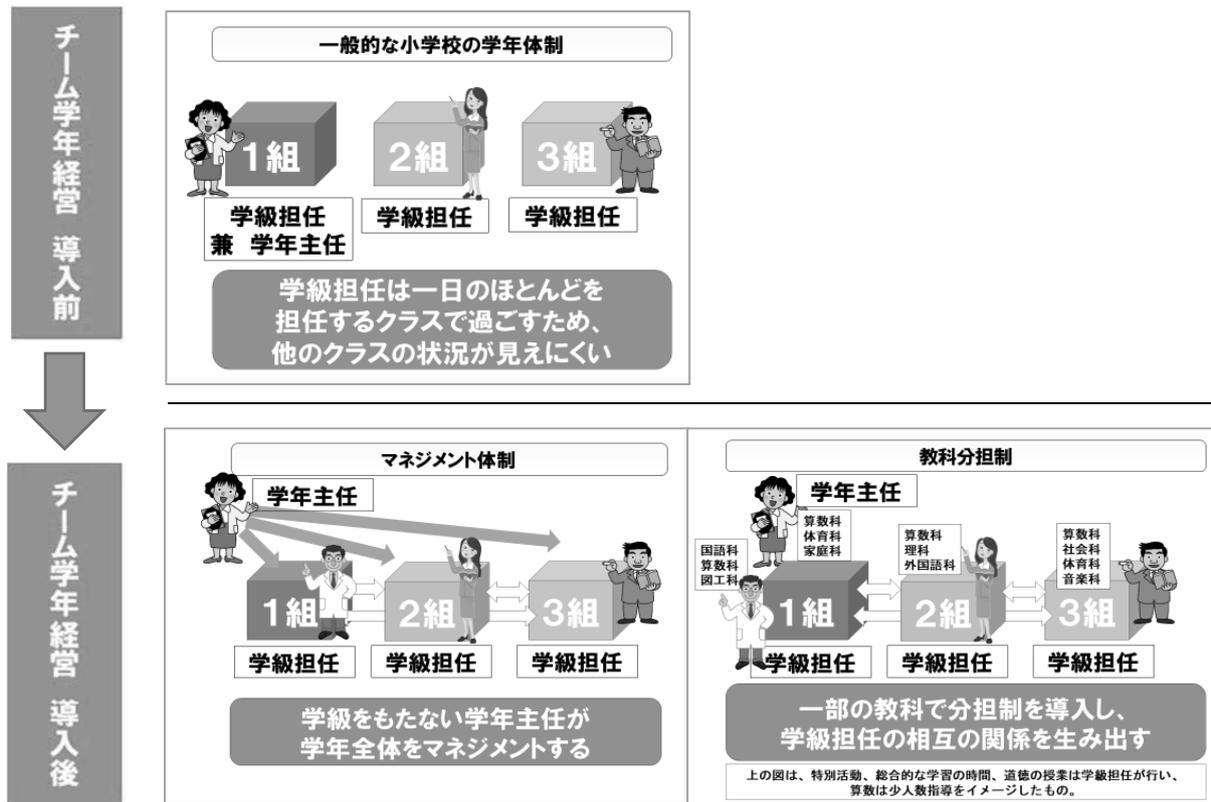
【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市では、平成30年度に小学校8校を「高学年チーム力強化推進校」に指定し、**小学校高学年の教員が組織的に学年を運営する「チーム学年経営」**の研究を行っています。
- ・ この取組の特徴は、高学年に「**教科分担制**」を取り入れるとともに、**学級担任を持たない「チーム・マネジャー」(学年主任)**を配置することです。また、**外国語教科化**を踏まえ、令和元年度は外国語活動も教科分担の研究対象としています。
- ・ 「教科分担制」は、小学校高学年の各教員が学年全体の担任という意識を持つことができ、教材研究の効率化や、児童が担任以外の教員に相談できる機会が増えるなどのメリットがある一方で、定められた時数分の授業と、時間割以外の行事等とのバランスをとる調整が複雑になり、学級担任に負荷がかかるため、**この調整をチーム・マネジャーが担うことで、取組の持続可能性を高めています。**
- ・ また、チーム・マネジャーは、**いくつかの教科を受け持ちながら**、学年の他の教員と協力して学年経営に取り組みます。その際には、複数人体制で児童を見守ることによる**いじめ・不登校防止**の観点、教員の教科ごとの指導力に偏りが生じることを防ぐ**教員育成**の観点、刻々と変化する学校の状況に応じて教科分担を管理する**学校運営**の観点、授業や給食指導等を代わりに行うことによって教員相互の休暇取得を助ける**負担軽減**の観点などからマネジメントを行います。
- ・ 推進校の管理職及び教員を対象に実施したアンケートでは、「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の負担軽減」といった、組織的な学年経営のねらいに関わる成果が着実に表れているため、今後、全校展開を視野に入れて、推進校の拡充を進めていきます。

【提案内容の説明】

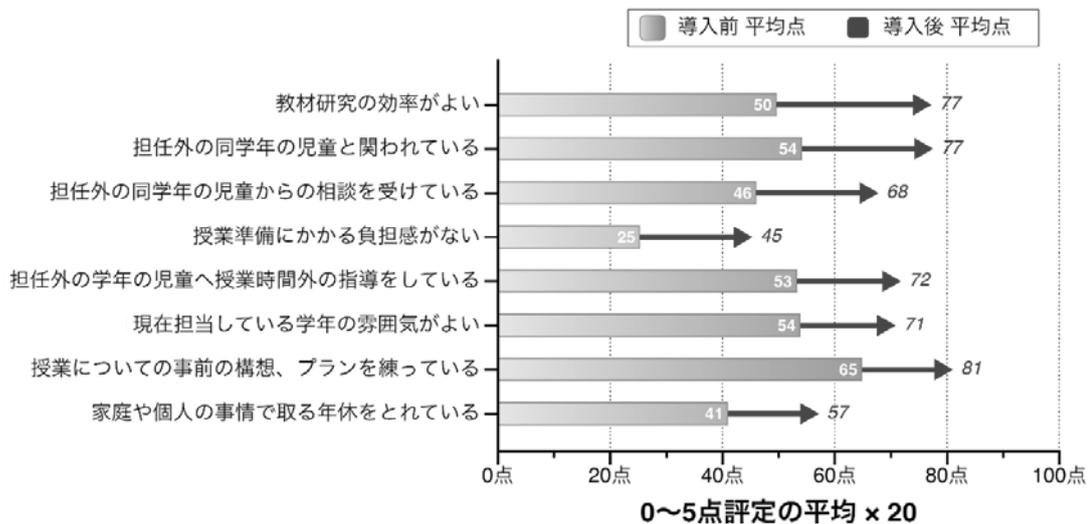
- ・ 国の中央教育審議会において「教科担任制」の議論が始まったところですが、**小学校高学年における「チーム学年経営」の推進に有効な「教科分担制」の展開についても、併せて検討することを提案します。**
- ・ また、取組の持続可能性を高めるために必要な、**学級担任を持たないチーム・マネジャーについて、学校運営支援の観点から、教職員定数に位置付けることを提案します。**

■参考1：「チーム学年経営」導入前後のイメージ図



■参考2：「チーム学年経営」の導入前後の評定平均

(推進校教員向けアンケート結果から、導入後の伸びが大きい上位項目の抜粋)



調査期間：平成30年7月23日～8月1日 n = 47人

■参考3：「教科担任制」と「教科分担任制」

- ・教科担任制：特定の教科を専門的に指導する方法。
- ・教科分担任制：複数の教科を分担任して指導する方法。年度途中で担当する教科の変更も可能。

小学校高学年の外国語教科化に向けた指導体制の充実

文部科学省

外国語教科化、活動時間数の増加に対応する指導体制整備に向けた、労働者派遣契約による ALT 配置への補助制度の創設

【提案の背景・必要性】

- ・ 外国語の授業で日本人の教師を補助する **ALT (外国語指導助手)** は、外国語教育や児童生徒のコミュニケーション能力を育成する活動の充実に重要な役割を担っています。
- ・ 令和2年度からの**新たな小学校学習指導要領の全面実施により、外国語の教科化や活動時間数の増加が行われ、英語教育の充実が求められている**中、全国の地方自治体では、ALT の活用が進んでいます。
- ・ ALT の活用にあたっては、**国の JET プログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業)** で地方交付税による財政措置が行われていますが、多くの地方自治体が併用している、JET プログラム以外での直接雇用や、請負契約、労働者派遣契約による ALT の配置に対しては、国の財政措置が設けられていません。
- ・ 横浜市では、昭和 62 年度から JET プログラムを活用してきましたが、**JET プログラムを含めて、直接雇用では、市や学校が ALT の生活サポートから授業を行うための研修まで幅広く担う必要があるなどの課題**があり、現在は主に労働者派遣契約により実施しています。
- ・ 都市部では ALT を大量に確保する必要があるため、直接雇用による採用を選択することは難しく、労働者派遣契約による ALT の確保が現実的な選択肢となっています。また、労働者派遣契約は、請負契約と異なり、教員から直接 ALT に対して授業の進め方などの指示が可能であることや、派遣事業者を通じて ALT の質の確保が可能であることなどのメリットもあります。
- ・ 一方、ALT の配置費用が外国人材の需要の高まりなどに伴い増加しており、**横浜市の小学校では、2～3 校に 1 人の配置にとどまっています。**

【提案内容の説明】

- ・ 新たな小学校学習指導要領の実施による外国語の教科化や活動時間数の増加に対応するとともに、外国語教育において、多くのコミュニケーションの機会を提供し、対話的で深い学びを推進するため、**ALT の配置や増員を安定的に行えるよう、労働者派遣契約による ALT 配置への補助制度の創設**を提案します。

■参考1：全国の小学校におけるALT等の配置人数の推移（任用・契約形態別）

	JET プログラム	直接任用 ^{※2}	労働者 派遣契約	請負契約	その他 ^{※3}	合計
H30年度 (H29.12.1)	2,523人	2,627人	2,355人	1,356人	4,183人	13,044人
	19.3%	20.1%	18.1%	10.4%	32.1%	100%
H29年度 (H28.12.1)	2,253人	1,996人	1,583人	1,663人	5,417人	12,912人
	17.4%	15.5%	12.3%	12.9%	42.0%	100%
H28年度 (H27.12.1)	2,216人	1,875人	1,362人	1,831人	5,140人	12,424人
	17.8%	15.1%	11.0%	14.7%	41.4%	100%
H27年度 (H26.12.1)	2,124人	1,772人	1,230人	1,576人	4,737人	11,439人
	18.6%	15.5%	10.8%	13.8%	41.4%	100%
H26年度 (H25.12.1)	2,120人	1,706人	1,033人	1,607人	3,800人	10,266人
	20.7%	16.6%	10.1%	15.7%	37.0%	100%

※1 上段は人数。下段は合計人数に占める割合。

(出典) 平成30年度英語教育実施状況調査

※2 直接任用とは、JETプログラム以外で自治体が直接任用契約を結んでいるALT。

※3 その他とは、日本人を含む英語が堪能な地域人材等。

■参考2：横浜市立小学校におけるALT(AET)^{※1}配置人数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配置人数	124人	124人	124人
うち労働者派遣	122人	122人	122人
うち直接任用	2人	2人	2人

※1 ALT：Assistant Language Teacher AET：Assistant English Teacher (AETは横浜市独自の名称)

※2 直接任用の2人は義務教育学校（前期課程）に配置。

※3 この他に、中学校及び特別支援学校に労働者派遣で147人、義務教育学校（後期課程）に直接雇用で2人を配置。

■参考3：横浜市立小学校における外国語活動時間数

	平成29年度	平成30年度・令和元年度 【移行措置期間】	令和2年度 【教科化スタート】
低学年（1・2年生）	20時間	20時間	20時間
中学年（3・4年生）	20時間	20時間	35時間
高学年（5・6年生）	35時間	50時間	70時間
1～6年生合計	150時間	180時間	250時間

外国籍等児童生徒に対する支援の充実

文部科学省

- 1 日本語支援拠点施設に正規教員を配置する制度の創設
- 2 各学校への教員配置定数化の割合の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市立の小中学校には、**100 以上の国につながる児童生徒が在籍し、日本語指導が必要な児童生徒もこの 10 年で約 2 倍に増加し、2,320 人に上ります。**日本語のレベルや背景も様々で、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要となり、各学校における指導体制の充実は喫緊の課題です。
- ・ 外国籍等児童生徒の来日の理由は様々で、家庭環境が不安定なことも多く、来日による環境の変化や日本語で自分の気持ちを伝えられないことによるストレスが不登校や暴力行為につながることもあります。また、学びたい意欲、働きたい意欲があっても日本語能力の不足により、進学先、就職先が限定されてしまうことや、日本語指導が必要かつ発達に課題を抱える児童生徒が増加傾向にあることなど、**個々の外国籍等児童生徒を取り巻く課題は複雑化・多様化**しています。
- ・ 横浜市では、「**日本語支援拠点施設**」で、プレクラスでの初期日本語指導や学校生活の体験、転編入直後の学校ガイダンスなどを実施し、外国籍等児童生徒の**日本語能力の向上や学校生活への適応に一定の効果が認められています。**一方で、通級が難しい児童生徒もいることから、各学校からは、**拠点施設の市内各方面への増設や拠点指導員による巡回指導**などの取組の拡充が求められています。
- ・ こうした拠点機能については、国の有識者会議による「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について（報告）」でも必要性が述べられていますが、**国では拠点施設に正規教員を配置する制度がないため、指導員の確保が特に大きな課題**となっています。
- ・ また、**各学校への教員配置**について、国では対象児童生徒 **18 人に 1 人**の割合で基礎定数化することとしています。が、**複雑化・多様化する課題に対応することが困難**なため、横浜市では独自に **5 人に 1 人**配置しています。

【提案内容の説明】

- ・ 新たな在留資格「特定技能」の創設などを含む入管法の改正（平成 30 年 12 月）により、外国籍等児童生徒の更なる増加が見込まれることや、外国籍等児童生徒を取り巻く課題が複雑化・多様化していることを踏まえて、外国籍等児童生徒に対する指導体制の充実が図れるよう、**拠点施設に正規教員を配置する制度の創設**とともに、**各学校への教員配置定数化の割合の拡充**を提案します。

■参考1：横浜市の「日本語支援拠点施設」における児童生徒支援

日本語指導・学校生活への適応指導・教科学習の準備

- プレクラスでの学校生活の体験
- 集中的な日本語指導
- 日本語レベルや母語での学習状況等の確認



プレクラス

- 児童生徒の学校生活への早期適応
- できるだけ早い段階での日本語の習得
- 学校での教科学習支援の充実



〈具体例〉

- ・ トイレに行きたいことや身体の不調などを訴えるためのサバイバル日本語の習得
- ・ 学校で上履きを履く習慣を身に付ける
- ・ 外国では学習しない音楽や書写などの体験

相談対応・コーディネート

- 入学前等の学校ガイダンス
- 保護者・児童生徒の相談支援と関係機関とのコーディネート
- 進路・進学相談の充実



学校ガイダンス

- 児童生徒・保護者が安心して過ごせる学校づくり
- 教職員の負担軽減



〈具体例〉

- ・ 転編入時の提出書類を母語で説明し、一緒に作成

情報収集・提供、研修・研究

- 拠点施設で蓄積したノウハウの各学校への周知
- 日本語指導や教科学習のためのカリキュラム・教材等の研究及び教員育成

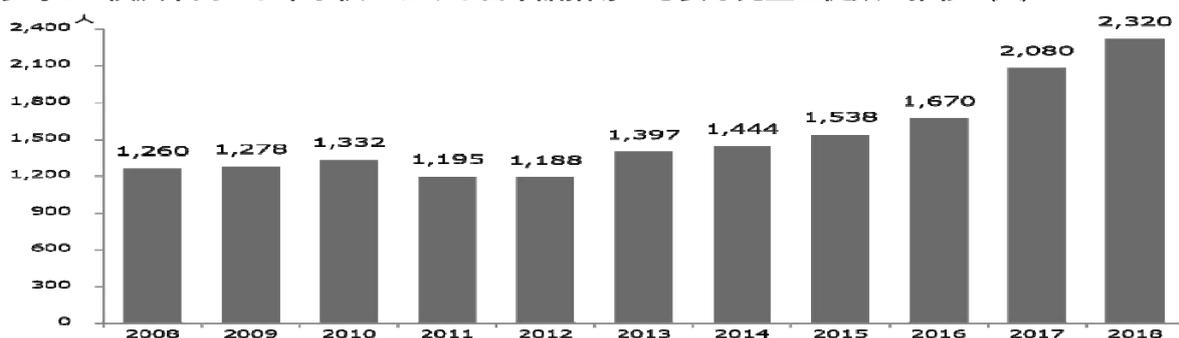


- 学校における児童生徒の円滑な受入
- 担当教員の専門性の向上
- 学校に対する様々な支援の充実

〈具体例〉

- ・ 日本語指導や受入のノウハウがない学校があるためプレクラスで作成・使用している教材などを提供

■参考2：横浜市内の小中学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移（人）



小学校の児童支援を専任する教員の定数化

文部科学省

いじめや不登校、発達上の課題など、子ども一人ひとりの成長段階に対応し、関係機関や地域との連携を進めるための、小学校の「児童支援専任教諭」の定数化

【提案の背景・必要性】

- ・ いじめや不登校、その背景にある子どもの生活環境、発達上の課題など、児童指導上の諸問題に対応するために、横浜市では、平成 22 年度から、「児童支援専任教諭」を小学校に段階的に配置し、平成 26 年度から全小学校へ 1 名ずつ配置しています。
- ・ 児童支援専任教諭は、特別支援教育コーディネーターを兼務し、原則として学級担任を持たず、全校的な視野に立ち、児童指導・支援の中心的な役割を担うとともに、小中学校間、幼稚園・保育所との連携、児童相談所・警察署等の関係機関及び地域との窓口となります。
- ・ 特に小学校では、学級担任が 1 人で抱えることがないよう児童支援専任教諭を中心とした校内体制を確立することで、組織的に子どもの成長段階に応じたきめ細かな指導や支援が可能となり、さらに特別支援教育の充実を図ることで、複雑化・多様化する子どもの問題の早期解決につながっています。
- ・ 平成 29 年度からは、教職員配置の権限が県から市に移譲され、児童支援専任教諭の定数を配置できるよう工夫していますが、現行の標準法の基準では、全小学校に配当することは困難であり、児童支援専任教諭の授業時間数等を軽減するため、非常勤講師等を配置せざるを得ません。そのため、各地方自治体が独自にこの制度を導入しようとする、財政面の負担が大きくなるなどの課題があります。
- ・ いじめの早期解決や再発防止を進める上でも、校内での児童支援体制の確立が必要であり、これまでも増して、児童支援専任教諭の役割が重要となっています。

【提案内容の説明】

- ・ 小学校における児童をめぐる諸問題の解決に効果のある「児童支援専任教諭」について、法令改正等により定数化し、配置を全国的な制度とすることを提案します。

■参考1：児童支援専任教諭の概要

- いじめ、不登校、発達上の課題など、児童が抱える諸問題への対応するため、学校組織の中心的役割を担うとともに、関係機関及び地域との窓口となります。
- 横浜市では、平成22年度から小学校70校ずつに段階的に配置し、平成26年度から全小学校に1名ずつ配置しています。

■参考2：児童支援専任教諭の配置の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
学校数 (校)	70	140	210	280	全校 (341)	全校 (341)	全校 (341)	全校 (340)	全校 (341)	全校 (341)
予算額 (百万円)	118	235	352	470	573	573	541	502	420	337

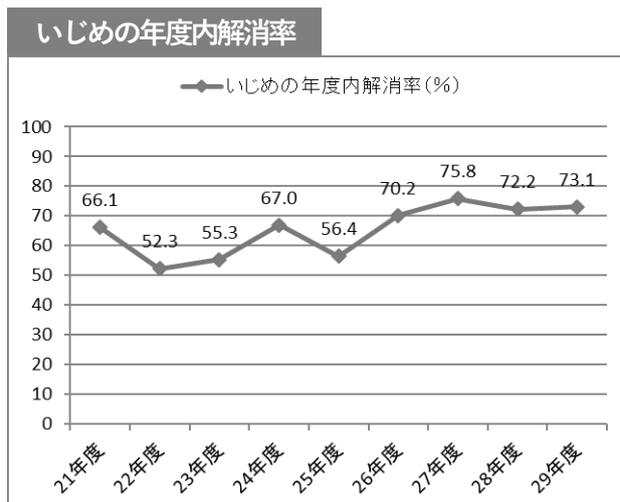
■参考3：児童支援専任教諭の配置効果

(1) いじめの年度内解消率

配置前と比べ **7ポイント向上** (平成21年度 66.1% → 平成29年度 73.1%)

(2) 小学校の児童1,000人あたりのいじめの認知件数

配置前と比べ **7.6倍増加** (平成21年度 2.6件 → 平成29年度 19.7件)



学校における働き方改革の取組の促進

文部科学省

- 1 教職員定数の算定根拠見直し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化
- 2 専門スタッフの制度化・拡充
- 3 ICT を活用した業務改善への支援の拡充
- 4 学校業務の適正化、精査・精選

【提案の背景・必要性】

- ・ 近年、学校教育に求められる機能・役割は変化・拡大を続けてきました。例えば、教育課程や学習評価における「個」に応じた教育への転換、いじめ防止やアレルギー対応、学校安全対策、特別な支援や日本語指導が必要な子どもの増加、児童虐待への対応等、多様化・複雑化する課題に直面しています。また、新学習指導要領の全面実施を目前に控え、カリキュラム編成や標準授業時数増への対応等、学校現場は多忙を極めています。
- ・ こうした中、国では、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえ、平成31年1月に「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、同年3月に「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」を発出しました。
- ・ 横浜市では、平成30年3月に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定し、達成目標及び4つの戦略（「学校の業務改善支援」、「学校業務の適正化、精査・精選」、「チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実」、「教職員の人材育成・意識改革」）、40の取組に基づき、改革に取り組んでいます。学校を持続可能な環境に変え、子どもの豊かな学びや成長を支えていくためには、学校現場の意識改革や業務改善に頼るだけでなく、国と地方の双方が、必要な人的・物的な支援等を行い、社会的理解を得ながら学校の働き方改革を推進することが必要です。

【提案内容の説明】

1 教職員定数の算定根拠見直し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化

- ・ 教職員定数の算定根拠について、学級数等に基づく「基礎定数」は、業務量と明確な関係がある標準授業時数が考慮されておらず、個別の必要性に応じて毎年予算で決まる「加配定数」は、課題の多様化・複雑化等の環境変化に十分に対応しきれていないとは言えません。

- ・教職員の長時間労働を抜本的に改善し、ガイドラインが定める勤務時間の上限を超えないようにするため、**教職員定数の算定根拠を、学校の業務量の実態に即したものに直すこと**を提案します。また、**スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの基礎定数化**を提案します。

2 専門スタッフの制度化・拡充

- ・横浜市では、国の「補習等のための指導員等派遣事業」の補助金を活用し、「**職員室業務アシスタント**」の全小・中学校への配置等を行っていますが、配置効果が表れているため、**小・中学校必置の職となるよう制度化**を提案します。
- ・教員が本来業務に注力できる環境整備や学校教育活動の充実を図るため、**専門スタッフの制度化や所要額確保などの更なる充実・拡充**を提案します。

3 ICT を活用した業務改善への支援の拡充

- ・横浜市では、教職員のスケジュール管理等を支援する業務支援機能と、教材共有や授業準備等を支援する教育活動支援機能、保護者との連絡・情報共有を支援する機能を併せ持つ、「**総合学校支援システム**」の構築に着手しています。
- ・国の平成 31 年度予算には、「**統合型校務支援システム導入実証研究事業**」が含まれていますが、小規模自治体の遅れや教員の異動等を踏まえて都道府県単位で導入を推進するとされており、指定都市では国の支援が受けられません。このため、**当該事業に指定都市も申請ができるよう対象の拡充**を提案します。

4 学校業務の適正化、精査・精選

- ・横浜市では、勤務時間外の留守番電話の設定、部活動休養日や学校閉庁日の設定、学校行事の見直し等、学校業務の適正化、精査・精選を進めていますが、国の制度や依頼に基づき行っている業務も多く存在しています。
- ・国においても、**制度改正等により学校へ新たな業務を加える際には、教員の正規の勤務時間や人的配置等、学校現場の現状を十分に考慮すること**を提案します。

■職員室業務アシスタント配置効果 ※調査対象：副校長、職員室業務アシスタントに業務依頼した教職員（任意）

副校長

	配置前 (H28 年度)		配置後 (H29 年度)		配置効果 (平均退勤時刻の減)
	平均退勤時刻	休日出勤回数	平均退勤時刻	休日出勤回数	
5月	20時19分	4回	19時58分	4回	▲21分
6月	20時09分	4回	19時39分	3回	▲30分
7月	20時07分	4回	19時40分	4回	▲27分

教職員

	配置前 (H28 年度)		配置後 (H29 年度)		配置効果 (平均退勤時刻の減)
	平均退勤時刻	休日出勤回数	平均退勤時刻	休日出勤回数	
5月	19時12分	3回	18時50分	2回	▲22分
6月	19時07分	3回	18時48分	2回	▲19分
7月	19時01分	2回	18時42分	2回	▲19分

女性活躍の取組の推進

内閣府

地域女性活躍推進交付金の拡充

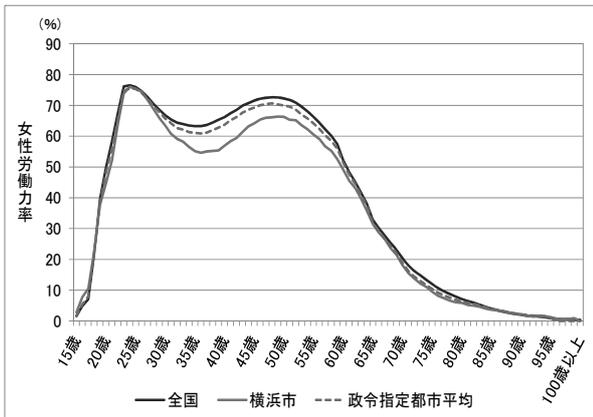
【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜市は、全国や指定都市の平均と比べて女性の労働力率が低く、収入を伴う仕事をしていない女性のうち7割が結婚・出産等を機に離職しています。背景には、市外勤務の割合が高いことによる長い通勤時間・長時間労働といった労働条件や、固定的な性的役割分担意識に基づく男女の意識差があり、結果として、女性の就労と男性の家事・育児への参画が阻まれやすい環境にあると言えます。
- ・ 一方で、他都市に比べて高度な専門性を有する女性が多いという特徴や、収入を伴う仕事をしていない女性のうち9割が今後就労を希望しているという状況があり、労働市場における人材不足が顕在化している昨今の状況にあって、より多くの女性が経済活動に参画していくことが期待されます。
- ・ 横浜市では、国の「**地域女性活躍推進交付金**」を活用し、今年度は、女性トップマネジメント養成セミナーや、女性活躍推進法に基づく協議会による企業向け情報発信など、地域の実情や市内企業の課題を踏まえた事業を、全国に先駆けて実施することを予定しています。
- ・ しかし、今年度の「地域女性活躍推進交付金」では、横浜市の申請事業は、採択されたものの、**国の予算上の制約を理由に交付額が減額**されています。
- ・ また、**都道府県・指定都市・市町村の区分で交付上限額に差**があり、企業数や人口等の地域の実情を考慮した上で、事業の内容や効果に基づいて交付金額が判断される仕組みではありません。
- ・ さらに、**単年度事業に対する交付金で、継続して申請する場合には事業の拡充を図ることが申請の要件**となっているため、課題の洗い出し・共有、解決策の検討・実施、人材育成、意識改革など、成果を確認しながら改善を繰り返して事業を発展させることが難しく、根本的な課題解決を支援する仕組みとしては不十分です。

【提案内容の説明】

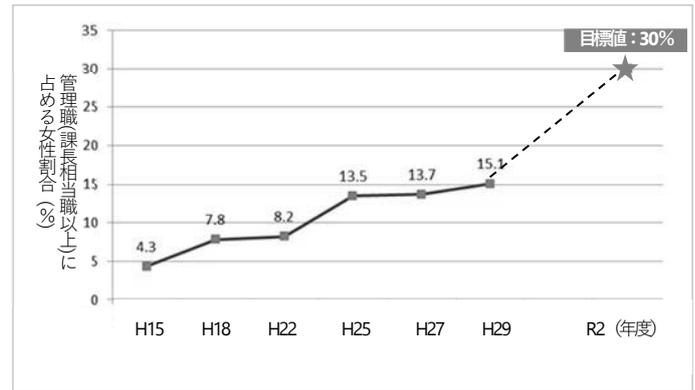
- ・ **地域女性活躍推進交付金**について、地域の実情に応じた効果的な取組を支援するため、**国において所要額を確保するとともに、企業や人口等が集積している指定都市への交付上限額を都道府県と同規模に拡充**することを提案します。
- ・ また、**先駆的で成果の発現に複数年を要する事業について、事業の発展を継続的に支援**できるよう申請要件の見直しを行うことを提案します。

■女性の年齢階級別労働力率



(出典) 総務省「国勢調査」(平成27年)

■市内事業所の女性管理職割合の推移



(出典) 横浜市「男女共同参画に関する事業所調査」

■「地域女性活躍推進交付金」の概要 (令和元年度予算)

- ・ 交付上限額：都道府県 800 万円、指定都市 500 万円、市町村 250 万円
- ・ 補助率：事業費の 1/2
- ・ 審査基準：事業内容・実施方法・効果についての「先進性・新規性」「波及性」など

■横浜市における「地域女性活躍推進交付金」を活用した主な取組 (令和元年度予算)

<あらゆる分野における女性の活躍>

◇女性トップマネジメント養成セミナー

部長級の女性を対象に研修を実施し、企業の中核を担う女性の育成を支援

背景 働く女性の活躍推進を加速させるためには、女性トップの割合を増やし、意思決定に女性の意見を反映させることが重要。役員や、将来役員になる人材のプールである部長級の女性の割合は依然として低い状況にあるため、企業の中核を担う女性の育成が必要。

◇横浜女性ネットワーク会議における国際分科会

働く女性の学びと交流の場である「横浜女性ネットワーク会議」で、グローバルに活躍したい女性の後押しをする分科会を開催

背景 女性は男性よりも海外進出への希望が高い傾向にあり、女性の活躍をいっそう推し進めるためには、グローバルに活躍したい女性の後押しが必要。

<男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり>

◇男性の家事・育児参画等に関する広報啓発

男性の家事・育児参画の推進に向けた企業と連携した広報等、男女共同参画週間に合わせた広報啓発を実施

背景 男性と女性の家事・育児・介護時間の割合(仕事や学校のある日、共働き家庭)について、目標値「1対1.5」に対して、現状は「1対5」であり、家事・育児参画に関する男女の意識改革が必要。

<推進体制の整備・強化>

◇横浜市女性活躍推進協議会による一体的な情報発信

女性活躍や働き方改革を進める企業に向けたポータルサイトを開設

背景 横浜市や神奈川県による女性活躍や働き方改革に関する支援制度・事業について、企業向けに情報を集約して、分かりやすく提供するポータルサイトの開設が必要。

国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進

内閣府、厚生労働省

- 1 子どもの貧困に関する実態把握等のための取組に対する支援の拡充
- 2 子どもの学習支援等に対する補助制度の拡充

【提案の背景・必要性】

1 子どもの貧困に関する実態把握等のための取組に対する支援の拡充

- ・ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月施行）に基づく、国の「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定）について、現大綱は、「社会経済情勢の変化、子供の貧困に関する状況の変化、本大綱に基づく施策の実施状況や対策の効果等を踏まえ、おおむね5年ごとを目途に見直しを検討する」とされており、今年度内を目途とした新たな大綱の策定に向け、検討が進められています。
- ・ 横浜市では、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び国の大綱を踏まえた「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定（平成28年3月）し、子どもの貧困対策の基本目標や、令和2年度までの5か年で取り組む施策を示しています。
- ・ 今後、新たな計画の策定に向けて、現計画策定時に実施したアンケート等と同様の規模で実態把握調査を実施する予定ですが、国の交付金（地域子供の未来応援交付金）は全国一律で上限額が定められているため、横浜市のように**人口等の規模の大きい地方自治体**が**実態把握調査を行う上での支援としては不十分**です。

2 子どもの学習支援等に対する補助制度の拡充

- ・ 横浜市では、将来の自立に向けた子どもの学習支援（全18区で実施）や、基礎的な生活スキルを身に付けるための生活支援（11区で実施）について、子どもが通いやすいように、実施か所数や受入枠の拡充を進めています。また、高校生世代等に対する教育・進路選択等に関する支援についても、今年度からモデル実施を開始します。
- ・ 国では、地方自治体の取組を支援する国庫補助について、人口規模に応じた上限額の引上げや、取組内容に応じた加算措置の拡充を進めていますが、地方自治体単位で上限額が定められているため、**積極的に取り組む地方自治体ほど、上限額を超えた費用負担が生じ、財政負担が重くなっています。**

【提案内容の説明】

1 子どもの貧困に関する実態把握等のための取組に対する支援の拡充

- ・ 国と地方が一丸となって子どもの貧困対策を推進するため、「**地域子供の未来応援交付金**」について、**地方自治体が地域の実情に応じて実態把握調査を行えるよう、所要額を確保するとともに、人口等の規模に応じた上限額を設定し、地方自治体の取組を後押しすることを提案します。**

2 子どもの学習支援等に対する補助制度の拡充

- ・ 貧困の連鎖を断つための取組をより安定的に実施していけるよう、**子どもの学習支援等に対する国庫補助について、実施か所数や受入枠等の実施規模に応じて補助金額を設定するなど、地方自治体の事業拡充を後押しすることを提案します。**

■参考：横浜市子どもの貧困に関する実態把握のための調査概要（平成27年度）※現計画策定時

	市民アンケート	対象者アンケート	支援者ヒアリング
目的	子どもや子どものいる家庭の生活実態に関する基礎的データの把握	日ごろの暮らしや子どもの様子、支援ニーズの把握	貧困状態にある子どもや家庭の生活像や支援ニーズの把握
対象及び人数	24歳未満の子ども・若者のいる世帯 (6,000世帯)	横浜市の経済的な支援制度・事業を利用している世帯 ① 保護者：1,265人 ② 中学生・高校生：1,002人 ③ 児童養護施設の中・高校生：194人	児童福祉施設の職員、学校の教員、NPO法人、区役所職員等 (17施設・事業者)
調査方法	郵送配布・郵送回収	区役所等を通じ配布、郵送回収	ヒアリング
調査項目	保護者の就労状況、暮らしや子ども・子育ての様子、教育や進学に対する意識、世帯の所得等 (全50問)	保護者の就労状況、暮らしや子ども・子育ての様子、教育や進学に対する意識、充実を望む支援策等 (保護者・中学生・高校生：全26問、児童養護施設の中・高校生：全18問)	支援者が行う事業等の内容、事業等を利用している子ども・若者や保護者の生活の様子や意識、関係機関との連携体制、支援上の課題等
実施期間	平成27年8月7日～24日	平成27年8月10日～28日	平成27年6月18日～9月末
有効回答数・回答率	2,657世帯 (44.3%) (このうち18歳未満の子どもがいる世帯は2,183世帯)	① 保護者：212人 (16.8%) ② 中学生・高校生：120人 (12.0%) ③ 児童養護施設の中・高校生：138人 (71.1%)	/

提案の担当 / こども青少年局総務部企画調整課長 谷口 千尋 TEL 045-671-4280
 健康福祉局生活福祉部生活支援課長 鈴木 茂久 TEL 045-671-2367
 こども青少年局青少年部青少年育成課長 金子 利恵 TEL 045-671-2297

児童虐待対策のための市町村の機能強化の推進

内閣府、厚生労働省

1 市町村（区役所）における体制強化と専門人材の確保・育成 2 児童虐待重篤化防止のための DV 被害者支援事業の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 国においては、今年3月に「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（関係閣僚会議決定）で、児童相談所と市町村の体制強化、子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討、DV（配偶者等からの暴力）対応と児童虐待対応との連携強化、関係機関間の連携強化などを実施することが掲げられ、児童福祉法の所要の改正を行うとともに、令和2年度予算で対策の具体化を図るとされています。

1 市町村（区役所）における体制強化と専門人材の確保・育成

- ・ 横浜市では、指定都市として、法的権限による一時保護や支援を行う児童相談所と、子どもの身近な地域の資源を生かして継続的な相談・支援を行う市町村（区役所）の両方の役割を担い、双方の機能強化や連携強化に取り組んでいます。
- ・ 国においては、市町村（区役所）の機能強化として、平成28年改正の児童福祉法で、**ソーシャルワークを中心とした機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を市町村に設置することが努力義務**として規定され、設置準備費や専門人材の配置を含めた運営費への財政支援が設けられています。また、昨年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（関係府省庁連絡会議決定）で、これを**令和4年度までに全市町村に設置する目標**が掲げられました。
- ・ 一方で、「子ども家庭総合支援拠点」設置に向けては、児童相談所の体制強化・設置促進などを背景に、**全国的に子ども家庭福祉に関する専門人材が不足しており、地域の適切な資源につなぐソーシャルワークに関する知識・技術のある専門人材も不足しているため、必要な人材の確保が課題**となっています。
- ・ また、**配置基準を満たす有資格者であっても、児童虐待や子ども家庭福祉に特化した教育課程は受けていないため、実際の業務に従事する際には、より高い専門性を習得できるようにしていくことが必要**です。

2 児童虐待重篤化防止のための DV 被害者支援事業の拡充

- ・ DV 被害者の一時保護にあたっては、安全確保のために通信や外出等の一定の行動制限が必要となりますが、**行動制限を理由に一時保護を拒否する相談者も多く、相談件数が増加傾向にある中、一時保護件数は減少傾向**にあります。

- ・ DV の相談には、児童虐待が疑われるケースが含まれており、**相談者が一時保護を拒否して帰宅した場合には、DV や児童虐待の重篤化につながる可能性があります。**このため、横浜市では、今年度から、行動制限のない一時的な居場所を提供し、次の相談・支援につなげるための事業を独自に行います。
- ・ また、**重篤化や再発防止には、加害者の行動を変える働きかけも必要**です。国においては、海外の取組を参考にした民間団体の取組が進展していることなどを踏まえ、「第 4 次男女共同参画基本方針」（平成 27 年 12 月閣議決定）で、地域社会内での加害者更生プログラムの在り方を検討することが掲げられています。

【提案内容の説明】

1 市町村（区役所）における体制強化と専門人材の確保・育成

- ・ 「子ども家庭総合支援拠点」の設置に必要な専門人材の確保のため、**関連分野の専門職**（社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・保育士・教員等）**に対して、児童虐待や子ども家庭福祉に特化したソーシャルワークの知識・技術の習得・向上のための研修カリキュラムや教育課程・卒後教育を構築するとともに、専門人材の配置等への財政支援を拡充**することを提案します。
- ・ また、人材育成を推進するため、**実務に精通したスーパーバイザーの子ども家庭総合支援拠点への配置を制度化**することを提案します。

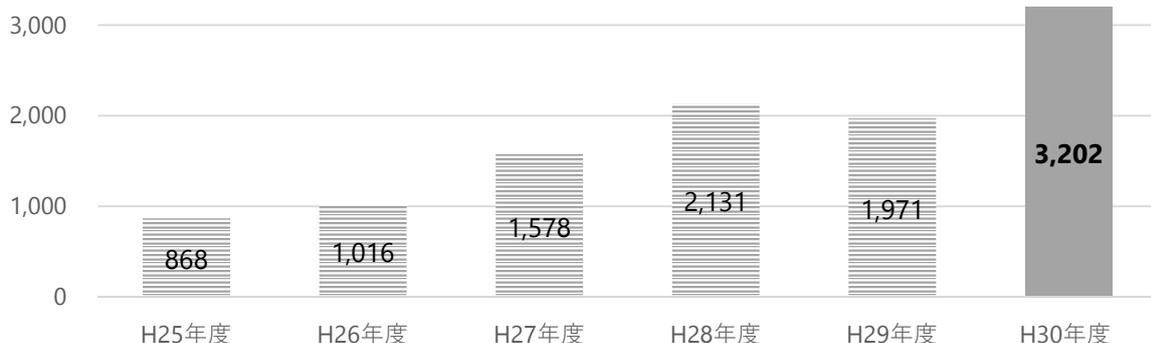
2 児童虐待重篤化防止のための DV 被害者支援事業の拡充

- ・ DV や児童虐待の重篤化を防止するため、国において、**DV の被害者に対して、行動制限のない一時的な居場所を提供し、次の支援につなげるための相談・支援を行う事業を創設**することを提案します。
- ・ また、**DV の加害者向けプログラム**について、**調査研究や施策の在り方の検討を推進**することを提案します。

■参考：横浜市の区役所における児童虐待相談対応件数の推移

<児童虐待(疑いを含む)に係る通告・相談に対し、区役所が調査等の対応をした件数>

(単位：件)



障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充

厚生労働省

- 1 自立生活援助に係る報酬額の引上げ
- 2 自立生活援助に係る利用期間の見直し

【提案の背景・必要性】

- ・平成 28 年の障害者総合支援法の改正を受けて平成 30 年 4 月から開始された「自立生活援助」は、障害者施設や精神科病院等から一人暮らしに移行した障害者で、理解力や生活力等に不安を持っている方に対して、**支援員が月 2 回以上居宅に訪問し、日常生活に関する相談や助言、情報提供などを行うもので、利用期間は原則 1 年、最大で 2 年**となっています。
- ・障害者が地域で一人暮らしを継続していくためには、日常生活全般に渡る様々な課題（消費生活や健康管理、対人関係等）に対して、**障害特性を踏まえた相談・助言や、様々な生活場面でのきめ細かな支援が必要**となります。
- ・こうした支援を行うためには、**一定程度の支援経験を有した職員の配置や個々の状況に応じた継続的な支援が不可欠**です。
- ・横浜市では、平成 13 年 10 月から、国の制度とほぼ同趣旨の「障害者自立生活アシスタント事業」を独自に実施し、単身で暮らす知的障害者や精神障害者等に対し、居宅や居宅外訪問を通じた相談・助言等を行ってきました。
- ・横浜市の実業では、**障害支援経験 5 年以上の支援員を 1 名以上配置**していますが、**自立生活が安定するまでには、平均で約 5 年**かかっています。
- ・事業者が適切な人員配置を行い、居宅外を含めた様々な場面を通じた継続的な支援を行っていくためには、**基本報酬・加算や利用期間の拡充が必要**です。

【提案内容の説明】

1 自立生活援助に係る報酬額の引上げ

- ・利用者の個々の状況に応じたきめ細かな支援を行えるよう、**居宅外での訪問相談・助言を基本報酬の算定要件に加えること**、また、**基本報酬及び加算を引き上げる**ことを提案します。

2 自立生活援助に係る利用期間の見直し

- ・利用者の個々の状況に応じた計画的かつ継続的な支援を一人暮らしが定着するまで行えるよう、**利用期間について、原則 1 年（最大 2 年）を見直し、支援開始当初に策定する支援計画に基づく期間と**することを提案します。

■参考1：国の「自立生活援助」と横浜市独自の「障害者自立生活アシスタント事業」との比較

	【国の制度】 自立生活援助	【横浜市独自の制度】 障害者自立生活 アシスタント事業
開始時期	平成30年4月	平成13年10月
支援内容	支援員による月2回以上の居宅訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応	支援員による居宅や <u>居宅外（職場・通所先、病院等）</u> 訪問を通じた相談・助言や情報提供、常時の連絡体制・緊急対応
利用期間	原則1年 (市町村審査会の個別審査で認められた場合は最大2年)	平均5年 (支援開始当初に策定する支援計画に基づく期間)
支援員	利用者25人に対して 支援員1人が目安 (支援員の経験は問わない。別途、サービス管理責任者も配置)	利用者25人に対して 支援員2人 が目安 (1人は障害者支援の 経験が5年以上)
報酬額	変動（年間約414万円※） (居宅訪問月2回以上の利用者数等に応じて決定)	固定（年間約1,000万円） (支援体制に基づき設定)

※横浜市「自立生活アシスタント事業」の過去3年間（平成27～29年）における1事業所あたりの平均利用実績を参考にして算出

■参考2：「障害者自立生活アシスタント事業」の利用状況

(各年8月1日時点)

	H27	H28	H29	3年平均
登録者数（人）	733 (知的：433) (精神：300)	777 (知的：444) (精神：333)	748 (知的：431) (精神：317)	752 (知的：436) (精神：316)
事業所数（か所）	38	40	40	39.3
1事業所あたり 登録者数（人）	19.3	19.4	18.7	19.1

国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の見直し

厚生労働省

医療費の自己負担への助成を行っている地方自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置の廃止

【提案の背景・必要性】

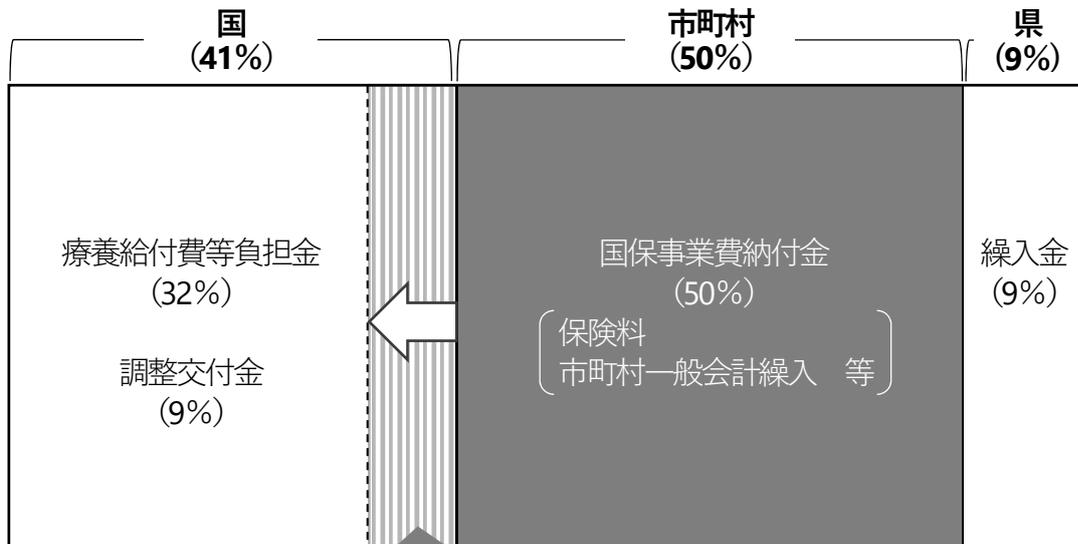
- ・ 重度障害者、子ども、ひとり親家庭等の医療費について、地方自治体は、健康保険制度の自己負担分へ助成を行っています。
- ・ 国は、地方自治体による自己負担の軽減が、健康保険制度全体として医療費の増加につながるとして、**独自に助成を行っている地方自治体に対して、国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置**を行っています。
- ・ 平成 30 年度から、義務教育就学前の子どもの医療費に係る助成については、減額調整措置の適用対象としないこととされましたが、それ以外の助成への適用は依然として継続しています。
- ・ しかし、**重度障害者、子ども、ひとり親家庭等の自己負担の軽減は、本来、全国一律で行われるべきものです。自己負担を軽減する助成は、既にほとんどの地方自治体で行われている状況であり、減額調整措置は公的医療保険制度における自治体間の公平性を担保するものとして有効に機能していません。**
- ・ また、**減額調整措置は、障害者や子ども・子育て家庭への支援を推進する国の施策と整合性がなく、特に、重度障害者に対する減額調整措置は、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が自立し、積極的に社会に参加・貢献していくことができる地域共生社会の実現や、障害者等が最大限活躍できる環境を整備するために治療と職業生活の両立支援等を推進していく国の姿勢とは相いれません。**
- ・ さらに、国民健康保険の財源のうち国が負担する部分が地方自治体の負担として上乗せされているため、地方自治体にとって大きな財政負担となっています。

【提案内容の説明】

- ・ 医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止することを提案します。

■国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置部分

【都道府県の国民健康保険医療給付費の財源構成モデル（％は減額前の数値）】



国庫負担金減額調整分は
市町村の負担に上乗せされる (※)

※国の「療養給付費等負担金」(32%)及び「調整交付金」(9%)の一部が減額され、その分は、市町村における保険料や一般会計繰入等を原資とする「国保事業費納付金」に上乗せされます。なお、減額される額は、市町村ごとの医療費助成額に比例しています。

■横浜市が自己負担への助成を行っていることで減額された国民健康保険に係る国庫負担金(療養給付費等負担金)の額(平成29年度)

	全体(千円)	うち未就学児(千円) (※30年度から減額措置廃止)
重度障害者	1,535,265	4,798
小児医療費	175,263	121,433
ひとり親家庭等	143,485	14,936
合計	1,854,014	141,167

国土強靱化の推進

内閣官房

「国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組への支援の充実

【提案の背景・必要性】

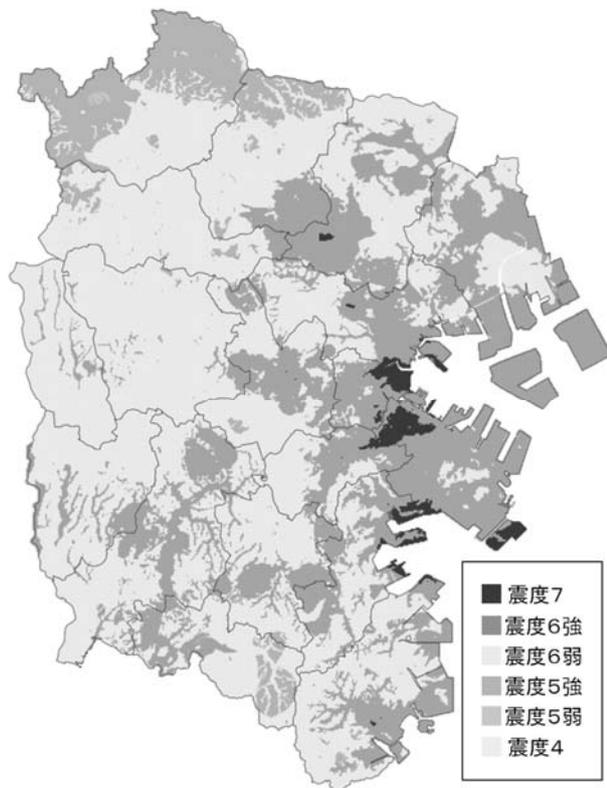
- ・ 国においては、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年 12 月施行）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月閣議決定）で、事前防災、減災、迅速な復旧復興に資する強靱な国土形成を通じて、地域住民の生命・財産を守るだけでなく、経済成長や国際競争力の向上にもつなげていけるよう、平時から必要な取組を総合的に推進することが掲げられています。
- ・ 昨年度には、北海道胆振東部地震や平成 30 年 7 月豪雨などの大規模災害が相次いだことなどを踏まえ、平成 30 年度からの 3 年間で概ね 7 兆円規模の「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月閣議決定）が取りまとめられ、重要インフラの整備等を中心に財政措置が講じられています。
- ・ 横浜市では、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに見舞われる確率が 82%（平成 30 年 6 月政府・地震調査研究推進本部発表）とされ、また、気候変動の影響等により局地的大雨や台風が増加するなど、**災害リスクが高まっており**、東日本大震災以降、**災害対策への市民の関心も高くなっています**。また、人口急増期に集中して整備した公共施設の老朽化の進行や生産年齢人口の減少、超高齢社会の進展、地域コミュニティの活力低下、外国人人口や訪日外国人の増加など、**都市を取り巻く環境も大きく変化しています**。
- ・ こうした状況を踏まえ、今年 3 月に「**横浜市強靱化地域計画**」を策定しましたが、今後、**強靱な都市づくりを迅速かつ着実に推進**していくには、**道路の無電柱化や河川のしゅんせつ**などに対して、**3 か年緊急対策と同水準の支援を継続**するとともに、**道路・河川・上下水道施設などの老朽化対策等の中長期的なハード整備や、災害情報の発信手段の充実等のソフト対策に幅広く取り組み、地域課題に柔軟かつ総合的に対応していくための支援**が必要です。

【提案内容の説明】

- ・ 地方自治体の取組を集中的・効果的に支援するため、「3 か年緊急対策」の最終年度である令和 2 年度においても、「国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組に対する財政措置の充実を図ることを提案します。
- ・ 中長期的なハード整備やソフト対策を幅広く行えるよう、「3 か年緊急対策」の期間終了後において、「国土強靱化地域計画」に位置付けられた取組を府省横断的に支援する新たな財政措置を講じることを提案します。
- ・ 地方自治体の新たな課題に柔軟に対応できるよう、国における「国土強靱化基本計画」の運用や 5 年ごとの見直しにあたって、地方自治体の意見を十分に反映することを提案します。

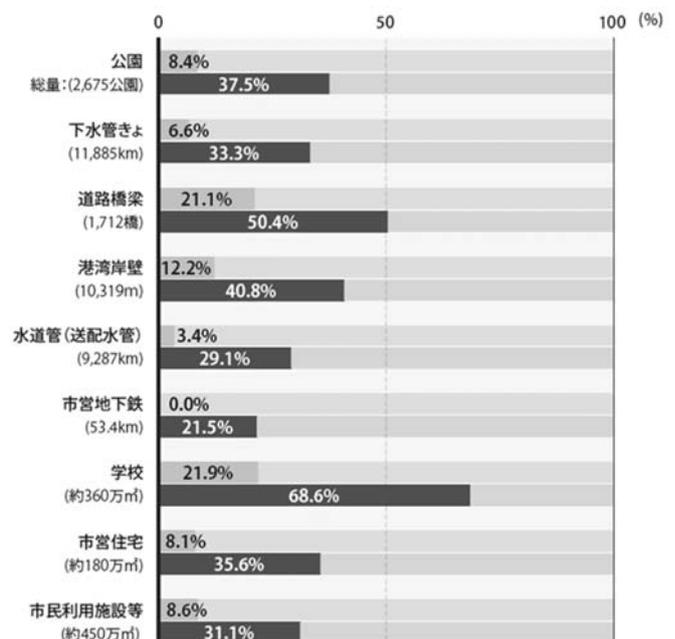
■横浜市地震被害想定（平成 24 年 10 月）

元禄型関東地震における震度分布予測



■横浜市における整備後 50 年以上経過する施設の割合

上段：平成 29 年度末時点 下段：令和 12 年度末時点



※令和 12 年度末時点の数値は、現在の施設を、更新・建替えをせずに使用し続けた場合の試算値。

国際競争力及び防災力強化に向けた 高速道路等の整備推進

国土交通省

- 1 横浜環状北西線で実施した立替施行に伴う予算の着実な確保
- 2 横浜環状南線・横浜湘南道路及びアクセス道路の事業推進
 - (1) 本線の早期開通に向けた整備推進
 - (2) 本線の事業費増加分に対する有料道路事業の活用
 - (3) 横浜環状南線の脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進
 - (4) 本線へのアクセス道路の事業費確保
- 3 横浜北線馬場出入口の早期完成とアクセス道路の事業費確保
- 4 横浜市内の渋滞ボトルネック対策の促進
- 5 直轄国道の整備推進並びに補助国道及び市内幹線道路に対する重要物流道路の指定
- 6 必要な道路整備の推進に向けた国の道路関係予算の拡大

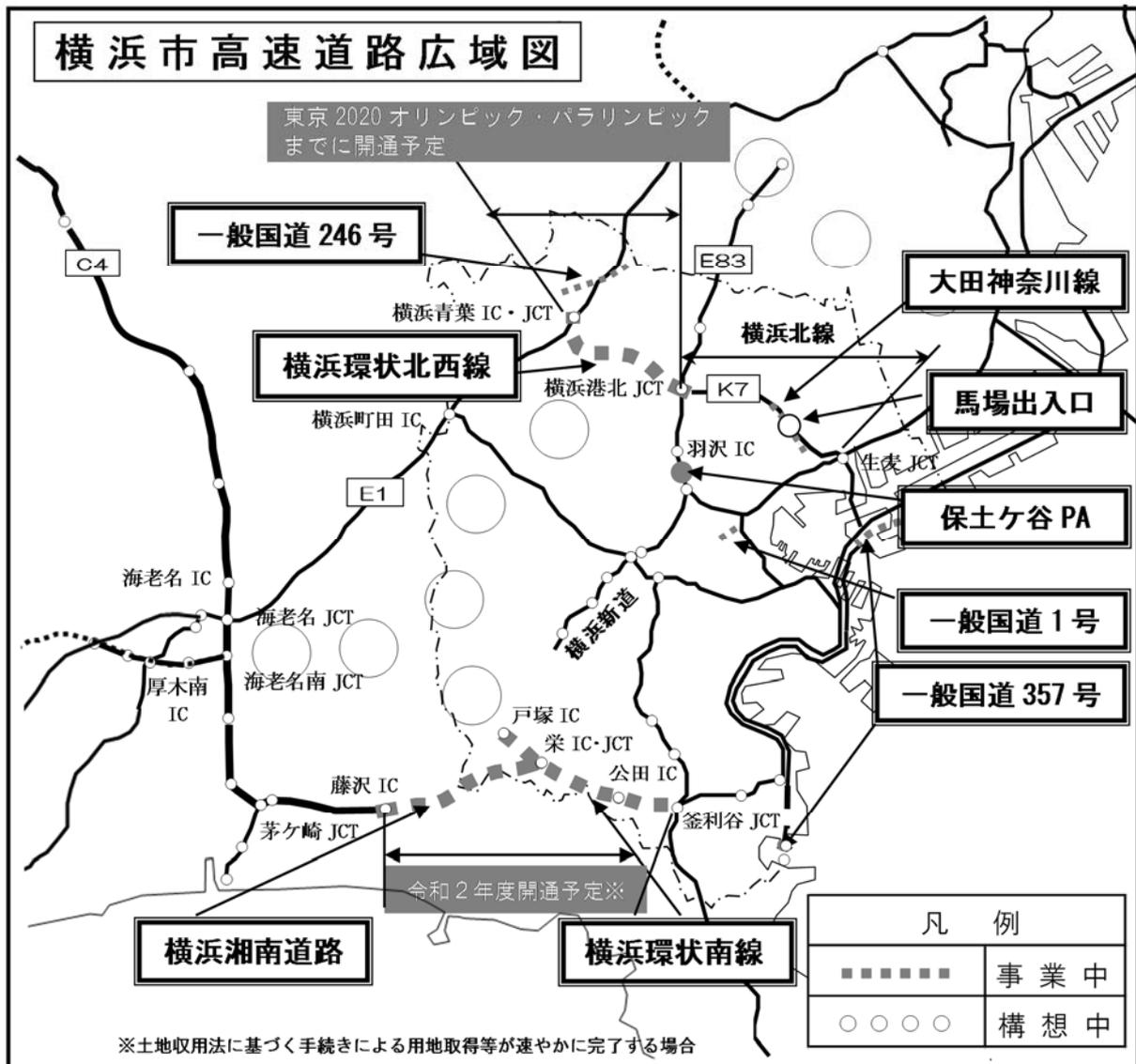
【提案の背景・必要性】

- ・首都圏及び横浜市の国際競争力、防災力強化のためには、圏央道や横浜環状道路をはじめとした高速道路に加え、市内の国道や幹線道路の早期整備が欠かせません。
- ・また、整備効果を最大限に発揮させるためには、アクセス道路等についても計画的かつ集中的な投資が必要です。
- ・一方で、国の道路関係予算は平成9年度のピーク時から半減しており、事業の進捗に影響を及ぼしています。

【提案内容の説明】

- 1 横浜環状北西線で実施した立替施行に伴う予算の着実な確保を要望します。
- 2 横浜環状南線及び横浜湘南道路は、圏央道の西側区間で唯一の未整備区間であり、圏央道の機能を十分に発揮し、経済の好循環をもたらす整備効果が期待できるため、着実な整備推進が必要です。また、国の事業評価監視委員会で決定された事業費増加分については、横浜市の負担増とならないよう、有料道路事業での対応を要望します。さらに、横浜環状南線の整備では、脱硝装置の設置等、環境に配慮した取組の推進が必要です。併せて、本線へのアクセス道路（主要地方道原宿六ツ浦、市道下倉田第406号線、横浜藤沢線、環状3号線）の整備に係る事業費の着実な確保が必要です。
- 3 横浜北線の整備効果を最大限発揮するためには、馬場出入口の早期完成とともに、馬場出入口に接続するアクセス道路（大田神奈川線）の整備に係る事業費の着実な確保が必要です。

- 4 一般国道1号（横浜新道～藤沢バイパス間）の渋滞対策や、第三京浜保土ヶ谷PA付近における横浜方面の出入口設置、横浜新道の付加車線設置のため、所要の調査設計等を推進することが必要です。また、「首都圏の新たな高速道路料金」について、横浜港に関係する物流の効率化等の観点も含め、引き続き効果や影響を検証するとともに、激変緩和措置の長期継続が必要です。
- 5 直轄国道である一般国道1号戸部付近及び一般国道246号荏田付近の現道拡幅、一般国道16号屏風ヶ浦交差点の改良、一般国道357号の着実な整備が必要です。また、補助国道である一般国道1号保土ヶ谷橋工区及び不動坂工区や、骨格となる市内幹線道路網に対する重要物流道路の指定が必要です。
- 6 市民の安全・安心や豊かな暮らしを確保しつつ、経済成長を図るため、防災・減災、国土強靱化、渋滞対策等に資する真に必要な道路整備を進められるよう、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金など、国の道路整備費枠をこれまで以上に拡大することが不可欠です。



提案の担当 / 道路局計画調整部事業推進課長
 道路局横浜環状北西線建設部横浜環状北西線建設課長
 道路局横浜環状道路調整課長

桐山 大介 TEL 045-671-2937
 谷津 毅 TEL 045-671-2734
 岡 靖之 TEL 045-671-3985

連続立体交差事業関連及び道路の防災・安全対策の推進

国土交通省

1 連続立体交差事業関連の推進

- (1) 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）の早期事業化に向けた着工準備費の確保
- (2) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）の高架化に併せた計画的かつ集中的な関連道路整備に向けた交付金の重点配分対象化又は個別補助制度の創設

2 無電柱化の推進に向けた財源確保と低コスト手法の普及・実用化

3 道路施設における老朽化対策の推進に向けた予算の確保

【提案の背景・必要性】

- 1 連続立体交差事業は、複数の踏切の一斉除却により、踏切事故の解消と併せて、渋滞解消、バリアフリー化、防災力の向上、道路・市街地等との一体的な整備に伴うまちづくりの促進など、多面的で高いストック効果が期待できます。相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業は、除却対象踏切 10 か所すべてが「踏切道改良促進法」で指定された踏切であり、早急かつ計画的に対策を推進することが不可欠です。平成 30 年度から事業化に向けた都市計画や環境影響評価等の手続きを進めており、5 年以内に事業化を行う必要があります。また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業は、平成 30 年 11 月に全線高架化が完了しましたが、ストック効果を最大限に発揮させるためには、引き続き、関連道路の整備が必要です。
- 2 無電柱化は、都市の防災力の向上、良好な景観形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保の観点から重要な施策であり、取組をより一層推進していく必要があります。一方で、無電柱化が進まない主な要因として、現在の一般的な整備手法である電線共同溝方式では、整備コストが高いことや、幅員の狭い道路への導入が困難なこと等が支障となっています。
- 3 横浜市が管理する橋りょうは、25 年後に全体の約 8 割が建設後 50 年以上経過します。近接目視点検の結果、橋りょう（点検完了分 1,698 橋）の約 1 割は判定区分Ⅲ（早期措置段階）、約 8 割は判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断しています。橋りょうをはじめとした多くの道路施設について、今後、点検結果を踏まえ補修の優先順位などを定めた長寿命化計画に基づき、老朽化対策を計画的かつ着実に進める必要があります。

【提案内容の説明】

- 1 相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業については、早期事業化に向けて都市計画や環境影響評価の手續等を円滑に進めるため、**着工準備費の確保**を要望します。また、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業については、立体交差化に併せた星川停車場線等の**計画的かつ集中的な関連道路整備**に向けた**財源確保**を要望します。
- 2 **無電柱化推進計画に位置付けた事業**を確実に推進するため、**交付金の更なる拡大**を要望します。また、**直接埋設**や**小型ボックス活用埋設等**の省スペース化と低コスト化を図る手法の**普及・実用化**を進めることを提案します。
- 3 橋りょうをはじめとした**道路施設の適切な維持管理と老朽化対策**について、点検結果に基づき計画的に進めていくため、**交付金の更なる拡大**を要望します。

■相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業 ■相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業

【検討区間】 二俣川駅～西谷駅 約2.7km

【実施区間】 星川駅～天王町駅 約1.9km

【踏切除却数】 10 か所（うち開かずの踏切5 か所）

【踏切除却数】 9 か所（全て開かずの踏切）



■横浜市の無電柱化の推進の取組

- ・「**道路法第37条に基づく緊急輸送路における新たな電柱の占用制限**」（平成29年4月施行）
全国に先駆け、新たな電柱の占用制限を開始しました。
- ・「**道路占用許可基準の改正による電線類の埋設深さの基準の緩和**」（平成29年4月施行）
国の「電線等の埋設に関する設置基準」の改正を参考に道路占用基準を改正しました。
- ・「**無電柱化を推進する市区町村長の会**」の活動
横浜市長が副会長を務める「無電柱化を推進する市区町村長の会」において、無電柱化に関する要望を国等に行うなど、無電柱化を推進する取組を行っています。
- ・「**横浜市無電柱化推進計画**」の策定（平成30年12月）
無電柱化の推進に関する法律第8条に基づき、無電柱化を推進するため、基本方針、期間、無電柱化の推進に向けた施策等を定めた「横浜市無電柱化推進計画」を全国の指定都市に先駆けて策定しました。

■市内橋りょうの点検結果（判定区分）（H26～H30点検対象：1,698橋）



欠損した見晴橋（架け替え済）

提案の担当 / 道路局建設部建設課鉄道交差調整担当課長
道路局計画調整部企画課長
道路局建設部橋梁課長

栗本 高史 TEL 045-671-2757
樹岡 龍太郎 TEL 045-671-2746
本橋 康武 TEL 045-671-2752

鉄道整備事業の推進

国土交通省

- 1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸等）に向けた支援
- 2 駅機能の改善や高度化に向けた支援
- 3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進
- 4 高速鉄道4号線の6両編成化事業への支援

【提案の背景・必要性】

1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸等）に向けた支援

- ・ 交通政策審議会答申第198号（平成28年4月）において、横浜市内では、高速鉄道3号線の延伸、横浜環状鉄道などの路線が、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられています。
- ・ 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）については、整備効果、延伸区間の費用対効果及び採算性が認められることから、今年1月に横浜市として事業化することとし、事業許可に向けて、国や関係者との協議・調整を進めます。

2 駅機能の改善や高度化に向けた支援

- ・ 駅を利用する市民の安全確保や利便性向上を図るため、駅舎のバリアフリー化やシームレス化、ホームドアの整備、新たなホームの設置など、駅機能の改善や高度化に向けた取組を進めることが必要です。

3 神奈川東部方面線整備事業の着実な推進

- ・ 相鉄・JR直通線は、令和元年11月30日に開業しますが、相鉄・東急直通線は、令和4年度下期の開業に向けて、工事が最盛期を迎えており、引き続き、着実に事業を進めることが必要です。

4 高速鉄道4号線の6両編成化事業への支援

- ・ 高速鉄道4号線（グリーンライン）は、横浜市域北部の市民の東京圏への通勤・通学等を支える路線として、乗車人員が年々増加しており、特に朝ラッシュ時間帯の混雑が深刻になっています。これまで、ダイヤ改正や本数増加による運転間隔の短縮などの対策に取り組んできましたが、今後も沿線の市街化区域化が予定されているなど、人口増加によって、乗車人員の更なる増加が見込まれることから、輸送力の増強が喫緊の課題となっています。

【提案内容の説明】

1 充実した鉄道ネットワークの構築（高速鉄道3号線の延伸等）に向けた支援

- ・ 充実した鉄道ネットワークを構築するため、**高速鉄道3号線の延伸等**の交通政策審議会答申路線について、**事業化に向けた取組への支援**や**補助制度の拡充**を要望します。

ふ頭機能の再編などによる横浜港の国際競争力強化

国土交通省、財務省、総務省、法務省、厚生労働省

1 物流機能の強化

- (1) 新本牧ふ頭整備や本牧ふ頭再編整備の推進及びそれに伴う既存施設の除却などへの支援
- (2) 大型船の寄港促進のためのとん税・特別とん税の見直し
- (3) 荷さばき地の国有化など港湾コスト低減や集貨策への支援
- (4) 大黒ふ頭の岸壁改修推進による自動車取扱機能の強化
- (5) ICT 活用などによる生産性向上や就労環境改善への支援

2 クルーズ客船受入機能の強化と賑わい創出

- (1) 超大型客船の受入拡大のための大黒ふ頭の岸壁・上屋改良や大さん橋国際客船ターミナルの設備改修への支援
- (2) 円滑なクルーズ旅客受入のための入国審査、税関、検疫(CIQ)の体制強化
- (3) 赤レンガ倉庫の大規模修繕や臨港パーク整備への支援
- (4) 山下ふ頭再開発に伴う倉庫移転や基盤施設整備への支援

3 安全・安心で環境にやさしい港づくり

- (1) 津波・高潮対策としての海岸保全施設整備や大さん橋国際客船ターミナルの電源浸水対策への支援
- (2) SOLAS 制限区域における確実な警備体制確保に向けた支援
- (3) 「ヒアリ」などの特定外来生物の侵入・定着防止や「クサギカメムシ」などの輸出貨物への付着防止への支援
- (4) LNG バンカリング船の定係地整備（岸壁・設備）への支援及び船体の固定資産税に対する特例措置

【提案の背景・必要性】

- ・ 横浜港の国際競争力強化に向けて、港湾の中長期政策「PORT2030」等で国が掲げる取組を積極的に進め、先導していきます。

1 物流機能の強化

- ・ 国際コンテナ戦略港湾として、船舶の大型化、海運アライアンスの再編、寄港地の絞り込み等、世界の海運動向に的確に対応するため、新本牧ふ頭の整備、本牧ふ頭の再編強化等の「国際競争力強化」に取り組むとともに、基幹航路の誘致、国際フィーダー網の充実によるトランシップ貨物増加等の「集貨」施策や、高機能なロジスティクス拠点形成による「創貨」施策等に取り組みます。

2 クルーズ客船受入機能の強化と賑わいの創出

- ・ 国際旅客船拠点形成港湾として、ラグジュアリーからカジュアルまで様々なタイプの客船の受入に対応できるワールドクラスのクルーズポートを目指し、公民で連携した客船の誘致推進、受入機能強化等に取り組んでいきます。
- ・ また、インバウンドを含むクルーズ旅客が楽しめる、魅力的な港の賑わいを創出していくため、赤レンガ倉庫の修繕、臨港パークの整備等に取り組みます。

3 安全・安心で環境にやさしい港づくり

- ・ 昨年の台風 21 号による被害等を踏まえ、海岸保全施設の整備や大さん橋国際客船ターミナルの電源浸水対策等の改修を行い、災害等に強い港づくりを進めます。
- ・ また、国際的な船舶からの排出ガス規制が 2020 年から強化されることを踏まえ、LNG バンカリングの拠点形成を推進します。

【提案内容の説明】

1 物流機能の強化

- (1) 船舶の大型化や海運アライアンスの再編等、世界の海運動向に的確に対応するため、**国直轄事業による新本牧ふ頭整備、BC 岸壁の延長や既存施設の除却による荷さばき地整備など本牧ふ頭の再編整備を推進**していくことが必要です。
- (2) 大型船が就航している基幹航路等（北米・欧州・中南米・豪州・アフリカ航路等）の寄港を促進するため、**大型船に対する負担が大きいとん税・特別とん税の制度を見直し、港湾コストを低減する必要がある**あります。
- (3) 港湾コスト低減のため、**荷さばき地等の国有化（市有地の買取り等）や港湾運営会社への無利子貸付金の割合増加、ガントリークレーンへの補助制度の創設、固定資産税の軽減措置、コンテナターミナルの長期転貸を可能とする特例措置**が必要。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催時の都心部迂回による渋滞対策として、**圏央道を活用した横浜港利用の促進**が有効です。

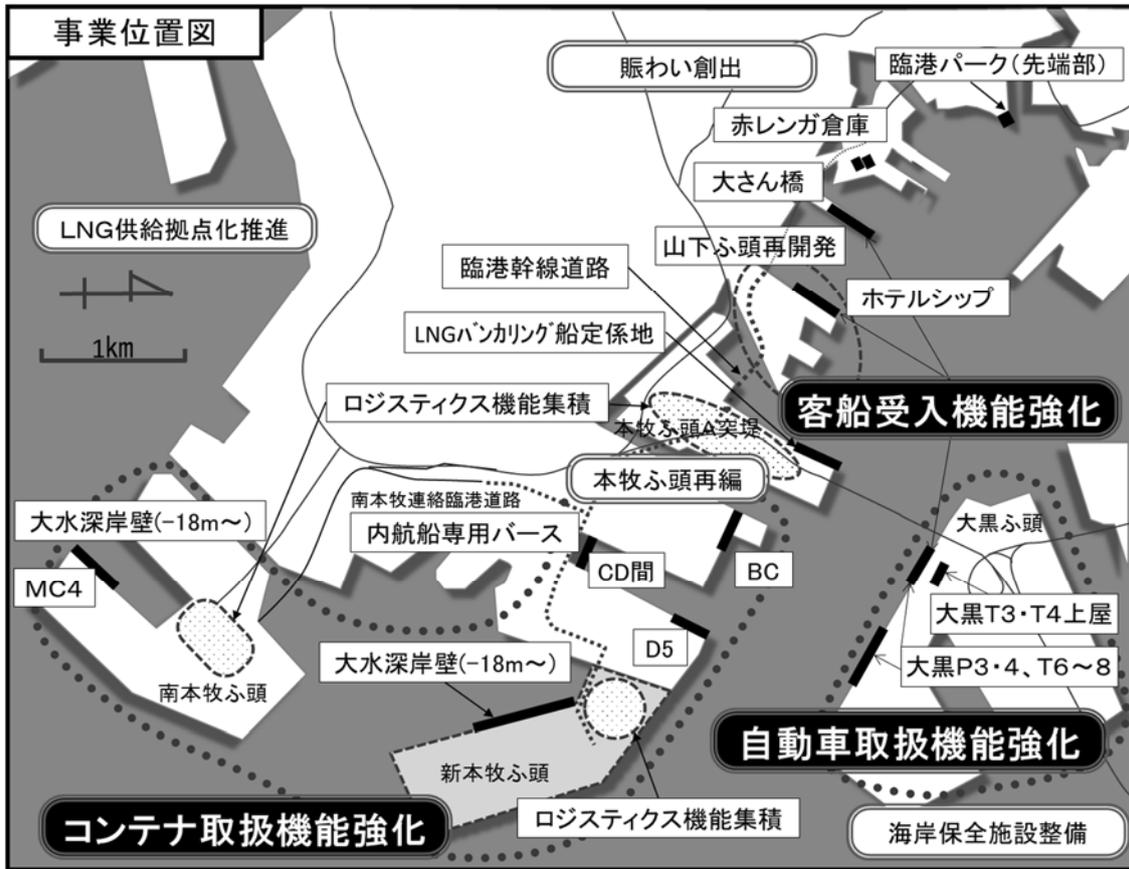
- (4) 自動車専用船の大型化や利用増加に対応するため、**大黒ふ頭 P3 岸壁等の早期完成**が必要です。また、既存岸壁等の施設改良のため**社会資本整備総合交付金の確保**が必要です。
- (5) ICT 等を活用した**荷役・輸送作業効率化による生産性向上**を進めるとともに、**港湾就労者の人材確保や女性活躍推進**のため**通勤バス路線網、厚生施設等の機能充実**への支援が必要です。

2 クルーズ客船受入機能の強化と賑わいの創出

- (1) 大黒ふ頭における超大型客船の 2 隻同時受入需要に対応するための **P3 岸壁及び T6~8 岸壁の改良、T3・T4 上屋を活用した客船受入施設の整備**や、**大さん橋国際客船ターミナルの設備改修（空調設備・ボーディングブリッジ更新）**への支援が必要です。
- (2) クルーズ旅客が円滑に入出国できるよう、**各ターミナルでの入国審査、税関や検疫(CIQ)の体制強化（十分な人員配備、最新設備の導入等）**が不可欠です。
- (3) みなとみらい 21 地区で、インバウンドを含むクルーズ旅客が気軽に散策できる魅力的な港の賑わいを創出するため、**赤レンガ倉庫の大規模修繕（外壁等の補修・空調設備更新等）**や**臨港パークの整備**への支援が必要です。
- (4) **山下ふ頭再開発に伴う既存倉庫等の移転及び機能強化への支援**や、**臨港幹線道路（山下~本牧間）等の基盤施設の整備**推進が必要です。

3 安全・安心で環境にやさしい港づくり

- (1) 高潮や大規模地震による津波の被害を防ぐため、**大黒ふ頭における海岸保全施設の整備**や、**大さん橋国際客船ターミナルの電源浸水対策**への支援が必要です。
- (2) SOLAS 制限区域の保安対策徹底のため、**警備員の増員や労働環境改善**に対する支援が必要です。
- (3) 「ヒアリ」「アカカミアリ」等の特定外来生物の侵入・定着を防ぐとともに、ニュージーランドで輸入検疫が強化された「クサギカメムシ」等の輸出貨物への付着を防ぐことが必要です。
- (4) 2020 年から LNG バンカリング拠点として始動できるよう、**LNG バンカリング船の定係地の確保のために必要な施設（岸壁、係留船舶への電気供給施設、防災設備等）の整備**への支援に加え、**船体の固定資産税軽減措置**が必要です。



先進的な港湾施設の着実な整備推進



南本牧ふ頭に寄港した超大型コンテナ船
(19,000TEU 積)



新本牧ふ頭計画

クルーズ客船受入機能の充実



大黒ふ頭に着岸した客船クイーン・エリザベス



大さん橋ふ頭に着岸中の客船と
赤レンガ倉庫周辺の賑わい

公共施設の老朽化対策の推進

国土交通省、総務省、文部科学省、環境省

1 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の老朽化対策

- (1) 防災・安全交付金の所要額確保と計画的な老朽化対策等の事業への重点的な配分
- (2) 防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和

2 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

3 学校施設の老朽化対策

- (1) 学校施設環境改善交付金の所要額確保
- (2) 老朽校舎の改築に係る補助率の見直し

4 廃棄物処理施設等の整備等に係る支援の充実

- (1) 廃棄物処理施設等の老朽化対策に関する財政措置の拡充
- (2) 焼却工場の安定稼働のための整備への財政措置の拡充
- (3) 廃棄物処理施設の解体に対する財政措置の拡充

【提案の背景・必要性】

- ・ 市民生活やあらゆる社会経済活動を支える、道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設や、学校施設、廃棄物処理施設などの公共施設は、高度経済成長期以降に大量かつ集中的に整備され、一部の施設については既に老朽化が深刻化するとともに、更に今後 20 年間で老朽化する施設が急速に増加します。
- ・ 国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）や「社会資本整備重点計画」（平成 27 年 9 月）では、国や地方自治体等の管理者が一丸となって、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築することなどが掲げられました。
- ・ また、地方自治体には、平成 28 年度までに「インフラ長寿命化計画」（行動計画）を策定するとともに、令和 2 年度までに施設ごとの「個別施設計画」を策定することが求められており、横浜市では、平成 30 年度末時点で、港湾施設や河川など 28 の個別施設計画を策定済です。
- ・ 老朽化対策の実施にあたっては、点検・診断から様々な規模の修繕・更新までを、個別施設計画に基づき、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に進めることで市民の安全・安心を確保することはもとより、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、事業費の平準化を図ることが可能となります。

- ・ 公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させるとともに、「横浜市強靱化地域計画」にも位置付けられている老朽化対策を推進するためには、国の支援が不可欠です。

【提案内容の説明】

1 道路・港湾施設・下水道施設・河川施設・公園施設等の老朽化対策

- ・ 老朽化対策などを支援する**防災・安全交付金**について、公共施設のメンテナンスサイクルを計画的かつ確実に循環させられるよう、地方自治体が必要とする**所要額を確保し、個別施設計画に基づく計画的な老朽化対策等の事業に重点的に配分**することを提案します。
- ・ また、地方自治体が実情に合わせて柔軟に事業執行できるよう、**防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充及び規模要件の緩和**を提案します。

2 公共施設等適正管理推進事業債の対象事業の拡大及び恒久化

- ・ 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する**公共施設等適正管理推進事業債**について、老朽化対策等の課題が生じている**全ての施設に対象を拡充**することを提案します。
- ・ また、令和3年度までの時限措置となっていますが、地方自治体が長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行っていくよう、**恒久的な措置**とすることを提案します。

3 学校施設の老朽化対策

- ・ 適切な教育環境の確保は、国及び地方自治体の責務です。学校施設の老朽化対策や環境改善を計画的に実施できるよう、**学校施設環境改善交付金**について、地方自治体が必要とする**所要額を当初予算において確保**することが必要です。
- ・ 横浜市では、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、計画的に改築を進めることとしました。この改築は、適切に維持管理を行い、長寿命化を図った上で行うものであり、児童生徒の安全・安心のためには、**新增築と同様に必ず行わなければならない義務的な事業**です。このため、**改築についての補助率を見直し、学校統合を伴わない場合でも、現行の1/3から、新增築と同様の1/2に引き上げる**よう提案します。

4 廃棄物処理施設等の整備等に係る支援の充実

- ・ **焼却工場・選別施設等の基幹改良事業**について、施設の長寿命化及び安定稼働に不可欠な中央監視制御装置など、**二酸化炭素排出削減に直結しない設備も循環型社会形成推進交付金等の対象**とすることを提案します。

- ・また、循環型社会形成推進交付金等の対象となる**基幹改良事業の対象施設**について、安定的な廃棄物処理、良好なストックマネジメントのためには、廃棄物の収集から最終処分までを支える全ての廃棄物処理施設で計画的な基幹改良や関連施設の更新、改修等を実施していく必要があることから、**中継輸送施設や最終処分場（埋立て終了後に浸出水の処理等の維持管理のみを行っている施設も含む）等にも対象を拡充すること**を提案します。
- ・さらに、ごみ収集の拠点である**収集事務所**は、通常業務だけでなく、災害発生時には復興に向けて重要な役割を担うことを踏まえ、**更新や改修等について、循環型社会形成推進交付金の対象にするなど新たな財政措置の創設**を提案します。
- ・**排ガス処理設備の定期整備（「ろ布交換」「触媒交換」）**について、焼却工場から排出される排ガスによる環境への影響を防止する上で極めて重要なことから、**循環型社会形成推進交付金の対象とすること**を提案します。
- ・ごみ減量施策等の推進の結果として不要となった廃棄物処理施設の解体について、同一敷地内で**新たな廃棄物処理施設の整備を伴わない場合においても、循環型社会形成推進交付金の対象とすること**を提案します。

■参考1：防災・安全交付金の対象施設・事業の拡充と規模要件の緩和【項目1関連】

	現状	提案
港湾事業	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な維持修繕の確実な実施が必要。 ・老朽化対策事業は、規模要件「2億円以上かつ5億円を超えない」に該当しない事業が多く、補助率も新設・再建設よりも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「維持管理計画」の更新、及び計画に基づく点検への対象拡大。 ・老朽化対策事業における規模要件緩和及び補助率の引き上げ。
河川事業	<ul style="list-style-type: none"> ・河川護岸や地下式遊水地のく体等に対する老朽化対策、長寿命化が対象となっていない。 ・老朽化対策事業は、規模要件「事業費が概ね4億円以上」に該当しない事業が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川護岸や地下式遊水地のく体等の老朽化対策、長寿命化への対象拡大。 ・老朽化対策事業における規模要件緩和。



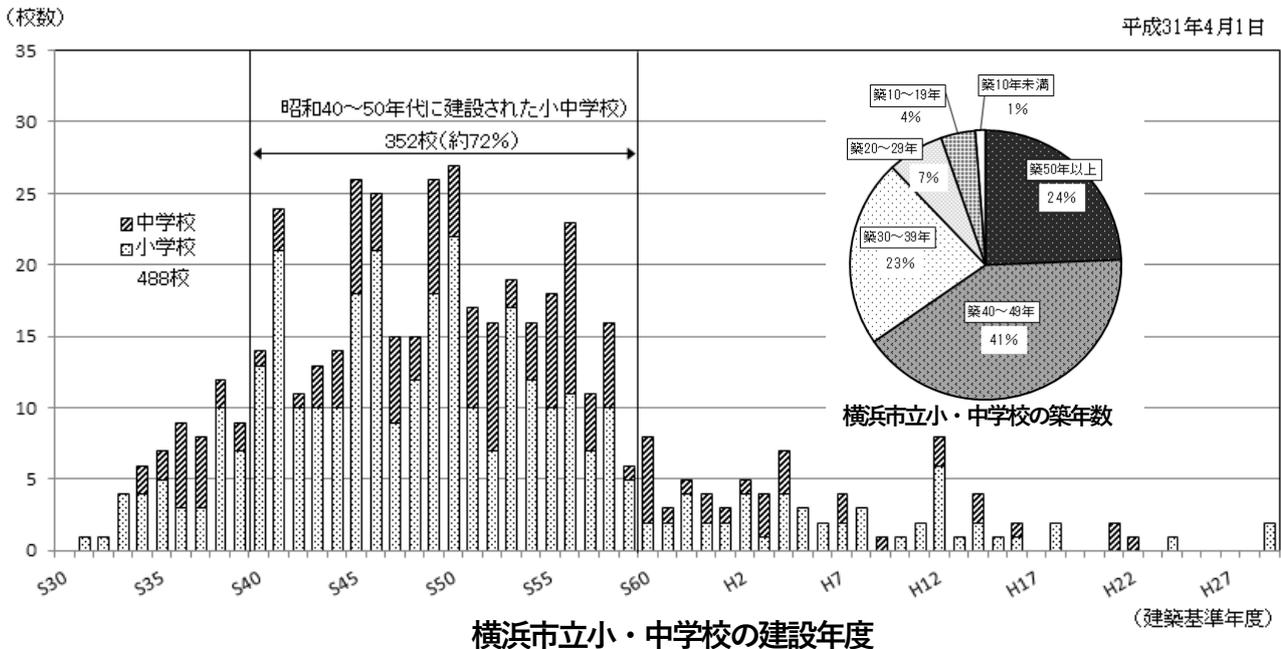
大黒ふ頭電気防食工事



平戸永谷川の河川護岸崩落

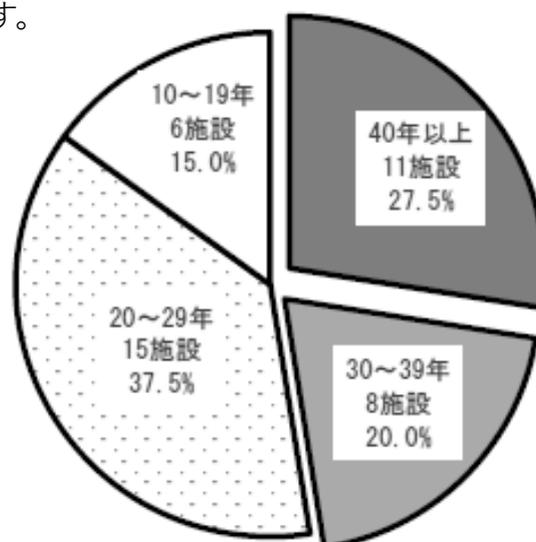
■参考2：横浜市の学校施設の年度別整備と老朽化の状況【項目3 関連】

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備しました。従来は築40年程度で改築を行っていましたが、現状では6割以上の学校が築後40年以上経過しています。それを踏まえ、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図るとともに、築70年を超えない範囲で平準化して改築を進めています。



■参考3：横浜市の廃棄物処理関連施設等の設置状況【項目4 関連】

横浜市の廃棄物処理関連施設は、4分の1以上が40年以上、半数近くが竣工から30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいます。特に、プラント設備は建築物よりも寿命が短く、老朽化対策が課題となっています。



廃棄物処理関連施設 (40施設) 経過年数

提案の担当	／	財政局公共施設・事業調整室公共施設・事業調整課長	伊勢田 純	TEL 045-671-3918
		財政局財政部限外課課長	中林 都	TEL 045-671-2185
		教育委員会事務局施設部教育施設課長	石井 聡	TEL 045-671-3230
		資源循環局適正処理計画部施設課長	安室 睦芳	TEL 045-671-2527

持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援

国土交通省、財務省、総務省

1 下水道施設の改築への支援の継続

2 強靱な都市づくりに向けた地震対策・浸水対策への支援の拡充

【提案の背景・必要性】

1 下水道施設の改築への支援の継続

- ・ 国の財政制度等審議会において、下水道事業について、維持管理・更新が今後の主要課題になることを踏まえ、**受益者負担やコスト縮減を徹底すべき**であり、**汚水事業に係る改築費用は、原則、使用料で賄うべき**との観点から、**国庫補助を縮減する趣旨の議論**がなされました。
- ・ また、**国の下水道財政のあり方に関する研究会**においては、公共用水域の水質保全・向上を図るため、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）に基づき講じられている**地方交付税措置について、見直しに向けた検討**が進められています。
- ・ しかし、こうした議論は、汚水処理の便益が、使用者だけでなく、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全、大規模地震時におけるトイレ機能の確保など、不特定多数に及んでいることへの視点が欠けており、**下水道が公共性・公益性の高い役割を担っている実態と大きくかい離しています。**
- ・ また、国においては、水質汚濁防止法で、地方自治体を実施する生活排水対策に財政援助を行うことが努力義務として定められているほか、国庫補助は、新設・改築ともに国が義務的に支出する負担金と整理され、補助率等の恒久化が平成4年度に閣議了解されているなど、**従来から下水道の公共性・公益性を踏まえた国の責務が明確に示されてきたことと整合性が取れていません。**
- ・ 横浜市では、污泥処理の集約化、PFI事業、ノズルカメラによる調査などに取り組みとともに、下水道事業中期経営計画（平成30年度～令和3年度）で収入確保及び支出削減の推進を目標に掲げるなど、**経営の効率化に向けた取組を積極的に推進**していますが、大都市では、**人口急増期に集中的に整備した下水道施設の老朽化が一斉に進んでいることに加えて、国土強靱化や地球温暖化対策等の新たな課題への対応も求められています。**
- ・ こうした中、**下水道の改築は、多発する道路陥没の未然防止、公共用水域の更なる水質改善、エネルギー消費や温室効果ガスの排出が膨大な下水道事業における省エネ・創エネなど、持続可能な社会の構築に向けて公共的・公益的役割を維持・向上する形で進めていくことが必要**です。

2 強靱な都市づくりに向けた地震対策・浸水対策への支援の拡充

- ・ 国においては、昨年12月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されました。一方、横浜市では、今後30年以内に震度6弱以上の激しい揺れに見舞われる確率が82%（平成30年6月政府・地震調査研究推進本部発表）とされ、また、気候変動の影響等により局地的大雨や台風が増加するなど、**災害リスクが高まっています。**こうした中、**国と地方が一体となって強靱な都市づくりを迅速かつ着実に推進していくことが求められています。**

【提案内容の説明】

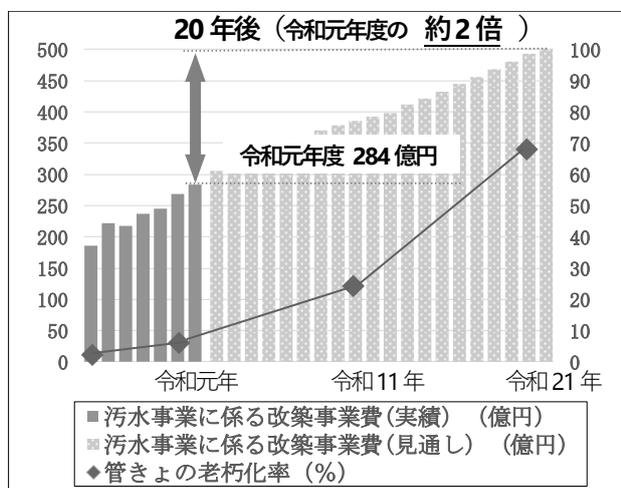
1 下水道施設の改築への支援の継続

- ・ 国において、下水道事業や使用料のあり方を検討する上では、下水道の公共的・公益的役割を踏まえ、持続可能な社会の構築に向けて国・地方がともに取り組む視点を持って、議論を進めることを提案します。
- ・ 公害防止対策事業に係る財政措置について、令和 2 年度末までの時限措置となっていますが、引き続き大都市を中心に公共用水域の水質保全・向上に向けた取組が必要であることを踏まえ、**財政措置を延長**することを提案します。
- ・ 下水道施設の改築と一体的に行う、公共用水域の更なる水質改善に資する高度処理施設や省エネ・創エネに資する高効率機器等の導入について、**社会資本整備総合交付金等の所要額を確保するとともに、重点配分項目に追加するなどの拡充**を図ることを提案します。

2 強靱な都市づくりに向けた地震対策・浸水対策への支援の拡充

- ・ 横浜市では、地域防災拠点（指定避難所）等への下水直結式トイレの設置を進めていますが、耐震性のある管きょへの布設替え、布設替えが困難な管きょ等の更生工法による耐震化、水再生センター・ポンプ場の機能確保に欠かせない護岸の耐震化など、**地域防災拠点等から水再生センターまで連続的に耐震性を確保する事業についても、防災・安全交付金の重点配分項目に追加**することを提案します。
- ・ また、局地的大雨等に伴う都市型の浸水被害に対応するため、公園・プロムナードの整備や歩道・植樹ますの改良等に合わせた雨水の浸透機能向上などに取り組んでいますが、このような**グリーンインフラ**（自然環境が有する貯留・浸透機能）を活用した総合的な浸水対策に対して、**社会資本整備総合交付金の対象拡充や、新たな支援制度の創設**を行うことを提案します。
- ・ **横浜駅周辺地区**については、重点地区として平成 29 年に全国に初めて下水道法に基づく「**浸水被害対策区域**」に指定し、民間事業者による雨水貯留施設の整備に国と共に補助を行うなど、**公民連携による浸水対策**を行っています。今後、**新たな雨水幹線及びポンプ場の整備**などの対策を本格化していくことから、**特定地域都市浸水被害対策事業の所要額を確保**することを提案します。

■参考 1: 横浜市の汚水事業に係る改築事業費の見通し



■参考 2: グリーンインフラを活用した浸水対策の例



グランモール公園（みなとみらい地区）

国及び国の関係機関の公共事業における 市内中小企業者の受注機会の増大

国土交通省

横浜市市内中小企業者の受注機会の増大を図るための、 分離・分割発注の推進と地元が参画しやすい発注方式の増大

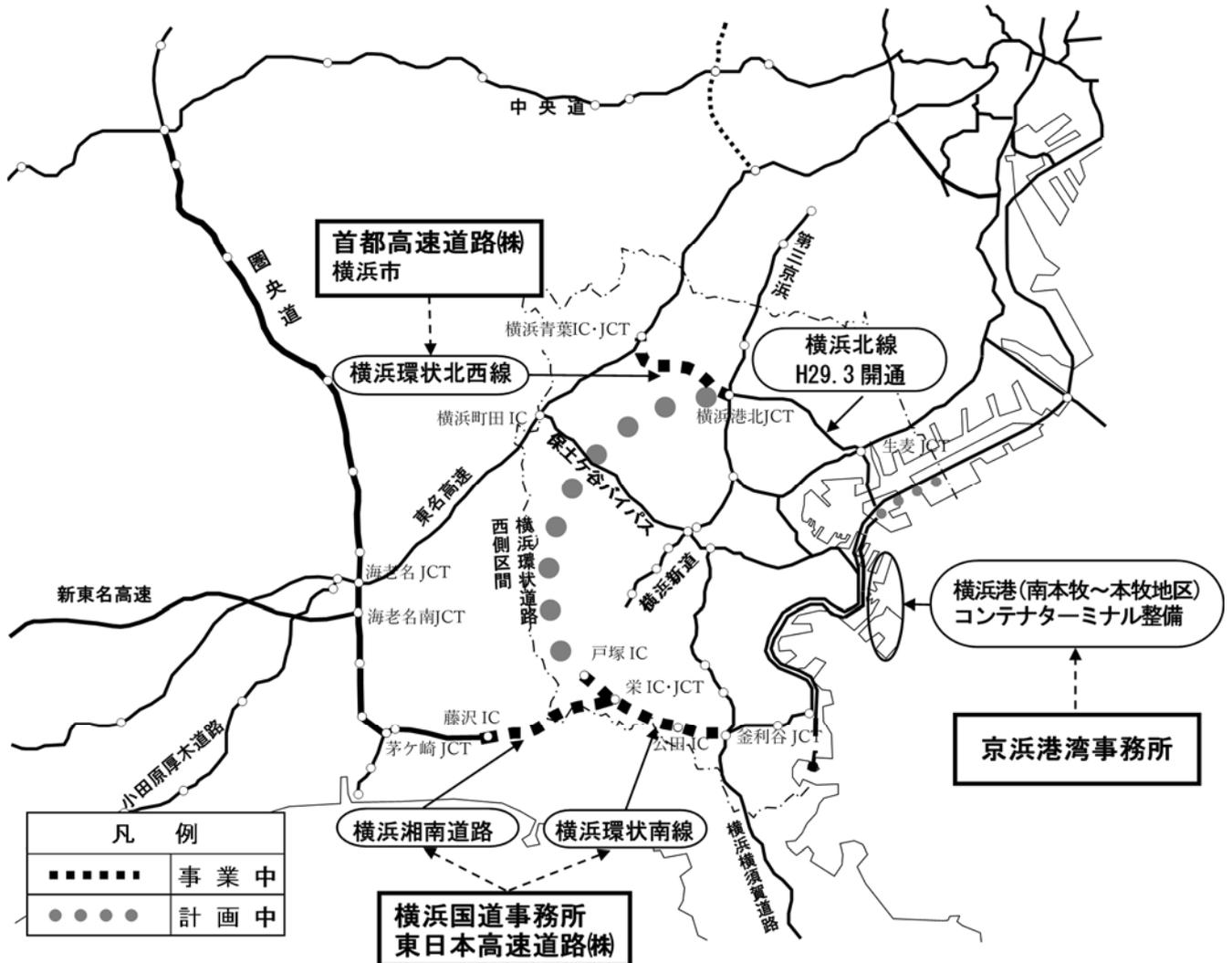
【提案の背景・必要性】

- ・横浜市では、平成 22 年に「横浜市中小企業振興基本条例」を制定し、市発注の公共事業で、市内中小企業者の受注機会の増大を推進しています。
- ・また、平成 23 年からは、国等関係機関と「横浜市内公共事業発注者連絡会」を毎年開催し、国等関係機関による公共事業での市内中小企業者の受注機会の一層の増大に取り組んでいます。連絡会の設立以降、市内中小企業者の受注実績は大幅に伸びており、平成 29 年の受注額は 120 億円となっています。
- ・国においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、平成 27 年 1 月に、公共事業の発注者向けに「発注関係事務の運用に関する指針」が策定され、災害対応を含め、地域における社会資本の維持管理を担う企業の確保の重要性が掲げられています。
- ・横浜市内では、今後も、横浜環状道路や港湾の整備など、国等関係機関による大規模事業が継続することから、その推進にあたっては、地元経済の活性化の視点から、市内中小企業者の受注機会を増大させることが求められています。

【提案内容の説明】

- ・国等関係機関による公共工事において、引き続き地元発注を基本方針とするとともに、横浜市内中小企業者の受注機会の拡大を図るため、**分離・分割発注の推進**や、**地域の精進度・貢献度を評価する発注方式及び地元企業が参画可能な JV への発注等**を増大することを提案します。

■ 国及び国の関係機関の横浜市における主な大規模公共事業



■ 横浜市内の国及び国の関係機関による発注額と市内企業受注額

	平成 23 年度	…	27 年度	28 年度	29 年度
発注額	960 億円	…	1,729 億円	1,791 億円	905 億円
(WTO や緊急随意契約案件を除いた場合の額)	(504 億円)	…	(547 億円)	(617 億円)	(609 億円)
うち 市内企業受注額	55 億円	…	113 億円	125 億円	120 億円

※集計対象は、「横浜市内公共事業発注者連絡会」のメンバー等である、国土交通省（横浜国道事務所、京浜港湾事務所、京浜河川事務所、横浜営繕事務所、川崎国道事務所）、東日本高速道路(株)（横浜工事事務所、京浜管理事務所）及び首都高速道路(株)（神奈川建設局、神奈川管理局）。

※各機関の発注額は、横浜市域外も含む。

「特別自治市」の早期実現

内閣府、総務省

大都市が能力を十分に発揮して、市民サービスの向上と経済活性化を図るため、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現

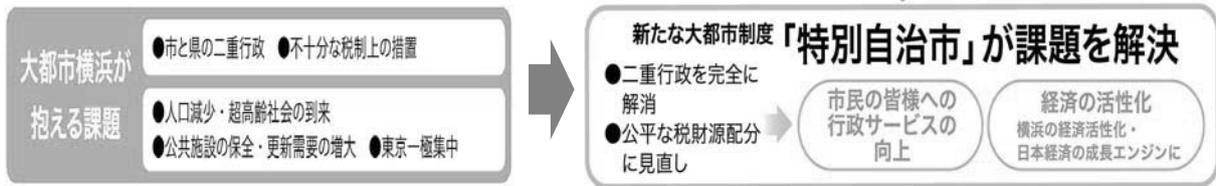
【提案の背景・必要性】

- ・ 地方分権改革の推進や市町村合併、人口減少社会の到来・超高齢社会の進展等により、**広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化**しています。従来の基礎的な地方公共団体とそれを包括する広域的な地方公共団体の二層制を前提としない、**地方自治制度における大都市の位置付けや役割の検討が必要**です。
- ・ **現行の指定都市制度は**、暫定的な制度として創設されてから 60 年以上が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えており、**大都市が潜在能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがされていません**。
- ・ 横浜市は、**平成 25 年 3 月に**、議会との議論を経て、指定都市制度に代わる特別自治市制度の基本的考え方を整理した「**横浜特別自治市大綱**」を策定しました。横浜市の附属機関である「横浜市大都市自治研究会」での議論も踏まえ、「特別自治市」制度の早期実現に向けた、制度設計の検討も進めています。
- ・ さらに「特別自治市」の実現を見据え、「**総合区**」制度も含め、**区のあり方について継続的に検討を進めるとともに、子育て支援やまちづくりなど、市民生活に直結する分野を中心に、県との二重行政解消に向けた協議を進めています**。
- ・ 374 万市民を擁する大都市横浜が、近隣自治体の水平・対等な連携の中心的な役割を果たし、圏域の中核都市として日本経済の成長をけん引するため、**指定都市制度の抜本的な改革と特別自治市の法制化が必要**です。

【提案内容の説明】

- ・ 大都市が能力を十分に発揮し、市民サービスの向上と経済活性化を図る必要があります。また、大都市を圏域における地方創生をけん引する拠点とするため、**国における大都市制度改革の議論を加速し、横浜にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現に取り組むことを提案**します。

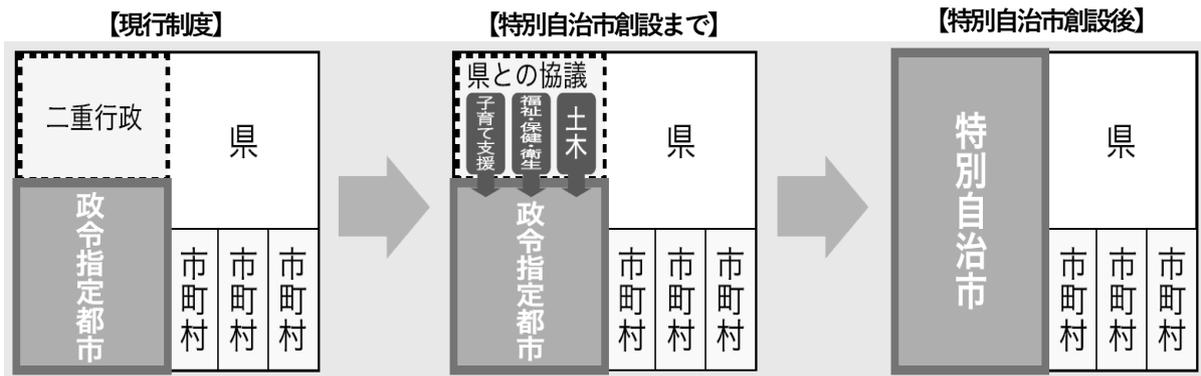
■ 「特別自治市」制度創設が求められる背景・必要性



■ 横浜市が目指す「特別自治市」制度（横浜特別自治市大綱より抜粋）

特別自治市の骨子	<ul style="list-style-type: none"> ○現在県が横浜市域で実施する事務及び横浜市が担っている事務の全てを処理 ○市域内地方税の全てを賦課徴収 ○県及び近接市町村等との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化 ○特別自治市の自治構造は、市-区の2層構造を基本とし、行政区を単位に住民自治を制度的に強化
----------	--

- ポイント1** 横浜市は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」による特別区の設置は目指さない
- ポイント2** 都市の一体性や総合力を生かし、市民の暮らしを支え、日本経済をけん引するのにふさわしい核となる大都市を戦略的に形成できる特別自治市を目指す
- ポイント3** 現行制度の下でも、子育て支援、福祉・保健・衛生、土木等、市民生活に直結する分野を中心に県との協議を進め、ゴールである「特別自治市」に近づけていく



<特別自治市と都区制度との違い>



■ 横浜市大都市自治研究会（第3次）平成30年3月に市長から諮問

<諮問事項>

「横浜特別自治市大綱」、「第2次横浜市大都市自治研究会答申」や現下の社会情勢等を踏まえた特別自治市の制度設計のあり方について

<委員>

座長 辻 琢也（一橋大学大学院教授）、副座長 大杉 覚（首都大学東京大学院教授）

出雲 明子（東海大学准教授）、伊藤 正次（首都大学東京大学院教授）、宇野 二郎（横浜市立大学教授）

沼尾 波子（東洋大学教授）、望月 正光（関東学院大学教授）

地方分権改革の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、
国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
- 3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止

【提案内容の説明】

- 1 指定都市への事務・権限の移譲、国の義務付け・枠付けの見直し等の更なる推進
 - ・ 国と地方が総力を挙げて人口減少の克服と地方創生の実現に向けて取り組む中、地域の実情を把握している地方自治体には、多様化・複雑化する地域の課題や住民ニーズに的確に対応するとともに、持続可能な形で住民サービスを提供していけるよう、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが求められており、地方分権改革の重要性は増しています。
 - ・ 国において、地方分権一括法や提案募集方式など、地方からの発意に基づく地方分権改革が進められる中、規制緩和は着実に進展がある一方、市民生活に直結する分野で横浜市が求めている事務・権限の移譲は未だに実現していません。
 - ・ 今後も、地方からの発意に根差した提案を積極的に採用し、**基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対して、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しを一層進めることを提案します。**
 - ・ また、**提案募集方式**については、**過去に実現せず再提案が行われたものも含めて、地方の提案を最大限実現する方向で取り組むことを提案します。**
- 2 指定都市の自主財源の充実強化
 - ・ 国・道府県と大都市である指定都市との関係では、現在でも、仕事量に見合った税財源配分となっていません。このため、**指定都市への事務・権限の移譲に併せて、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することを提案します。**
 - ・ また、指定都市に移譲されている事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲や法人事業税交付金の上乗せ交付など、**大都市特例税制の創設**を提案します。

3 必要な地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の廃止

- ・ 地方は、子育て支援の充実や高齢化の進展等により社会保障関係費の増加が避けられず、地域経済の活性化などの必要な施策を実施していく必要もあります。さらに、社会保障と税の一体改革や人づくり革命などに伴う新たな地方負担を含めて**必要な地方交付税総額を確保**した上で、**大都市の財政需要を踏まえた配分を行うこと**を提案します。
- ・ 地方財源不足への対応は、**地方交付税の法定率の引上げ**により対応すべきであり、将来世代への負担の先送りである**臨時財政対策債の廃止**を提案します。

■参考1：指定都市への事務・権限移譲の重点項目

項目	権限移譲の効果
私立幼稚園に係る 事務・権限及び財源の移譲 ① 私立幼稚園の設置等の認可・指導 ② 私立学校審議会の設置・運営 ③ 補助金交付に係る事務	子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、待機児童対策、幼児教育・保育の質の向上、新制度の給付対象施設への移行促進など、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能になる。
医療計画の策定に係る 事務・権限及び財源の移譲	二次医療圏が市域で完結し、医療政策の実績も有している指定都市が、地域特性に応じた医療計画を自ら策定し、地域医療介護総合確保基金を主体的に活用できる仕組みを構築することで、医療需要を的確に反映させた医療機能の分化・連携を迅速かつ効果的に進めることが可能になる。
一級河川（指定区域）・二級河川の管理 に係る事務・権限及び財源の移譲	市内域で流域が完結する一級河川（指定区間）・二級河川について、一元的に市が管理し、河川法に基づき県に徴収されている占用料等についても、管理者が適正な管理のための財源として徴収することで、下水道や流域を含めた総合的な治水対策や、まちづくりと一体となった河川整備を行うことが可能になる。

■参考2：提案募集方式により実現した規制緩和（横浜市提案）

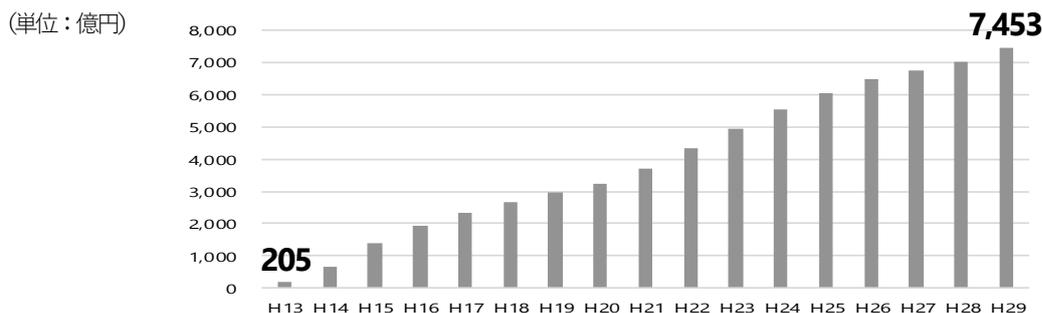
○学校給食費のコンビニエンスストア等での納付（平成29年提案）

学校給食費について、私人に収納を委託することが可能であることが明確化され、コンビニエンスストア等での納付が可能となった。

○搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における国際運転免許証での運転（平成30年提案）

横浜市が都心臨海部で行っているセグウェイの公道走行の実証実験において、訪日外国人などが国際運転免許証で運転することが可能となった。

■参考3：横浜市における臨時財政対策債の残高の推移



提案の担当 / 政策局大都市制度・広域行政室大都市制度推進課地方分権担当課長 瀧澤 朋之 TEL 045-671-2109
 財政局財政部限財源課長 中林 都 TEL 045-671-2185
 財政局主税部税制課長 大塚 貴司 TEL 045-671-2188

三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進

総務省

三大都市圏における、指定都市等を核とした近隣市町村との連携促進に向けた新たな制度の構築

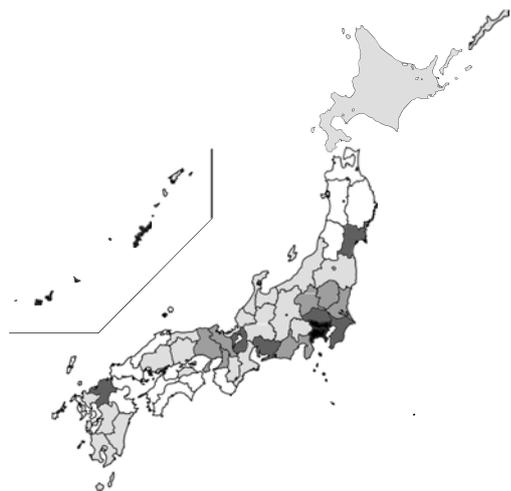
【提案の背景・必要性】

- ・ 高齢化や人口減少が進展する中、行政サービスを持続的に提供するためには、複数の市町村がそれぞれの資源を有効に活用しながら連携していくことが重要であり、国は平成26年に地方自治法を改正し、「連携協約」の制度を導入しました。
- ・ 国は、地方圏に対しては、「連携中枢都市圏」の形成を推進するため、地方交付税措置も含めた財政支援を行っており、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市と近隣の市町村による連携協約の締結が進んでいます。
- ・ 一方、三大都市圏、特に東京圏では、今後、地方圏を上回る急速な高齢化の進展が予想され、これにより生じる様々な課題に早急に対応するため、近隣市町村との連携をはじめとした最適なマネジメント手法の構築が求められています。
- ・ 現在審議中の第32次地方制度調査会では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えた圏域における地方公共団体の協力関係が、審議の柱の一つとなっています。
- ・ このような中、横浜市は昨年度、隣接する7市と「8市連携市長会議」を設置し、2040年頃の広域的な課題を見据え、基礎自治体ならではの視点から、水平・対等な関係で圏域全体の「行政サービスの維持・向上」「地域コミュニティの活性化」「持続可能な成長・発展」を目指し、連携策の協議を開始しました。
- ・ しかし、三大都市圏においては、連携に向けた検討・準備を主目的とした単年度の国の委託事業はありますが、中長期的な課題を見据え、継続的に取り組むための支援制度はなく、課題認識を持つ市町村が、限られた予算の中で任意に取り組んでいるのが実情です。

【提案内容の説明】

- ・ 三大都市圏においても、指定都市等を核に、近隣の市町村と水平的・対等な連携を更に推進し、少子高齢化や社会資本老朽化への対応等、切実な地域の課題解決に向け継続的に取り組めるよう、新たな支援制度の創設を提案します。

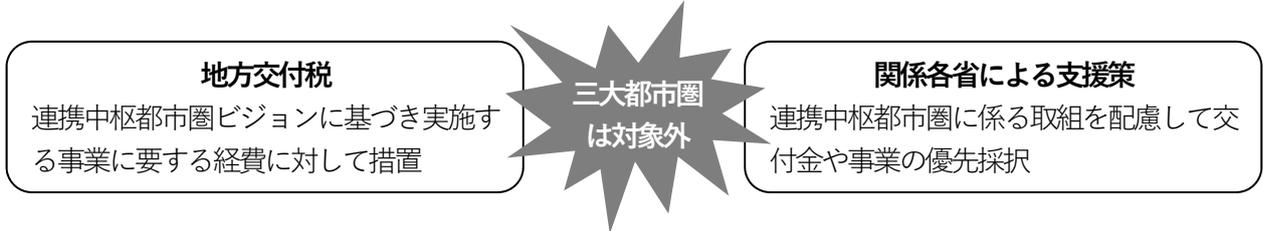
■参考 1：令和 27（2045）年の都道府県別 65 歳以上人口の指数（平成 27（2015）年＝100）



平成27（2015）年から令和27（2045）年にかけて65歳以上人口が30%以上増加するのは東京都、神奈川県と沖縄県

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」
(国立社会保障・人口問題研究所)

■参考 2：連携中枢都市圏ビジョンを策定した市町村の取組への主な支援策



■参考 3：新たな広域連携促進のための委託事業

提案が選定された市区町村又は都道府県に対して、関係者で協議を行うための会議等の運営や調査など連携に向けた準備を中心に、単年度で調査を委託（三大都市圏も対象）

対象事業	委託金額
連携中枢都市圏の形成等に向けた取組	上限 2,500 万円
都道府県と市区町村との連携に向けた取組	
三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な役割分担の取組	

連携の継続・深化に向け、更なる支援が必要

■参考 4：横浜市と隣接 7 市との連携

○8 市連携市長会議の開催（平成 30 年 7 月 9 日）

【テーマ】2040 年頃における課題（少子高齢社会・公共施設老朽化・東京都区部一極集中等）への挑戦 ～圏域の持続可能な成長・発展に向けた連携のあり方について～

【構成市】横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市



○今後の取組

【短期的取組】 観光施策の取組、好事例の情報共有

【中長期的取組】 2040 年頃の課題の研究・検討、新たな連携施策に向けた協議

【推進体制】 市長会議（適宜開催）、部局長級会議（定期開催）、事務局：横浜市

○これまでの主な連携事例

災害時の相互応援（H23・24）、待機児童対策（H26）、図書館の相互利用（H29・30）等

提案・要望項目 府省別一覧

内閣官房

- 1-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p5
- 6-(1) 国土強靱化の推進 p59

内閣府

- 1-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p5
- 4-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p27
- 4-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29
- 5-(2) 待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり p33
- 5-(9) 女性活躍の取組の推進 p49
- 5-(10) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p51
- 5-(11) 児童虐待対策のための市町村の機能強化の推進 p53
- 7-(1) 「特別自治市」の早期実現 p79
- 7-(2) 地方分権改革の推進 p81

総務省

- 2-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p13
- 6-(5) ふ頭機能の再編などによる横浜港の国際競争力強化 p67
- 6-(6) 公共施設の老朽化対策の推進 p71
- 6-(7) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p75
- 7-(1) 「特別自治市」の早期実現 p79
- 7-(2) 地方分権改革の推進 p81
- 7-(3) 三大都市圏の指定都市等を核とした広域連携の促進 p83

法務省

- 1-(2) 外国人材の受入れ・共生のための環境整備 p3
- 6-(5) ふ頭機能の再編などによる横浜港の国際競争力強化 p67

外務省

- 1-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p5
- 4-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p27

財務省

- 1-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p5
- 2-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p9
- 4-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p27
- 4-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29
- 6-(5) ふ頭機能の再編などによる横浜港の国際競争力強化 p67
- 6-(7) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p75

文部科学省

- 1-(1) 文化芸術立国の推進及び劇場整備に向けた総合的支援の創設 p1
- 5-(2) 待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり p33
- 5-(4) 小学校高学年における「チーム学年経営」の推進 p39
- 5-(5) 小学校高学年の外国語教科化に向けた指導体制の充実 p41
- 5-(6) 外国籍等児童生徒に対する支援の充実 p43
- 5-(7) 小学校の児童支援を専任する教員の定数化 p45
- 5-(8) 学校における働き方改革の取組の促進 p47
- 6-(6) 公共施設の老朽化対策の推進 p71
- 7-(2) 地方分権改革の推進 p81

厚生労働省

- 3-(1) 認知症施策の推進 p17
- 3-(2) 介護人材確保に向けた取組の推進 p19
- 3-(3) 国民健康保険への財政支援の拡充 p23
- 5-(1) 子どもの医療費助成の充実 p31
- 5-(2) 待機児童対策の推進と保育・教育の安定的な基盤づくり p33
- 5-(3) 放課後児童健全育成事業の充実 p37
- 5-(10) 国と地方自治体が一丸となった子どもの貧困対策の推進 p51
- 5-(11) 児童虐待対策のための市町村の機能強化の推進 p53
- 5-(12) 障害者が地域で自立した生活を送るための支援の拡充 p55
- 5-(13) 国民健康保険に係る国庫負担金減額措置の見直し p57
- 6-(5) ふ頭機能の再編などによる横浜港の国際競争力強化 p67
- 7-(2) 地方分権改革の推進 p81

農林水産省

- 2-(2) 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請 p11
- 2-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p13
- 4-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29

経済産業省

- 1-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p5
- 2-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p13
- 2-(4) プラスチック対策の推進 p15

国土交通省

- 1-(1) 文化芸術立国の推進及び劇場整備に向けた総合的支援の創設 p1
- 1-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p5
- 1-(4) アジアにおけるMICE分野の国際競争力強化 p7
- 2-(1) 花と緑を生かした都市の魅力づくりの推進 p9
- 2-(2) 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請 p11
- 4-(1) 横浜都心・臨海地域における都市再生の推進 p25
- 4-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p27
- 4-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29
- 6-(2) 国際競争力及び防災力強化に向けた高速道路等の整備推進 p61
- 6-(3) 連続立体交差事業関連及び道路の防災・安全対策の推進 p63
- 6-(4) 鉄道整備事業の推進 p65
- 6-(5) ふ頭機能の再編などによる横浜港の国際競争力強化 p67
- 6-(6) 公共施設の老朽化対策の推進 p71
- 6-(7) 持続可能な社会の構築に資する下水道事業への支援 p75
- 6-(8) 国及び国の関係機関の公共事業における市内中小企業者の受注機会の増大 p77
- 7-(2) 地方分権改革の推進 p81

環境省

- 1-(3) 海外インフラビジネスの一層の推進 p5
- 2-(3) 持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組への支援 p13
- 2-(4) プラスチック対策の推進 p15
- 6-(6) 公共施設の老朽化対策の推進 p71

防衛省

- 4-(2) 市内米軍施設の返還と跡地利用促進への支援 p27
- 4-(3) 郊外部における新たな活性化拠点の形成に向けた旧上瀬谷通信施設の土地利用促進への支援 p29

横浜市 政策局 大都市制度・広域行政室 大都市制度推進課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
Tel : 045-671-2951 Fax : 045-663-6561

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>